

産業廃棄物処理施設
許可・認可申請の手引き
(中間処理施設編)

令和8年3月

川崎市

はじめに

廃棄物処理の基本は、第一に廃棄物の発生抑制、第二に使用済製品、部品の再利用、第三に回収されたものを物質資源やエネルギー資源として利用するリサイクルを行い、処理対象の廃棄物を可能な限り減量することです。それでも経済的、技術的理由で再利用されずに排出される廃棄物については、中間処理によって、安定化、無害化するとともに減量化を図り、最終的には環境汚染が生じないように最終処分しなければなりません。

しかし、現実には再生利用や減量化にも限界があり、多くの廃棄物が排出されています。それを適正に処理することは、私たちの生活や産業活動を支える上でも必要不可欠であり、極めて重要です。ところが、産業廃棄物の不法投棄や不適正処理による環境汚染等が社会問題となり、国民の廃棄物処理に対する不信感を募らせています。

これらの問題は、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会のあり方に根ざしたものであり、その根本的な解決を図るためには、これまでの社会のあり方や国民のライフスタイルを見直して、環境への負荷が少ない経済社会を形成することが不可欠な状況となっています。

このため、環境汚染防止の観点から産業廃棄物の発生抑制・循環的利用・適正処理等の推進を図り、安全で健康かつ快適な生活環境の確保を図るとともに、良好な生活環境を次世代に引き継ぐために、本市では、周辺的生活環境に影響を及ぼさないような処理施設の整備を推進しています。

この手引きは、産業廃棄物処理施設を設置又は変更しようとする事業者の方々に、産業廃棄物の事業者処理責任の原則と社会的な責任とを十分に認識し、適正な産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に努めていただくために作成したものです。この手引きを的確に活用され、生活環境の保全に寄与されますようお願いいたします。

目 次

第1章 産業廃棄物処理施設の概要	1
1 産業廃棄物処理施設とは	1
2 処理施設の許可申請等が必要な場合	2
3 申請手数料	2
第2章 産業廃棄物処理施設の設置の手続	4
1 設置許可申請の概要	4
2 処理施設の設置許可申請の手続	6
(1) 事前相談	6
(2) 事前協議	6
(3) 生活環境影響調査の実施	14
(4) 設置許可申請	15
(5) 設置許可申請から許可証交付までの手続き	15
(6) 使用前検査申請から使用前検査済証の交付までの手続	18
第3章 産業廃棄物処理施設の変更の手続	21
1 処理施設に係る変更	21
2 処理施設の変更許可申請	22
3 軽微変更等の届出	26
第4章 譲受け・借受け、合併・分割、相続の手続	30
1 譲受け又は借受けの許可申請の手続	30
2 合併又は分割の認可申請の手続	31
3 相続の届出の手続	34
第5章 維持管理	35
1 維持管理に係る手続	35
2 維持管理において行うべき事項	37
3 定期検査	43
第6章 産業廃棄物処理施設の廃止・休止・再開	44
1 廃止	44
2 休止の届出	44
3 再開の届出	44
4 許可証及び認可証の再交付申請	45

第7章 熱回収施設設置者認定	46
1 熱回収施設設置者の認定手続き	46
2 熱回収施設設置者認定取得後の手続き等	48
3 熱回収施設設置者の特例	48

◎ 参考資料

1 産業廃棄物処理施設の技術上の基準への対応状況及び維持管理に関する 計画書について	49
2 川崎市廃棄物処理施設設置許可等に関する要綱	71
3 川崎市廃棄物処理施設の設置等の許可申請に係る告示及び縦覧実施要領	81
4 川崎市附属機関設置条例	83
5 川崎市廃棄物処理施設専門家会議組織運営要綱	85
6 川崎市廃棄物処理施設使用前検査実施要領	87
7 川崎市生活環境影響調査実施指針	89
8 技術管理者等の資格等に関する指針	96
9 欠格要件（法第7条第5項第4号、法第14条第5項第2号）	99

◎ 申請様式・報告書等

事前協議

・事前協議申込書（要綱第1号様式）	101
・生活環境影響調査実施計画書（要綱第2号様式）	102
・設置(変更)許可申請書別紙（要綱第3号様式）	112
・廃棄物処理施設設置計画概要書（要綱第4号様式）	117

許可申請・届出

・産業廃棄物処理施設設置許可申請書（規則様式第18号）	130
・産業廃棄物処理施設変更許可申請書（規則様式第22号）	134
・産業廃棄物処理施設使用前検査申請書（規則様式第19号）	137
・産業廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書（規則様式第26号）	138
・合併・分割認可申請書（規則様式第27号）	141
・相続届出書（規則様式第28号）	145
・誓約書（要綱第6号様式）	147
・資金計画書（要綱第7号様式）	148
・資産調書（要綱第8号様式）	149
・産業廃棄物処理施設定期検査申請書（規則様式第20号の2）	150
・熱回収施設設置者認定申請書（規則様式第25号の2）	151
・熱回収施設休廃止等届出書（規則様式第25号の4）	153
・熱回収報告書（規則様式第25号の5）	154

維持管理

- ・産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書（規則様式第23号）…………… 155
- ・産業廃棄物処理責任者設置等報告書（市細則第24号様式）…………… 156
- ・廃棄物処理施設技術管理者設置等報告書（市細則第26号様式）…………… 157
- ・特定処理施設事故等報告書（要綱第13号様式）…………… 158
- ・産業廃棄物処理施設等における処理実績報告書（市細則第12号様式）…………… 159
- ・産業廃棄物処理施設の設置者の欠格要件に係る届出書（市細則第22号様式の3）
…………… 161

用 語 例
法…………… 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
令…………… 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令
規則…………… 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則
設置許可等に関する要綱…………… 川崎市廃棄物処理施設設置許可等に関する要綱
告示及び縦覧実施要領…………… 川崎市廃棄物処理施設の設置等の許可申請に係る 告示及び縦覧実施要領
附属機関設置条例…………… 川崎市附属機関設置条例
専門家会議組織運営要綱…………… 川崎市廃棄物処理施設専門家会議組織運営要綱
使用前検査実施要領…………… 川崎市廃棄物処理施設使用前検査実施要領
市細則…………… 川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律 及び浄化槽法施行細則

第1章 産業廃棄物処理施設の概要

1 産業廃棄物処理施設とは

事業者が産業廃棄物を処理するために設置する施設のうち、令第7条に定める産業廃棄物処理施設（以下「処理施設」という。）をいいます。処理施設を設置するためには、法第15条第1項の規定により、川崎市長の許可が必要です。令第7条に定める処理施設は表1-1のとおりです。

表1-1 設置許可の対象となる処理施設（令第7条）

号	施設の種類	処理能力	施設の中核設備
1	汚泥の脱水施設	10 m ³ /日超	脱水機
2	汚泥の乾燥施設（天日乾燥施設を除く。）	10 m ³ /日超	乾燥設備
	汚泥の乾燥施設（天日乾燥施設）	100 m ³ /日超	
3	汚泥（PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。）の焼却施設	5 m ³ /日超	燃焼室
		200 kg/時以上	
		火格子面積2 m ² 以上	
4	廃油の油水分離施設	10 m ³ /日超	油水分離設備
5	廃油（廃PCB等を除く。）の焼却施設	1 m ³ /日超	燃焼室
		200 kg/時以上	
		火格子面積2 m ² 以上	
6	廃酸又は廃アルカリの中和施設	50 m ³ /日超	中和槽
7	廃プラスチック類の破碎施設	5 t/日超	破碎機
8	廃プラスチック類（PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。）の焼却施設	100 kg/日超	燃焼室
		火格子面積2 m ² 以上	
8の2	木くず又はがれき類の破碎施設	5 t/日超	破碎機
9	有害物質又はダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固型化施設	すべてのもの	混練設備
10	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	すべてのもの	ばい焼室
10の2	廃水銀等の硫化施設	すべてのもの	—
11	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	すべてのもの	熱分解設備又は分解槽
11の2	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設	すべてのもの	熔融炉又は破碎設備
12	廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設	すべてのもの	燃焼室
12の2	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設	すべてのもの	反応設備
13	PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	すべてのもの	洗浄設備又は分離設備
13の2	産業廃棄物の焼却施設（上記3、5、8、12を除く。）	200 kg/時以上	燃焼室
		火格子面積2 m ² 以上	
14	産業廃棄物の最終処分場（遮断型処分場）		外周仕切設備
	産業廃棄物の最終処分場（安定型処分場）		擁壁又はえん堤
	産業廃棄物の最終処分場（管理型処分場）		遮水層又は擁壁若しくはえん堤

※ PCB処理施設、廃石綿等の処理施設は無害化認定（環境大臣認定）の取得を勧めています。

2 処理施設の許可申請等が必要な場合

事業者又は産業廃棄物処理業者が、新たに処理施設を設置する場合には、処理施設の設置工事に着手する前に市長の設置許可を受けなければなりません。また、既に設置された処理施設について法第15条第2項第4号から第7号までに掲げる事項（22ページ参照）を変更する場合についても、法第15条の2の6第1項の規定により変更の許可が必要です。

すでに許可を受けた処理施設を譲受け又は借受けする場合には、譲受け又は借受けの前に市長の許可を、また、処理施設の設置者である法人が合併又は分割により、設置者である法人とは異なる法人格を有する法人が処理施設を承継する場合には、合併又は分割の前に市長の認可が必要です。

各手続は電子申請に対応しています。電子申請が可能な手続きの一覧は次ページに掲載しています。

3 申請手数料

処理施設の許可申請等には、表1-2に示す申請手数料^{※1}が必要です。

申請手数料は、許可申請等の際に納付書の交付を受け、申請手数料の納入後、納入の確認を行うため、再度、廃棄物指導課にお戻りいただき、納付書の領収書を提示していただくことで申請書を受理します。^{※2}許可申請の受付時間は9時から11時までの間、及び13時から14時までの間としています。

表1-2 申請手数料

施設の種類の	設置許可申請 ※4	変更許可申請 ※4	譲受け・借受け 許可申請	合併・分割 認可申請
焼却施設等 ^{※3}	140,000円	130,000円	73,000円	73,000円
その他の施設	120,000円	110,000円		

- ※1 申請手数料は、申請を取り下げた場合又は不許可になった場合にあっては返還することができません。
- ※2 本市では、川崎市役所本庁舎3階の横浜銀行川崎市役所出張所（9時～15時）の利用をお願いしています。手数料は現金での納入となります。
- ※3 焼却施設等とは中間処理施設では焼却施設以外に、廃水銀等の硫化施設、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設、廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設、廃PCB等又はPCB処理物の分解施設、PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設をいいます。
- ※4 申請手数料は施設の種類の毎に必要なです。1施設が複数の廃棄物を取り扱う場合は1施設分の申請手数料となります。

電子申請が可能な手続きの一覧

産業廃棄物処理施設に関する手続きは下のリンクから電子申請ができます。

事前協議申込書	
https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/procedures/apply/5fb79727-779-4022-a0f1-07b7b6174a0f/start	
産業廃棄物処理施設設置許可申請書	
https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/procedures/apply/94e02456-138c-4738-9e45-a7b2576e86fe/start	
産業廃棄物処理施設変更許可申請書	
https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/procedures/apply/5ec138df-956d-4704-96b3-89aec390e9a3/start	
産業廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書	
https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/procedures/apply/0b20d2f3-98fb-458f-b76c-9f9b44f8480c/start	
合併・分割認可申請書	
https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/procedures/apply/22146571-0038-448d-978a-0f70dd0f7da0/start	
熱回収施設設置者認定申請書	
https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/procedures/apply/d6d7e356-d0ce-490b-8cc9-1bf342fc30ce/start	
廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定証再交付申請書	
https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/procedures/apply/99ff23ad-9d75-4486-acc4-29cefd516452/start	
産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書	
https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/procedures/apply/a42a1e78-b97f-4609-8053-cb3c03082625/start	
産業廃棄物処理責任者設置等報告書	
https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/procedures/apply/f9c1851f-333e-4d0c-b256-8bc5374b6e38/start	
廃棄物処理施設技術管理者設置等報告書	
https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/procedures/apply/6a448524-c8ba-498f-b5a0-00840223e4be/start	
特定処理施設事故等報告書	
https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/procedures/apply/ead96359-f2d3-4f3c-929e-eb1bb77b9e4f/start	
産業廃棄物処理施設に関する届出等	
https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/procedures/apply/ea6a841b-5f5f-4a5c-84a8-1b2bef166e79/start	

第2章 産業廃棄物処理施設の設置の手続

1 設置許可申請の概要

(1) 設置許可申請の概要

処理施設を設置する場合、最初に事前相談を行います。

事前相談終了後、事前協議申込書を提出し、設置許可申請に必要な書類（証明書類を除く。）に関して、事前協議を開始します。

生活環境影響調査の実施にあたっては実施計画書について本市の了承後、生活環境影響調査を実施し、事前協議終了後に設置許可申請書及び証明書類を揃えて許可申請を行います。設置許可後、処理施設の設置工事に着手することができます。

処理施設が竣工した後、使用前検査申請を行い、使用前検査を受けます。使用前検査済証が交付された後、処理施設を使用することができます。

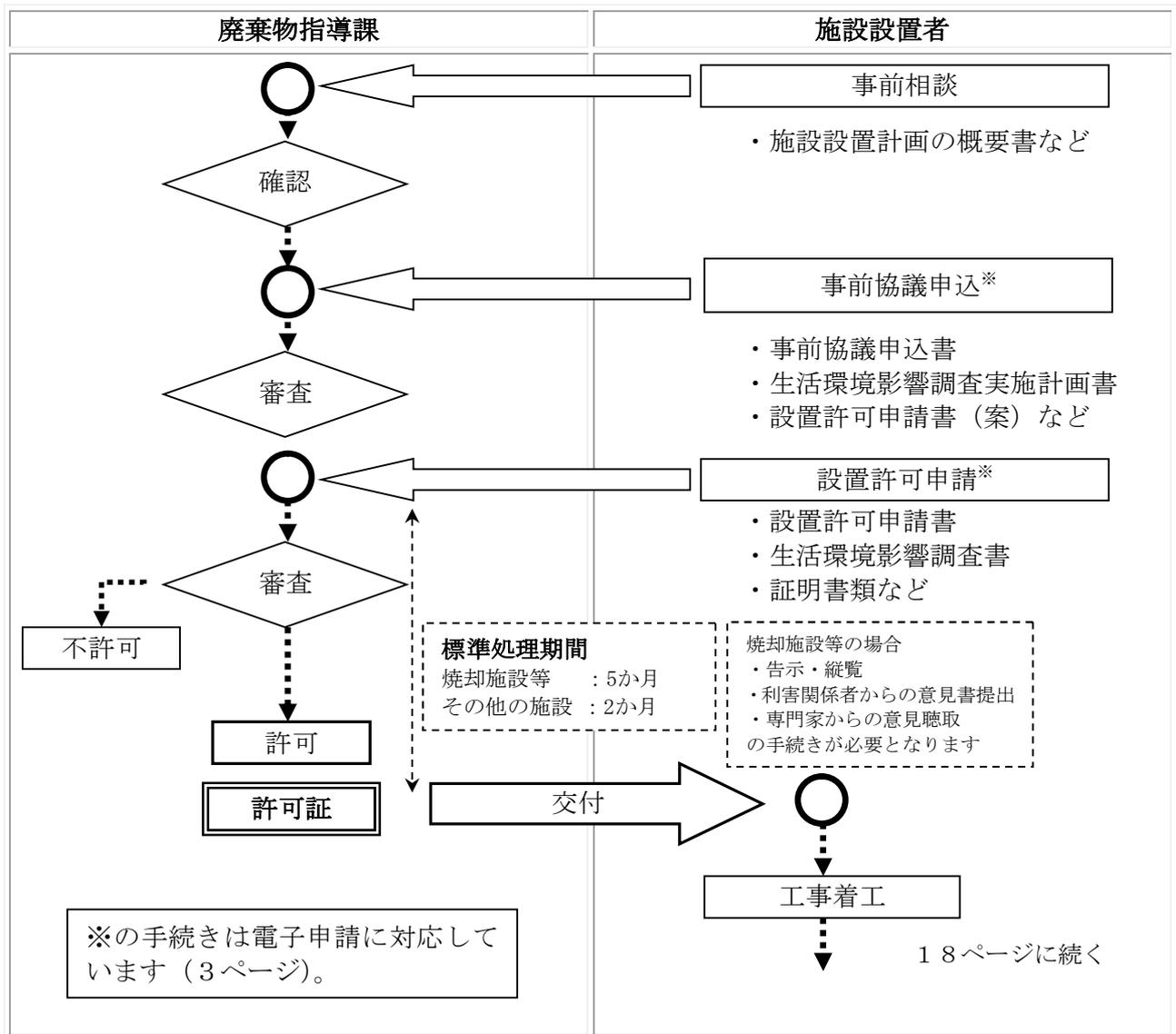


図2-1 設置許可申請フロー

(2) 標準処理期間（設置許可等に関する要綱第28条）

標準処理期間とは、許可申請あるいは検査などの手続等に際し、通常要すべき標準的な処理日数のことであり、補正や書類不備のない申請書を本市が受理してから許可するまでの標準的な期間をいいます。事前相談から申請書の受理までに要する期間や工事期間は含みません。

● **設置許可申請書の受理から許可証の交付まで**

ア 焼却施設等の場合

申請書類の受理から許可証の交付まで通常5か月を要します。

イ その他の施設

申請書類の受理から許可証の交付まで通常2か月を要します。

なお、審査の段階で不備な点があると認められた場合は、改善を求めますので、適切に改善されるまでの期間が標準処理期間に加算されます。

(3) 関係法令等の手続

処理施設を設置する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律以外に次に示す関係法令等の手続が必要となる場合がありますので、関係部局に事前相談のうえ必要な手続を確認して下さい。

ア 処理施設の建設に係る関係法令等（〔 〕内は担当部局）

- (ア) 都市計画法〔まちづくり局計画部都市計画課〕
- (イ) 建築基準法〔まちづくり局指導部建築指導課〕
- (ウ) 消防法〔消防局予防部危険物課〕
- (エ) 港湾法〔港湾局港湾経営部経営企画課〕
- (オ) 下水道法〔上下水道局下水道部下水道水質課〕
- (カ) 川崎港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例〔港湾局港湾経営部経営企画課〕
- (キ) 工場立地法〔経済労働局経営支援部経営支援課〕

イ 環境関係法令等（〔 〕内は担当部局）

- (ア) 環境影響評価法及び川崎市環境影響評価に関する条例等〔環境局環境対策部環境評価課〕
- (イ) 大気汚染防止法・ダイオキシン類対策特別措置法〔環境局環境対策部環境対策推進課〕
- (ウ) 水質汚濁防止法・ダイオキシン類対策特別措置法〔環境局環境対策部環境対策推進課〕
- (エ) 騒音規制法・振動規制法〔環境局環境対策部環境保全課〕
- (オ) 悪臭防止法〔環境局環境対策部環境対策推進課〕
- (カ) 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例〔環境局環境対策部環境対策推進課〕

(4) 処分業を行う場合の手続

ア 法に基づく手続

(ア) 新規に処分業の許可を受ける場合

産業廃棄物の処分を業として行う場合には、市長の許可を受けなければなりません（法第14条第6項、法第14条の4第6項）。

(イ) 既に処分業の許可を受けている場合

産業廃棄物の種類又は処理方式を変更する場合等は処分業の変更許可申請が必要となります。また、変更許可に該当しない場合でも、処分業の変更届出が必要となります。（法第14条の2、法第14条の5）

なお、処分業の許可に係る手続の詳細は別途「産業廃棄物処分業の手引き（中間処理編）」を参考にして下さい。

また、処理施設を設置し、処分業を行う場合には、建築基準法第51条ただし書きの規定により、都市計画審議会に関する手続が必要になる場合があります。この取扱いについては、まちづくり局建築指導課となりますので、建築指導課に確認してください。

2 処理施設の設置許可申請の手續

(1) 事前相談

処理施設を設置しようとする場合は、本市と事前相談を行い、計画する施設の概要について説明を行ったうえで、必要な手続きの確認をしてください。

(2) 事前協議（設置許可等に関する要綱第4条）

事前協議では、設置許可申請に向けた申請書類及び生活環境影響調査書の作成等について、本市と協議します。

ア 事前協議の必要書類

- (ア) 事前協議申込書（要綱第1号様式、101ページ）
- (イ) 生活環境影響調査実施計画書（要綱第2号様式、102～111ページ）
- (ロ) 産業廃棄物処理施設設置許可申請書（案）（様式第18号、130～133ページ）
- (ハ) 設置（変更）許可申請書別紙（要綱第3号様式、112～116ページ）
- (ニ) 施設設置計画概要書（要綱第4号様式、117～129ページ）

事前協議申込書に生活環境影響調査実施計画書、産業廃棄物処理施設設置許可申請書（案）、設置（変更）許可申請書別紙及び施設設置計画概要書を添付し、正本1部を提出してください。控えが必要な場合は、正本の写しを準備してください。

電子申請で提出する場合、控えは不要です（URLは3ページ）。

事前協議申込の段階では、産業廃棄物処理施設設置許可申請書が完成していませんが、設置計画や維持管理計画、生活環境影響調査の実施等の審査に必要となるため、処理能力計算書、廃棄物保管容量計算書、技術上の基準への対応状況や図面類等、可能な限り書類を揃えてください。

イ 産業廃棄物処理施設設置許可申請書（案）の作成

産業廃棄物処理施設設置許可申請書（様式第18号、130～131ページ）に必要な事項を記載してください。第1面、第2面の記載例を8、9ページに示します。第3面、第4面については記載する該当者の本籍や現住所等を、略称を用いずに正確に記載してください。

また、設置許可申請書には表2-1に示す書類が必要になります。必要書類の作成手順（10ページ）を参考に添付書類を作成してください。

表2-1 申請書の添付書類

項目	必要書類
1 設置（変更）許可申請書別紙	・要綱第3号様式（112～116ページ）
2 施設設置計画概要書	・要綱第4号様式（117～129ページ）
3 施設設置計画書	・処理施設設置の目的、処理施設運転計画、対象廃棄物の性状及び計画発生量、各設備の説明、産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法を記載した書類
4 付近の見取り図	・周辺事業所及び申請対象施設の範囲が判る図面
5 施設配置図	・各設備の機器類の位置、処理に伴い生ずる排ガス及び排水の排出口、排出先等の位置が判る図面 ・処理施設に係る建屋等が判る図面
6 処理系統図	・処理フロー ・廃棄物及び排ガス、排水等のバランス（物質収支）シート（最大量時、定常運転時） ・機器の処理能力バランスシート

7	設計計算書 (1) 処理能力計算書 (2) 各機器の設計計算書 (3) 排水及び排ガス等に係る排出諸元がわかる設計計算書 (4) 保管場所の容量計算書及び図面 (5) 各種図面	<ul style="list-style-type: none"> ・処理能力を証明する書類、図面 ※処理を行う対象廃棄物の性状等から、処理施設に投入される前の時点において処理することができる産業廃棄物の最大量(可能量)を算出して下さい。 また、稼働時間が8時間以下の場合は8時間稼働で換算し、8時間を超える場合においては、その稼働時間で処理能力を算出して下さい。 計算式に実験データや係数、比重を用いた場合、その根拠となる資料を添付してください。 ・処理を行う廃棄物の量に対して、各機器の選定が十分であることを証明する書類(機器仕様書)、図面 ・設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値(量を含む。)の根拠を証明する書類 ・処理前と処理後において、処理能力の1日分の保管容量が確保されていることを証明する書類(容量計算書)、保管場所の図面 ・各設備の平面図、立面図、断面図、構造図
8	技術上の基準への対応状況	<ul style="list-style-type: none"> ・技術上の基準に適合するための具体的な対応等を記載した書類及び適合していることが判断できる書類、図面等 ※参考資料1(49～70ページ)を参照
9	構造計算書	<ul style="list-style-type: none"> ・自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であることが証明できる書類
10	維持管理計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理に関する技術上の基準に適合するための具体的な対応等を記載した書類及び適合していることが判断できる書類、図面 ※参考資料1(49～70ページ)を参照 ・排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値及び測定頻度を設定し、記載して下さい。
11	その他参考となる書類(関係法令等に係る証明等)及び図面	

必要書類の作成手順

- 1 **事業計画の確定**
事前相談での打合せ等を参考に、事業計画を確定してください。
- 2 **処理対象廃棄物の性状把握**
事業計画から、処理する廃棄物の性状分析を行なってください。処理施設の種類に応じて分析方法は異なります。なお、性状分析結果をもとに主要機器の処理能力を算定します。
- 3 **処理フローの作成**
廃棄物の投入から、処理後物の排出までを包括した処理フロー図を作成してください。
- 4 **バランスシートの作成**
廃棄物の投入から、処理後物の排出までを包括したバランスシートを作成します。処理施設の種類に応じて、廃棄物及び排ガス、排水等のバランス（物質収支）シート（最大時、定常運転時）が必要です。
- 5 **主要機器の確定** 設置する主要機器を確定してください。
- 6 **主要機器の処理能力の算定**
想定される処理対象廃棄物の性状から、処理能力を算定してください。なお、本市ではメーカー等が作成した一般的な設計計算書ではなく、設置する処理施設で処理することが想定される廃棄物の性状に応じた設計計算書を求めています。
処理能力は処理施設に投入される前の時点において処理することができる産業廃棄物の最大量（可能量）で決定されます。
なお、1日の処理能力は、例えば8時から17時まで稼動する場合には9時間稼動と連続的に捉え、昼休み等の一時的な停止も稼動時間に含まれます。稼動することとした時間帯以外に処理施設を稼動させることはできません。
稼動時間が8時間以下の場合には8時間稼動として算出し、8時間を超える場合においては、その稼動時間で1日の処理能力を算出してください。
また、主要機器の処理能力に関するバランスシートも作成してください。
- 7 **機器仕様書、機器図面等の作成**
処理を行う廃棄物の量に対して、各機器の選定が十分であることを証明する書類として、機器の仕様書、機器図面等を作成してください。
- 8 **保管場所の容量計算書、図面の作成**
処理前と処理後において、それぞれの保管容量が処理能力の1日分確保されていることを示す、容量計算書及び図面を作成してください。
- 9 **生活環境影響調査実施計画書の作成**
主要機器の能力及び事業所のレイアウト等が決定した後、廃棄物指導課と協議のうえで調査項目や調査方法を決定し、生活環境影響調査実施計画書を作成してください。（11ページを参照。）
- 10 **技術上の基準への対応状況**
規則第12条及び第12条の2に規定する処理施設の技術上の基準に適合するための具体的な対応状況について記載した書類及び適合していることを証明する書類並びに図面を作成してください。（参考資料1、49～70ページを参照）
- 11 **維持管理に関する計画書**
規則第12条の6及び第12条の7に規定する処理施設の維持管理の技術上の基準に適合するための具体的な対応状況について記載した書類及び適合していることを証明する書類及び図面を作成してください。（参考資料1、49～70ページを参照）
- 12 **排出諸元の確定**
規則第11条第2項第5号に規定する設計計算上達成することとした数字を踏まえ、処理施設の排出諸元として定める規則第11条第3項第1号の規定による維持管理計画で達成することとした数値（達成値）を設定してください。

ウ 生活環境影響調査実施計画書の作成

生活環境影響調査の実施計画を立てるにあたっては、まず、廃棄物指導課と協議のうえで生活環境影響調査実施計画書（要綱第2号様式、102～111ページ）を作成し、提出して下さい。計画書の作成と12ページで述べる調査の実施にあたっては、下記を参考にしてください。

生活環境影響調査の計画と実施

1 生活環境影響調査項目

処理施設の種類及び取り扱う廃棄物の性状を考慮し、調査する項目（大気質、水質、騒音、振動、悪臭及びその他事項）を選定してください。具体的な調査項目については、13ページの表2-2を参考にしてください。

調査を不要とした場合は、その理由を付して下さい。

2 生活環境影響調査手順

生活環境影響調査は、原則として次の手順で行います。

(1) 処理施設の設置計画の策定

設置する処理施設の設置計画の概要を策定します。

(2) 調査項目の選定

設置する処理施設の種類及び計画の概要に応じ、大気質、水質、騒音、振動、悪臭等のうち、生活環境に影響を及ぼすおそれのある項目を選定します。

(3) 現況の把握

選定した生活環境影響調査項目について、周辺地域等の状況を文献調査あるいは現地調査等により把握します。

(4) 環境影響の予測

調査結果をもとに、処理施設の設置による生活環境への影響度を予測します。なお、処理施設を最大負荷で運転した場合の生活環境に対する影響を調査してください。

(5) 環境影響の評価

予測結果をもとに、処理施設の設置による生活環境への影響を評価します。

2-1 焼却施設における煙突排ガスの調査方法

焼却施設の煙突から排出される排ガスについては、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素、ダイオキシン類及び水銀の濃度その他処理する産業廃棄物の種類及び性状から影響が生ずると予想される項目について調査を実施します。

(1) 現況の把握

環境変化の予測や評価をする上での基礎資料とするため、当該処理施設の設置予定場所の周辺地域の自然的・社会的条件項目並びに生活環境影響調査項目の現況を把握します。

(2) 排ガス性状及び量の把握

処理施設を最大負荷で運転した場合の排ガスの性状及び排ガス量について、算出します。

(3) 規制値の把握

大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例等の関係法令により定める規制基準値を把握します。

(4) 達成値の設定

規制値を満足する達成値を設定します。

(5) 周辺環境への影響を調査する。

設計計算上の排ガス諸元から、周辺地域への影響度を算出します。

(6) 総合評価

処理施設の設置による周辺環境への影響を総合的に評価します。

2-2 水質の調査方法

(1) 現況の調査

環境変化の予測や評価をする上での基礎資料とするため、設置予定場所の事業所から公共用水域への放流口における水質を調査します。

(2) 排水の水質及び量の把握

処理施設で使用する薬剤等を考慮し、処理施設から排出される排水の設計計算上の水質及び量を算定します。

(3) 規制値の把握

水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例等の関係法令により定める規制基準値を把握します。

(4) 達成値の設定

規制値を満足する達成値を設定します。

- (5) 影響の評価
放流口から水質の濃度に一定以上の影響を及ぼすと想定される範囲を算出し、濃度等について調査します。
- (6) 総合評価
処理施設の設置による周辺環境への影響を総合的に評価します。

2-3 騒音及び振動

- (1) 現況の調査
設置予定場所の事業所敷地境界における現況の騒音及び振動を調査します。
調査は原則として、処理施設の稼働により、騒音及び振動の影響を最も受けると想定される敷地境界上及び周辺の人家等の位置において行います。なお、騒音及び振動の影響を最も受けると想定される地点が複数ある場合は、想定される全ての地点で行います。
- (2) 主要設備ごとの定格値を調査
設置する処理施設の各設備における設計計算上の数値（メーカーの製造工場における機側1mの測定値）を調査します。
- (3) 処理施設騒音・振動の算定
主要設備の騒音・振動の値を合成して処理施設全体の騒音・振動値を算定します。
- (4) 建物の壁等による減衰量の算定
建物の壁等のように、レベルの減衰が見込まれる対象について減衰量を算定します。
- (5) 規制値の把握
騒音規制法、振動規制法、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例等の関係法令により定める規制基準値を把握します。
- (6) 達成値の設定
規制値を満足する達成値を設定します。
- (7) 敷地境界における影響度の算定
(3)で算定した合成騒音について、壁等による減衰及び敷地境界における距離減衰を算定します。
- (8) 敷地境界における現況の値と処理施設の稼働による想定値との合成値算定
敷地境界における現況の値（暗騒音、暗振動）と処理施設の稼働による想定値との合成値を算出します。
- (9) 総合評価
処理施設の設置による周辺環境への影響を総合的に評価します。

2-4 悪臭の調査方法

特定悪臭物質濃度及び臭気指数その他必要な項目について調査します。

- (1) 調査対象項目の算定
処理施設の稼働に伴い生じる悪臭物質を選定します。対象は、排ガス中の塩素分やアンモニア等の臭気を伴う性状のガスや、臭気を伴う薬剤等です。
- (2) 現況の調査
調査対象物質について現況を調査します。敷地境界、排出口等を対象とします。
- (3) 発生源の想定
調査の対象とする設備や薬剤等の種類や量などについて把握します。
- (4) 規制値の把握
悪臭防止法、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例等の関係法令により定める規制基準値を把握します。
- (5) 達成値の設定
規制値を満足する達成値を設定します。
- (6) 影響度の評価
大気汚染の評価方法に準じて評価します。
- (7) 総合評価
処理施設の設置による周辺環境への影響を総合的に評価します。

2-5 廃棄物運搬車両による影響の調査方法

- (1) 現況の調査
搬出入道路として使用する周辺道路における通行車両台数を調査します。
- (2) 搬出入車両台数の算定
処理施設の稼働に伴い走行する車両の種類及び台数を算定します。
- (3) 影響度の評価
搬出入車両の排ガスによるNO_x、SPM及び騒音、振動についての影響度を評価します。
- (4) 総合評価
処理施設の設置による周辺環境への影響を総合的に評価します。

表2-2 生活環境影響調査項目と生活環境影響要因

【調査項目及び要因】			焼却	脱水	破碎
大 気 質	二酸化窒素 (NO ₂)	施設の稼動	○		
	二酸化硫黄 (SO ₂)		○		
	浮遊粒子状物質 (SPM)		○		
	塩化水素 (HCl)		○		
	ダイオキシン類		○		
	粉じん				○
	水銀		○		
	その他必要な項目		○		
	二酸化窒素 (NO ₂)	運搬車両の走行	○	○	○
	浮遊粒子状物質 (SPM)		○	○	○
その他必要な項目	○		○	○	
水 質	pH	施設排水の排出	○	○	○
	BOD又はCOD		○	○	○
	浮遊物質 (SS)		○	○	○
	全窒素 (T-N)		○	○	○
	全リン (T-P)		○	○	○
	ダイオキシン類		○	○	○
	その他必要な項目		○		
騒 音	騒音レベル	施設の稼動	○	○	○
		運搬車両の走行	○	○	○
振 動	振動レベル	施設の稼動	○	○	○
		運搬車両の走行	○	○	○
悪 臭	特定悪臭物質濃度、 臭気指数	施設からの悪臭の漏洩	○	○	○
		煙突排ガス	○		
そ の 他	特に必要な項目	低周波音等	○		

※ 焼却施設、脱水施設、破碎施設の生活環境調査を行う際の標準的な調査項目について示します。その他の施設については、別途相談してください。

(3) 生活環境影響調査の実施

事前協議が終了し、生活環境影響調査実施計画書について本市の了承を得られた後、調査等を実施し、生活環境影響調査書（任意様式）を作成して下さい。生活環境影響調査書は許可申請時に提出します。

生活環境影響調査書に記載すべき項目を表2-3に示します。

表2-3 生活環境影響調査書に記載すべき項目

生活環境影響調査書	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境影響調査項目の現況及びその把握の方法 ・当該処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を予測するために把握した水象、気象その他自然的条件及び人口、土地利用その他社会的条件の現況並びにその把握の方法 ・当該処理施設を設置することにより予測される生活影響環境調査項目に係る変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲並びにその予測の方法 ・当該処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を分析した結果 ・大気質、水質、騒音、振動又は悪臭のうち、これらに係る事項を生活環境影響調査項目に含めなかったもの及びその理由 ・当該処理施設を設置することにより周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査に関して参考となる事項
-----------	---

(4) 設置許可申請

事前協議終了後、設置許可申請を行うことができます。

許可申請の必要書類

- ア 産業廃棄物処理施設設置許可申請書（様式第18号、130～133ページ）
- イ 証明書類（参考資料2 設置許可等に関する要綱別表2（78～80ページ））
- ウ 生活環境影響調査書

事前協議で案を提出していただいた産業廃棄物処理施設設置許可申請書に証明書類及び生活環境影響調査書を添付して、正本1部、その写し1部の計2部を提出して下さい。提出された許可申請書のうち、正本の写しはお返しします。

焼却施設等については、告示・縦覧等に用いる部数を含め20部提出して下さい。また、必要に応じ、申請書等の要約書の提出を求めることがあります。

(5) 設置許可申請から許可証交付までの手続き

設置許可申請から許可証の交付までの審査に関しては図2-2に示す審査概要フローに従って審査を行います。なお、焼却施設等については、告示・縦覧から専門家会議からの意見聴取までの手続きが加わります。

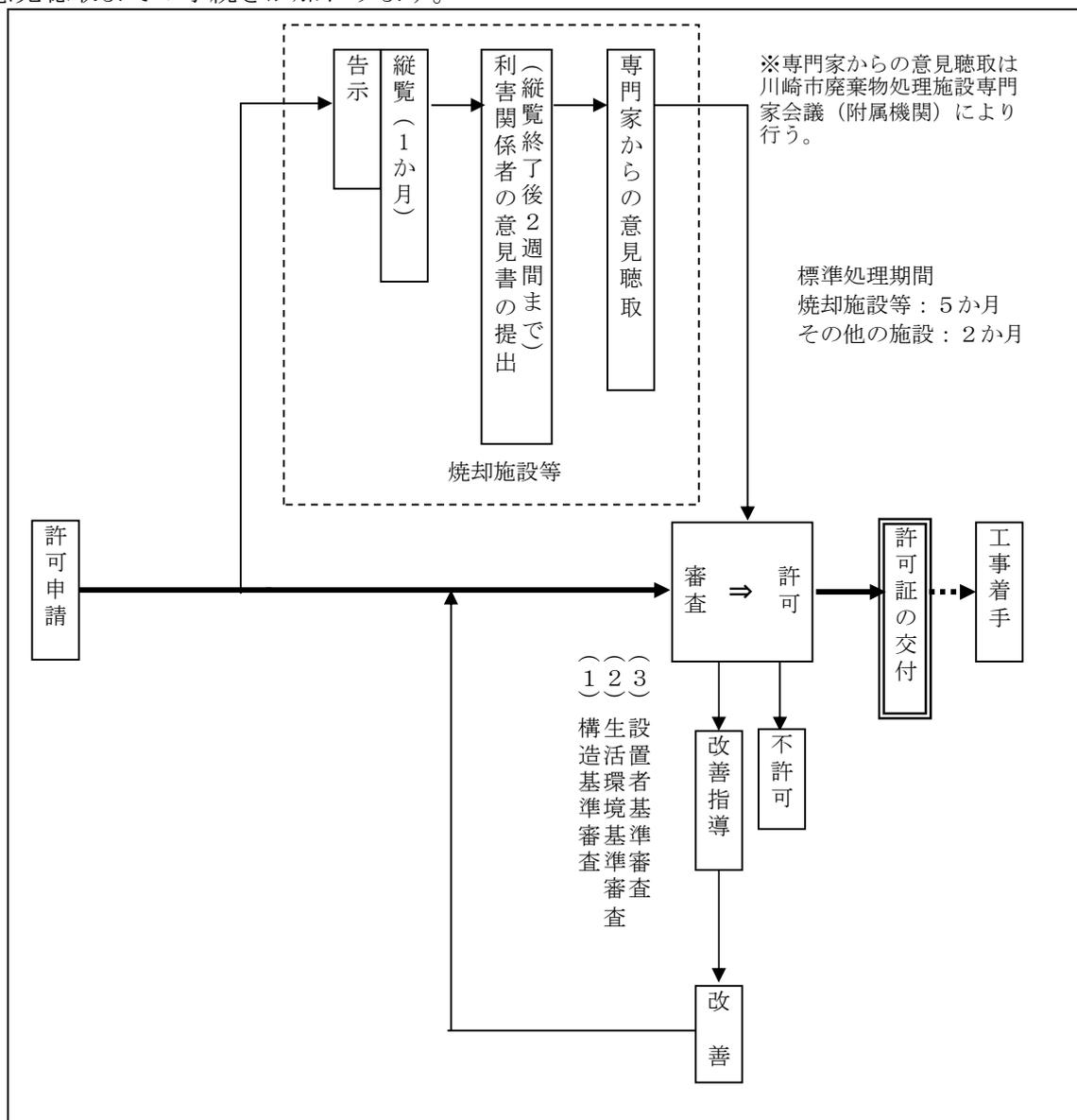


図2-2 処理施設の審査概要フロー

ア 申請書の告示・縦覧（焼却施設等（2ページ※3参照））

焼却施設等を設置する場合は、法第15条第4項の規定により、受理された申請書類及び生活環境影響調査書は公衆の縦覧に供することになります。詳細については、参考資料2「設置許可等に関する要綱」第4章（72ページ）及び参考資料3「告示及び縦覧実施要領」（81～82ページ）を参照してください。

(7) 告示

上記要領に基づき対象事業の名称、申請年月日、申請者に係る事項等、必要事項等を告示します。

告示日は、告示に係る事務処理に日数を要するため、許可申請日から10日以上後の日になります。

(イ) 縦覧

要領に定める縦覧場所において告示の日から1か月間縦覧します。

(ウ) 関係自治体からの意見聴取

処理施設の設置に関し生活環境保全上の関係がある市町村の長に、申請書及び生活環境影響調査書の写しを送付し、期間を指定して当該市町村長の生活環境保全上の見地からの意見を聴くこととなります。

イ 利害関係者の意見書（焼却施設等）

法第15条第6項の規定により、当該処理施設の設置に関し利害関係を有する者（以下「利害関係者」という。）から、縦覧期間が満了した日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、「生活環境の保全上の見地からの意見書」（以下「意見書」という。）が市長に提出されることがあります。

なお、意見書として採用したものは、専門的知識を有する者（以下「専門家」という。）の意見聴取の際に提示するとともに、必要に応じて申請者にも提示します。

ウ 専門家からの意見聴取（焼却施設等）

法第15条の2第3項の規定により、利害関係者からの意見書の提出期間が満了した日以降に、申請計画が周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされたものであるか否かについて、廃棄物の処理、大気質、水質、騒音、振動及び悪臭に関する専門家の意見聴取を行うため、川崎市廃棄物処理施設専門家会議を開催します。詳細については、参考資料2「設置許可等に関する要綱」第5章（73ページ）及び参考資料4「附属機関設置条例」（83～84ページ）、参考資料5「専門家会議組織運営要綱」（85～86ページ）を参照してください。

(7) 専門家会議の開催

専門家会議の開催にあたり、設置者には申請書及び生活環境影響調査書の内容を要約した書類及び図面その他必要な資料の作成をしていただきます。

専門家会議では、申請者に処理施設の概要説明及び生活環境影響調査結果について説明していただきます。

なお、専門家会議は、複数回にわたる場合があります。

(イ) 専門家会議での意見に基づく改善指導

専門家会議において、生活環境保全上の意見が出された場合、あるいは生活環境に与える影響等に対する追加資料等の求めがあった場合には、会議での意見等に基づき改善指導を行う場合があります。

なお、改善指導を行う場合には、期限を定めて回答を求めます。

改善指導に対する回答が提出されたあと、回答内容を精査し、十分な内容であると判断された場合には、設置許可に係る審査会を開催します。なお、回答内容が不十分

な場合には、再度の改善を求める場合があります。

(ウ) 事前視察、事後視察

専門家会議において円滑な意見聴取等が行われるように申請計画地の事前視察を、また、専門家会議において出された生活環境保全上の意見が施設の使用開始後に反映されているかを確認するために事後視察を行う場合があります。

エ 審査（設置許可等に関する要綱第18条）

本市において、処理施設の設置に関する審査会を実施します。

(7) 審査の内容

a 構造基準（法第15条の2第1項第1号）

当該処理施設が構造基準に適合しているかどうかを申請書、添付書類、図面に基つき審査します。

b 生活環境基準（法第15条の2第1項第2号）

当該処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が、当該処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び生活環境の保全に関して特に適正な配慮が必要と認められる周辺の施設について適正な配慮がなされたものであるかどうかを、申請書及び生活環境影響調査書に基づいて審査します。

なお、焼却施設等の場合は、利害関係者の意見書及び専門家の意見を考慮し審査します。

c 設置者基準（法第15条の2第1項第3号、第4項）

当該申請者が設置者基準に適合しているかどうかを申請書、添付書類に基づき審査します。

(イ) 改善指導又は不許可

審査の結果、改善が必要であると判断した場合は、改善を指導します。改善されない場合、設置者基準に適合しない場合は不許可となります。

(ウ) 再審査

改善指導に従い、変更した場合は、申請書等を再審査します。

オ 許可証の交付（設置許可等に関する要綱第23条）

審査の結果、当該申請が審査基準に適合していると認められる場合は、許可の申請に対し、許可証を交付します。

カ 工事着工

許可証の交付を受けた後でなければ工事を着工することができません。

(6) 使用前検査申請から使用前検査済証の交付までの手続

設置した処理施設を使用するためには、使用前検査を受け、使用前検査済証の交付を受けなければなりません。使用前検査に係る手続は、図2-3に示す手続概要フローに従って行います。詳細については、参考資料6「使用前検査実施要領」(87～88ページ)を参照してください。

なお、使用前検査済証が交付されるまでの間は、試運転又は使用前検査以外の目的で施設を使用することはできません。

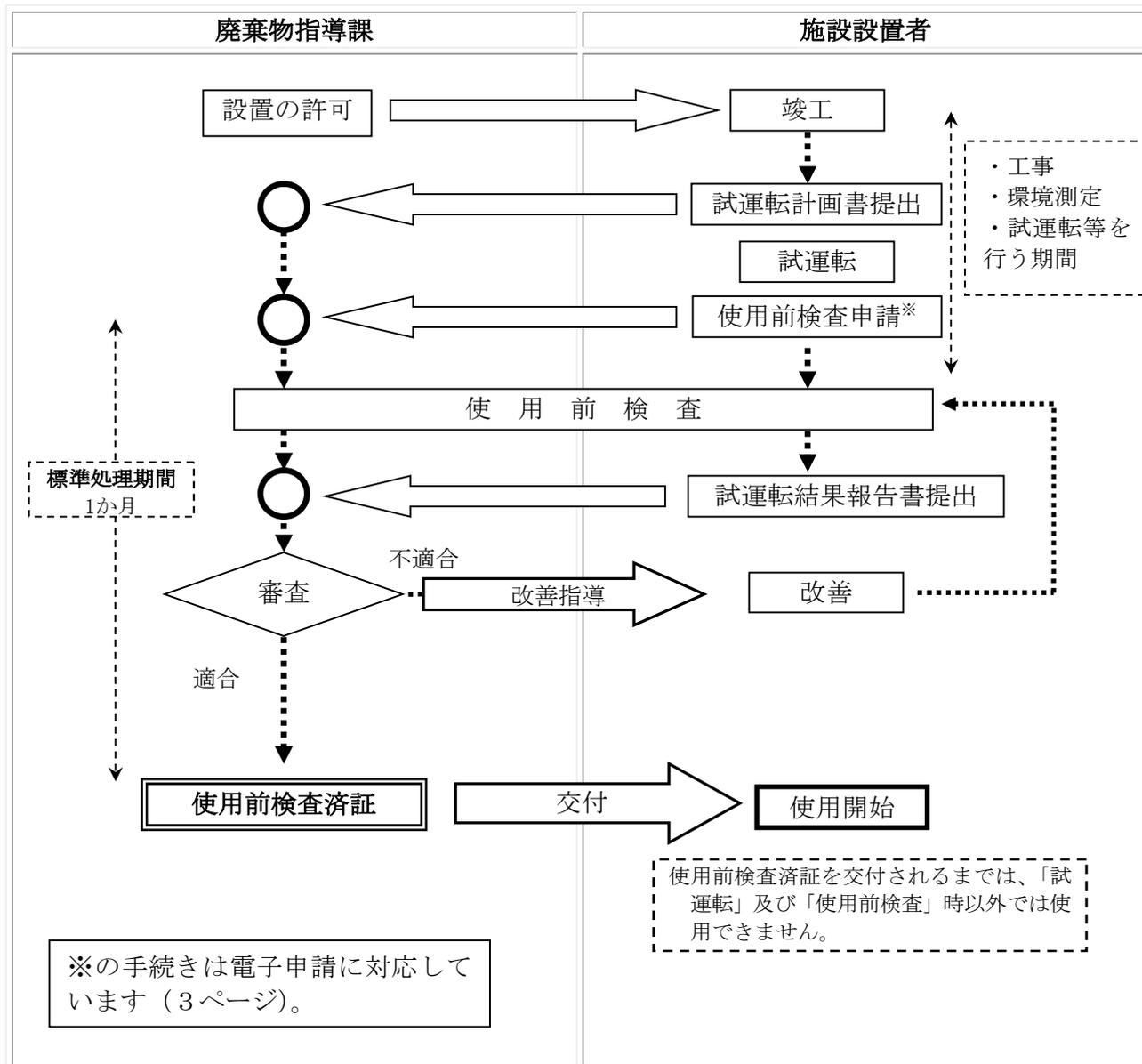


図2-3 使用前検査に係る手続概要フロー

ア 試運転計画書の提出

試運転計画書を提出し、廃棄物指導課の確認を得た後、機能検査等のための試運転を行ってください。試運転は許可した処理能力(最大処理能力)で行ってください。試運転計画書には、以下の項目を明記し、川崎市長あてに提出してください。試運転計画書は任意様式となります。

なお、試運転期間においては、他人の廃棄物を受託して処理することはできませんので、処理する廃棄物と同じ性状のもの(原則有価物)を用いて試運転を行って下さい。

- (ア) 処理施設の許可年月日及び許可番号
- (イ) 処理施設の種類及び処理能力

- (ウ) 処理施設において処理する産業廃棄物の種類
- (エ) 試運転の目的
- (オ) 試運転の予定期間・試運転中のスケジュール（使用前検査を含む。）
- (カ) 試運転の方法
- (キ) 試運転で確認する項目（処理能力、環境測定項目・測定方法等）
 - ※環境測定は、自社測定もしくは委託業者による測定のどちらで行うかを明記して下さい。
- (ク) 試運転に使用する物の種類及び量（外部から持ち込む場合は搬入先を明記）
- (ケ) 試運転で発生した処理後の廃棄物の処分方法及び処分先
- (コ) その他必要な事項
- (ク) 帳簿の雛型

イ 使用前検査の申請

使用前検査を受けるためには、処理施設の竣工後に使用前検査申請書（様式第19号、137ページ）によって、申請しなければなりません。検査日については、廃棄物指導課と協議してください。

使用前検査申請書の受理から使用前検査済証の交付までは、通常1か月を要します。

なお、検査及び審査の段階で設置に関する計画に適合していない点があると認められた場合は、改善を求めますので、適切に改善されたことが確認されるまでの期間が標準処理期間に更に加算されます。

使用前検査の申請書には、以下の書類を添付して下さい。

- (ア) 事業所及び処理施設の配置図
- (イ) 処理フロー
- (ウ) 竣工図面（各設備の平面図、立面図、機器仕様図）
- (エ) 主要機器及び保管場所の表示の写真
- (オ) 処理後の産業廃棄物の処理に関する収集運搬業者及び処分業者との委託契約書及び許可証の写し（売却する場合は売買契約書の写し）（仮契約を含む。）
- (カ) 廃棄物処理施設技術管理者設置等報告書の写し
- (キ) 産業廃棄物処理責任者設置等報告書の写し（自らの事業活動に伴って発生した廃棄物を処理する場合に限る。）
- (ク) 処理施設の概要
- (ケ) 試運転時の測定データ（環境測定データ、処理量等）
- (コ) 試運転時の稼動状況（測定機器のログデータ等）
- (ク) 処理能力の確認
- (シ) その他必要な事項

ウ 使用前検査（法第15条の2第5項）

使用前検査では、設置許可の申請の際に提出された書類、図面等との相違を確認するとともに、当該処理施設が申請書に記載された設置に関する計画に適合しているかどうかを以下の項目によって確認します。

なお、使用前検査時には設置者又は技術管理者の立会いが必要です。

- (ア) 処理施設の概要
- (イ) 設置機器（申請どおり設置されているかどうか）
- (ウ) 試運転時の測定データ等（環境測定データ、処理量、処理能力等）
- (エ) 試運転時の稼動状況（測定機器のログデータ等）
- (オ) 処理能力の確認
- (カ) その他必要な事項

使用前検査の中止

次の場合には、使用前検査を中止します

- (ア) 設置された処理施設が、申請書の内容と大幅に異なる場合
- (イ) 処理施設の能力が申請書と大幅に異なる場合
- (ウ) 維持管理計画に定めた達成値を満たすことができない場合
- (エ) その他検査の遂行が困難な場合

エ 試運転結果報告書の提出

試運転終了後に、下記項目を明記（添付）した試運転結果報告書を川崎市長あてに提出してください。試運転結果報告書は任意様式になります。

- (ア) 試運転の実施期間
- (イ) 試運転で確認した項目（処理能力、環境測定項目・測定方法（※）等）
- (ウ) 試運転で使用した物の種類及び量
- (エ) 試運転で発生した処理後の廃棄物の処分方法及び処分先
- (オ) 試運転で使用した帳簿の写し
- (カ) その他必要な事項

（※）環境測定を自社で行う場合は、測定風景の写真や測定値が分かる測定画面写真を添付してください。

オ 審査**(ア) 審査の内容**

本市において、使用前検査に関する審査会を行い、当該処理施設が申請書に記載された設置に関する計画に適合しているかどうかを使用前検査の結果及び試運転結果報告書を基に審査します。

(イ) 改善指導

審査の結果、設置に関する計画に適合していない点があると認められ、軽微変更等により改善が必要であると判断した場合は、改善を指導します。改善が確認されるまでは、再審査を行いません。

(ウ) 再審査

改善指導に従い改善をした場合は、再検査を行い、改善を確認した後に再審査を行います。

カ 使用前検査済証の交付

審査の結果、処理施設が設置に関する計画に適合していると認められた場合は、市細則第24条の規定により、廃棄物処理施設使用前検査済証（市細則第21号様式）を交付します。交付後、処理施設の使用が可能となります。

第3章 産業廃棄物処理施設の変更の手續

1 処理施設に係る変更

処理施設に関する変更を行う場合は、変更の内容によって、設置工事に着手する前に変更許可を受けなければなりません。

変更許可に該当する事項は、規則第12条の8に定められており、それらの項目が1項目でも該当する場合には、変更許可の手續が必要で、また、同条に該当しない事項の変更は、軽微変更の届出が必要です。

変更の内容が変更許可に該当しない軽微な変更であると想定される場合であっても、生活環境への負荷等によっては変更許可に該当すると判断する場合がありますので、処理施設の変更を計画した時点で、必ず当課に事前相談を行ってください。

なお、処理施設を設置し、産業廃棄物の処分を業として営んでいる場合には、処理施設の変更(軽微変更を含む)にあたり、処分業の変更の手續も必要となる場合があります。

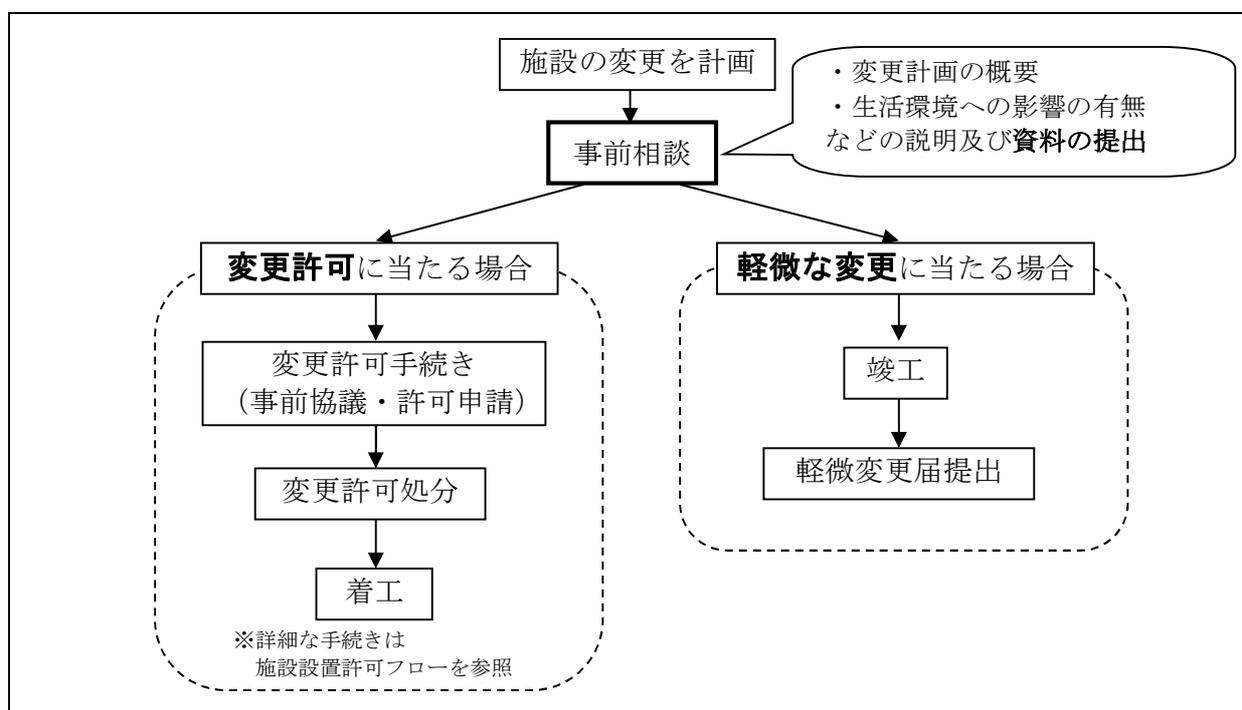


図3-1 変更の手續きフロー

○ 事前相談の際に提出する資料について

(1) 中核設備以外の設備の更新・追加を行う場合

- ・ 機器の仕様書、設備の図面、変更後の配置図等
- ・ 敷地境界上で生活環境への影響がどの程度発生するかを示す資料（設置する設備の仕様を元に、変更後の騒音レベル、振動レベルの予測を行ったものなど）等を提出してください。

(2) 保管場所の変更を行う場合

- ・ 変更前と変更後の保管容量の一覧表
- ・ 変更後の保管容量計算書
- ・ 変更前と変更後の保管場所の位置を示す配置図等を提出してください。

(3) その他の変更

変更計画の概要や図面等を提出してください。

2 処理施設の変更許可申請

(1) 変更許可の対象となる事項

表3-1に示す法第15条第2項第4号から第7号までに定める事項を変更する場合には、法第15条の2の6の規定により変更の許可を受けなければなりません。

表3-1 産業廃棄物処理施設の変更の対象となる事項

事 項	変 更 内 容
処理する産業廃棄物の種類 (法第15条第2項第4号)	
処理能力 (法第15条第2項第5号)	・処理能力の10%以上の増加を伴う変更
位置、構造等の設置に関する計画 (法第15条第2項第6号)	<ul style="list-style-type: none"> ・処理施設の位置又は処理施設の処理方式 ・処理施設の構造及び設備に係る変更のうち、表1-1に掲げる中核設備の変更。なお、中核設備には、処理能力を決定する要素となっている設備を含みます。 ・処理施設の構造及び設備の変更に伴い設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値の変化により、生活環境への負荷を増大させる変更 ・処理に伴い生ずる排ガス又は排水の排出の方法又は量の増大に係る変更
維持管理に関する計画 (法第15条第2項第7号)	<ul style="list-style-type: none"> ・排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値の変更。(周辺地域の生活環境に対する影響が減ぜられるもののみを行う場合を除く。) ・排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項の変更(ただし、測定頻度を増加する場合を除く。) ・その他処理施設の維持管理に関する事項の変更

※ 変更内容により、新規許可となる場合があります。

(2) 変更許可申請に係る手續

変更許可申請に係る手續は、設置許可申請に準じて行いますので、第2章を参照してください。

ただし、変更許可申請に必要な書類については設置許可申請と一部異なりますので、(3)を参照してください。

処理施設の変更事項が、変更許可又は軽微変更のいずれに該当するかを図3-2に示します。

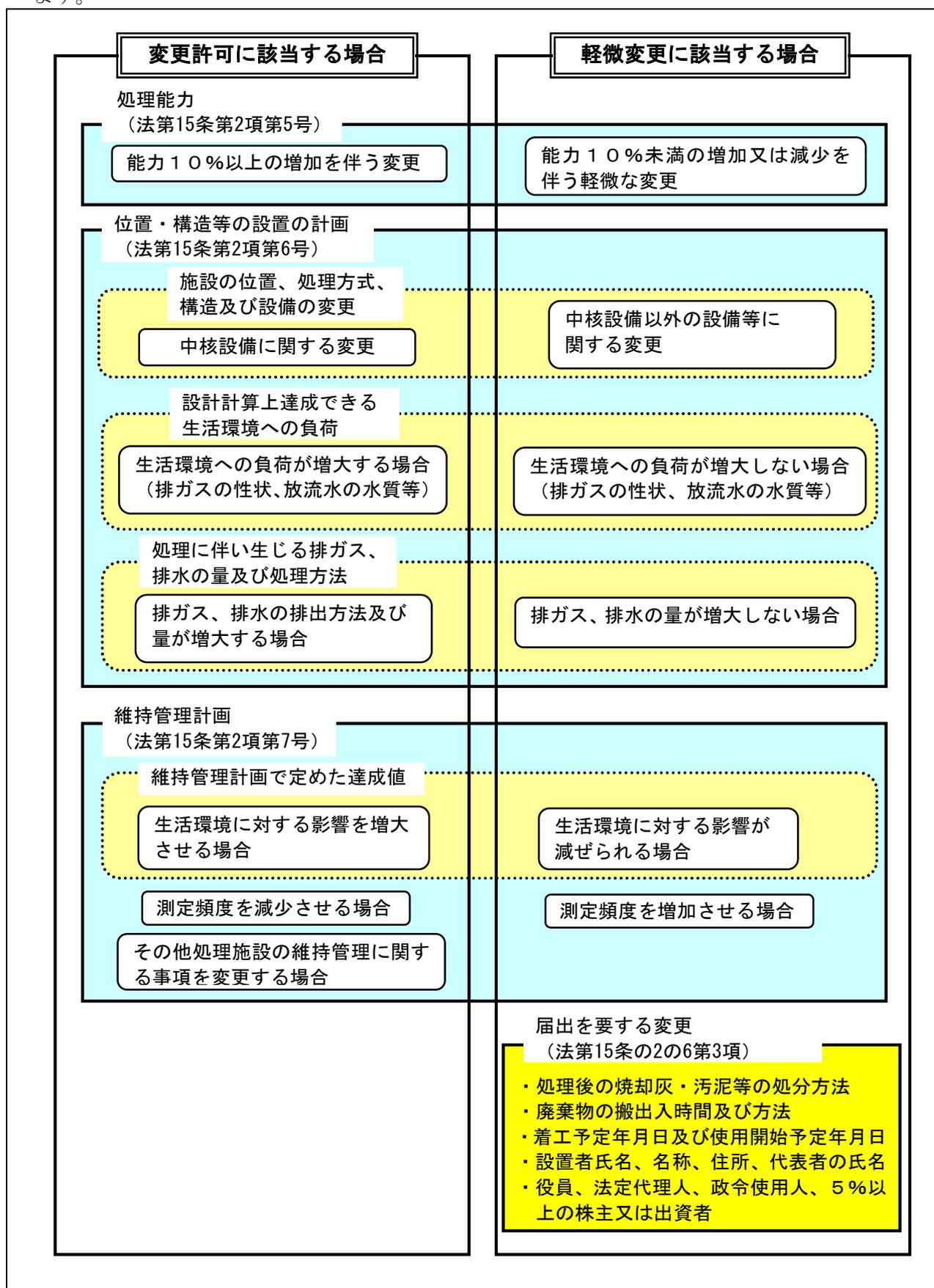


図3-2 変更許可又は軽微変更となる事例

(3) 変更許可申請に必要な書類

変更許可の場合は、設置許可申請書ではなく、変更許可申請書を提出していただきます。産業廃棄物処理施設変更許可申請書（様式第22号・134ページ）に、必要事項を記載してください。第1面の記載例を25ページに示します。第2面、第3面（135～136ページ）については記載する該当者の本籍や現住所等を、略称を用いずに正確に記載してください。

また、設置許可申請と同様に、6～7ページの表2-1に示す書類が必要となります。それぞれ、必要に応じて、変更前と変更後の状況が比較できる書類を添付して提出してください。

申請の流れや書類の作成手順については、第2章を参照してください。

様式第二十二号（第十二条の九関係）

記載例

（第1面）

産業廃棄物処理施設変更許可申請書		年 月 日				
（宛先） 川崎市長		申請者 住 所 氏 名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 電話番号				
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。						
産業廃棄物処理施設の設置の場所	川崎市川崎区宮本町1番1号（宮本町1番地1） ※住居表示（地番表示）					
産業廃棄物処理施設の種類	廃プラスチック類の破碎施設 ※令第7条施設の区分ごとに記載					
許可の年月日	平成16年4月1日 ※設置許可証に記載されている許可年月日を記載					
許可番号	1100 ※設置許可証に記載されている許可番号を記載					
変更の内容	産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）	変更なし				
	産業廃棄物処理施設の処理能力	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>変更後</th> <th>変更前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>180t / 日（9）時間</td> <td>90t / 日（9）時間</td> </tr> </tbody> </table>	変更後	変更前	180t / 日（9）時間	90t / 日（9）時間
	変更後	変更前				
	180t / 日（9）時間	90t / 日（9）時間				
△産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画	施設の位置 添付資料5のとおり ※記載してある添付書類の番号を記載 施設の構造 申請書別紙（要綱第3号様式）第1面のとおり ※申請書別紙（要綱第3号様式・112ページ）第1面に施設の構造及び設備を記載					
△産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画	変更なし					
変更の理由	破碎機の効率等を向上させることにより、処理能力が増大する。 ※変更の理由について詳細に記載					
着工予定年月日	令和5年 1月31日					
使用開始予定年月日	令和5年 2月28日					
※許可の年月日	年 月 日					
※許可番号						
※事務処理欄						

（日本産業規格 A列4番）

3 軽微変更等の届出

(1) 軽微変更等の届出事項

処理施設の設置者は、処理施設の軽微な変更（法第15条の2の6第1項ただし書き、規則第12条の8及び法第15条の2の6第3項、規則第12条の10）を行った場合には、法第15条の2の6第3項、規則第12条の10の2の規定により、遅滞なく市長に届け出なければなりません。

届出の対象となる事項は、処理施設の変更であつて、変更許可を要しないもの、設置者（法人の場合）における代表者や役員等（以下「法人要件等」）の変更があります。

正本1部、その写し1部の計2部を提出してください。提出された届出書のうち、写し1部はお返しします*。

※電子申請で提出する場合は写しの提出不要

ア 処理施設に係る変更

処理施設に係る変更のうち、表3-2に示す変更許可に該当しない軽微な変更を行った場合には、必要な書類を添えて届け出なければなりません。

ただし、規則第12条の8に係る事項については、変更許可に該当しない軽微な変更であると想定される場合であっても、生活環境への負荷等によっては変更許可に該当する場合がありますので、処理施設の変更を行う前に、事前相談を行ってください。

また、関係法令等の手続きは5ページにある所管課に確認してください。

表3-2 処理施設に係る軽微変更事項及び添付書類

軽微変更事項	添付書類
令第7条第3, 5, 8, 10, 12号及び第13号の2の施設における処理後の焼却灰等の処分方法 令第7条第4, 6及び11号の施設における処理後の汚泥等の処分方法 令第7条第10号の2の施設における廃水銀等の硫化処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法 令第7条第11号の2の施設における廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法 （規則第12条の10第1号、第2号、第2号の2、第2号の3）	<ul style="list-style-type: none"> ・変更の理由及び変更後の処分方法を記載した書類 ・変更した日付
産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項 （規則第12条の10第4号）	<ul style="list-style-type: none"> ・変更の理由及び変更後の搬入及び搬出の時間及び方法を記載した書類
着工予定年月日及び使用開始年月日 （規則第12条の10第5号）	<ul style="list-style-type: none"> ・変更の理由及び変更後の年月日を記載した書類
処理施設の廃止・休止・再開 （規則第12条の10の2第1項第6号）	<ul style="list-style-type: none"> ・廃止の場合は、交付した許可証等
処理施設の位置、構造等の設置に関する計画の変更のうち、変更許可に該当しない事項 （規則第12条の8）	<ul style="list-style-type: none"> ・変更の理由、概要 ・変更した日付 ・変更後の設置に関する計画を記載した書類 ・変更後の当該処理施設の構造を明らかにする設計計算書 ・変更許可に該当しないことを示す書類等 ・保管場所変更の添付書類はP21参照

処理施設の維持管理に関する計画の変更のうち、変更許可に該当しない事項 (規則第12条の8)	<ul style="list-style-type: none"> ・変更の理由、概要 ・変更した日付 ・変更後の維持管理に関する計画を記載した書類 ・変更許可に該当しないことを示す書類等
--	---

イ 法人要件等に関する変更

設置者である法人の代表者や役員等の法人要件等に関する変更については、軽微変更
に該当しますので、表3-3に掲げる書類を添付して届け出なければなりません。

ただし、社名の変更については、法人格が変更されない名称のみの変更であれば軽微
な変更として取り扱いますが、法人格が変更される場合は、第4章に示す合併又は分割
の認可が必要になりますので、設置者（法人）の合併又は分割を予定している場合は、
事前に廃棄物指導課に相談してください。

表 3-3 法人要件等に係る軽微変更事項及び添付書類

軽微変更事項	必要添付書類*1			備考
	・定款又は寄附行為の謄本	・登記事項証明書	・住民票の写し*2 <u>本籍記載のものを添付してください。</u>	
1 設置者の名称（氏名）及び住所	○ (設置者が法人の場合)	○ (設置者が法人の場合)	○ (設置者が個人の場合)	
2 代表者（設置者が法人の場合）	○	○	○	氏名又は名称にふりがなをふった新旧対照表（任意様式）を添付してください。
3 法定代理人		○*4	○	
4 役員及び使用人*3		○*5	○	
5 発行株式総数の5%以上の株式を有する株主及び5%以上の額に相当する出資をしている者		○*4 (株主等が法人の場合)	○ (株主等が個人の場合)	

*1 必要添付書類（定款又は寄附行為の謄本除く）は、発行後3か月以内のものを提出してください。

*2 住民票の写しについて

外国人の場合は、住民基本台帳に規定する国籍等の記載のあるものを添付してください。

また、住所が外国にあり、日本国籍を有するものは「戸籍の附票の写し（本籍記載のもの）」を添付してください。電子申請で提出する場合であっても、『交付を受けた書類（原本の写し）』の提出が別途必要です。

*3 役員…業務を執行する社員、取締役又はこれに準ずる者をいい、相談役、監査役、顧問その他名称を問わず、役員と同等以上の支配力を有する者（いわゆる執行役、支配人等）を含みます。なお、登記簿に記載された役員は、常勤及び非常勤の別を問わず、すべて対象となります。

使用人…令第4条の7に定める使用人であって、本店の代表者、支店の代表者、事業所等（川崎市内に限らない）における廃棄物の処理に関する契約締結権限を有する者をいいます。

*4 新たに法定代理人、又は株式5%以上保有の株主になった法人の登記事項証明書が必要となります。

*5 登記事項証明書について

電子申請で提出する場合であっても、『登記所で交付を受けた書類（謄本の写し）』の提出が別途必要です。使用人の変更では登記事項証明書は不要です。

(2) 産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書の記載事項

産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書（様式第23号、155ページ）に変更する事項を記載し、必要な添付書類を添えて本市に提出してください。29ページに、記載例を示します。

記 載 例

様式第二十三号 (第十二条の十の二関係)

産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書		年 月 日
川 崎 市 長 殿		
届出者 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号		
産業廃棄物処理施設を軽微変更等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第3項において準用する同法第9条第3項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。		
産業廃棄物処理施設の設置の場所		
産業廃棄物処理施設の種類		
許可の年月日及び許可番号		年 月 日 第 号
変 更 の 内 容	△ 軽 微 な 変 更	・規則第12条の8各号に該当しない軽微な変更
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名の変更	・ 法人の名称、住所の変更 ・ 代表者の変更
	△規則第12条の10に掲げる事項の変更 (同条第6号関係を除く。)	・ 処理施設で処理した後の物の処分方法の変更 ・ 産業廃棄物の搬出入の時間及び方法の変更 ・ 着工予定年月日及び使用開始年月日の変更
	規則第12条の10第6号に掲げる事項	
	(変更内容が法人に係るものである場合) ※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更	
	(ふりがな) 名 称	住 所
	・ 法定代理人、5%以上の株主又は出資者	
	(変更内容が個人に係るものである場合) ※法定代理人、役員 (法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む)、株主、出資をしている者及び使用人の変更	
	(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日 本 籍 住 所
	・ 役員の氏名、生年月日、役職名等、本籍地	
廃止若しくは休止又は再開の理由	(廃止・休止・再開の別)	
廃止若しくは休止又は再開の年月日	年 月 日	
※ 事 務 処 理 欄		
備考		
1 ※欄は記入しないこと。		
2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。		
3 「規則第12条の10第6号に掲げる事項」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。		
4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。		

第4章 譲受け・借受け、合併・分割、相続の手続

処理施設を譲受け又は借受けようとする者は譲受け等の許可、法人の合併又は分割により処理施設を使用する者は合併又は分割の認可、また処理施設の相続を行った場合は相続の届出が必要です。

1 譲受け又は借受けの許可申請の手続

処理施設の設置者（以下「許可施設設置者」という。）から、処理施設を譲受け、又は借受けようとする者は、法第15条の4の規定により事前に許可を受けなければなりません。

図4-1に、処理施設の譲受け、又は借受けの許可を受けるための手続フローを示します。

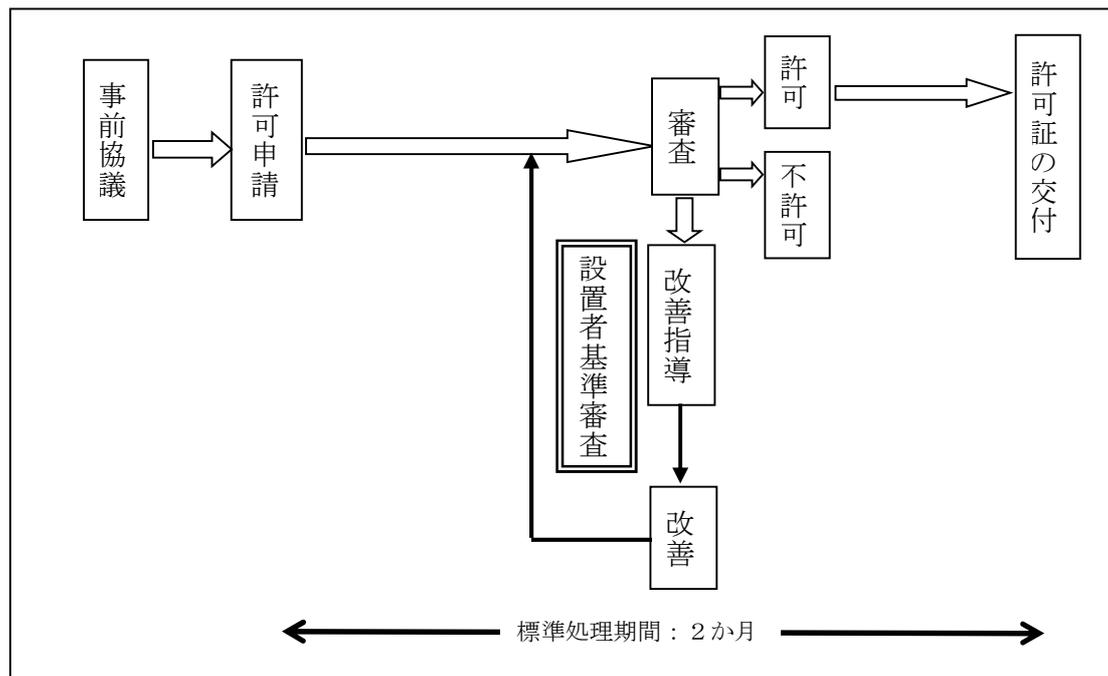


図4-1 譲受け等の許可申請手続概要フロー

(1) 事前協議

処理施設の譲受け、又は借受けにあたっては、まず、許可申請に必要な書類を揃えていただいた後、事前協議を行います。

ア 事前協議に必要な書類

事前協議申込書（要綱第1号様式、101ページ）に必要事項を記載し、次の(ア)に示す譲受け等許可申請書（案）を添付して、提出してください。

(ア) 譲受け等許可申請書（案）

譲受け等の許可申請書（案）（様式第26号、138ページ）に必要事項を記載し、提出してください。

なお、譲受け等の許可申請書（様式第26号）の第2面、第3面については、記載する該当者の本籍や現住所等を、略称を用いずに正確に記入してください。

(2) 譲受け等の許可申請について

事前協議終了後、譲受け等の許可申請を行うことができます。

譲受け等の許可申請を行う場合は、参考資料2「設置許可等に関する要綱」別表2（78～80ページ）に掲げる証明書類を添付して、譲受け等の許可申請書の正本1部、その写し1部の計2部を提出してください。提出された許可申請書のうち、正本の写しはお返しします*。

※電子申請で提出する場合は写しの提出不要

(3) 審査に係る標準処理期間（設置許可等に関する要綱第28条）

申請書類の受理から許可証の交付まで通常2か月を要します。審査の段階で不備な点があると認められた場合は、これらの点について改善を求めますので、適切に改善されるまでの期間が標準処理期間にさらに加算されます。

(4) 許可証の交付（設置許可等に関する要綱第23条）

審査の結果、当該申請が許可基準に適合していると認められる場合は、許可の申請に対し、許可証を交付します。

2 合併又は分割の認可申請の手続

許可施設設置者である法人が、合併又は分割により法人格が変更になる場合は、法第15条の4の規定により事前に認可を受けなければなりません。認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該処理施設を承継した法人は、許可施設設置者の地位を承継します。合併又は分割の認可を受けようとする者は、図4-6に示す手続概要フローに従い、認可申請を行う必要があります。

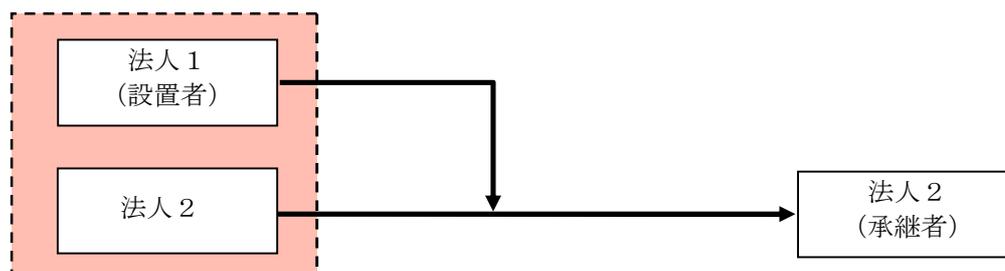
(1) 合併又は分割で認可が必要な場合

ア 合併の認可が必要な場合

複数の法人が合併し、合併前の設置者である法人と合併後の存続法人とでは法人格が異なる場合

【ケース1 吸収合併型】

設置者（法人1）とは法人格が異なる法人2と合併し、法人2が存続会社となる場合

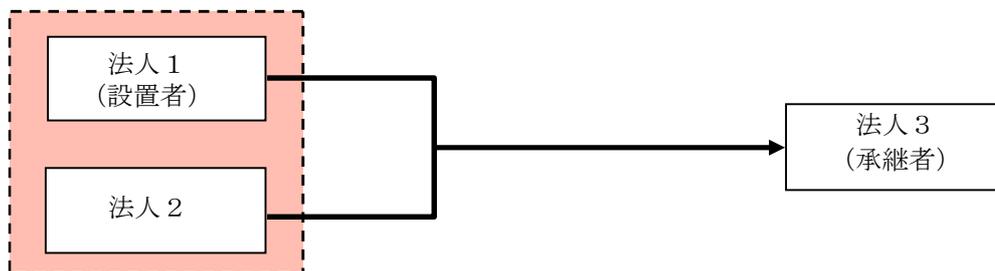


申請者は法人1及び法人2

図4-2 吸収合併型

【ケース2 新設合併型】

設置者（法人1）と法人2が合併し、法人格が異なる法人3が存続会社となる場合



申請者は法人1及び法人2

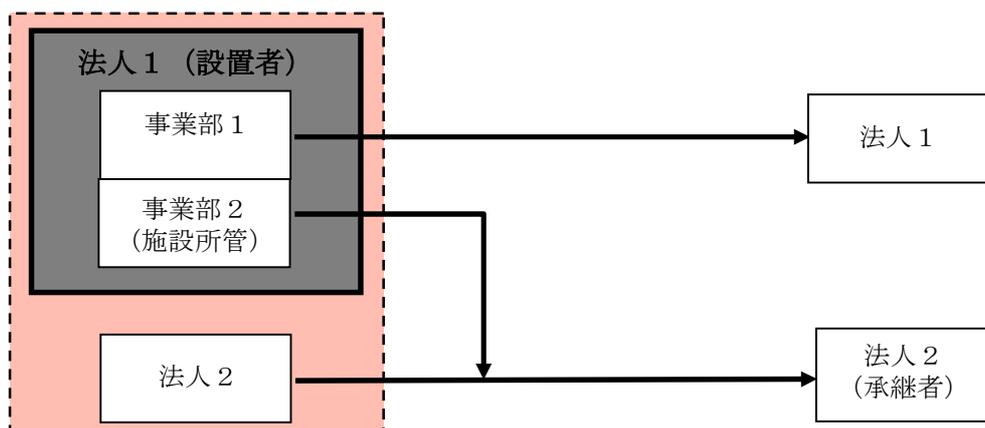
図4-3 新設合併型

イ 分割の認可が必要な場合

設置者である法人が分割され、分割前の法人と分割後の設置者である存続法人とは法人格が異なる場合

【ケース3 吸収分割型】

法人1が分割し、法人1とは法人格が異なる法人2に吸収され、法人2が施設承継者となる場合



申請者は法人1及び法人2

図4-4 吸収分割型

【ケース4 新設分割型】

法人1が分離し、法人1とは法人格が異なる法人2が施設承継者となる場合

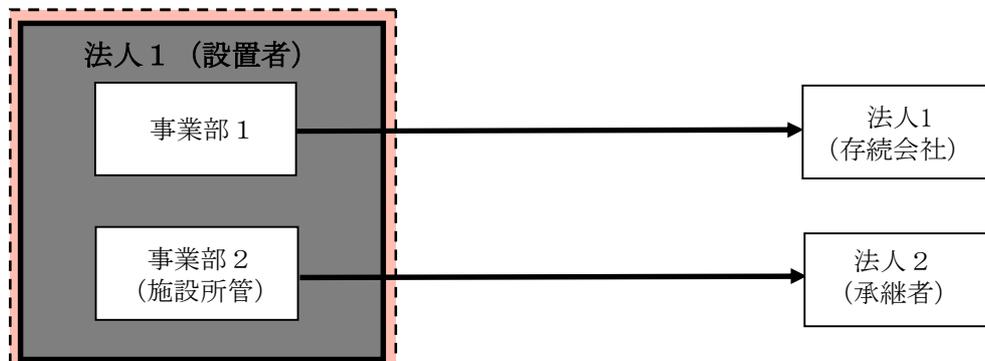


図4-5 新設分割型

(2) 合併又は分割の認可申請の手続

合併又は分割の認可の手続については、図4-6に示す手続概要フローに従って行います。

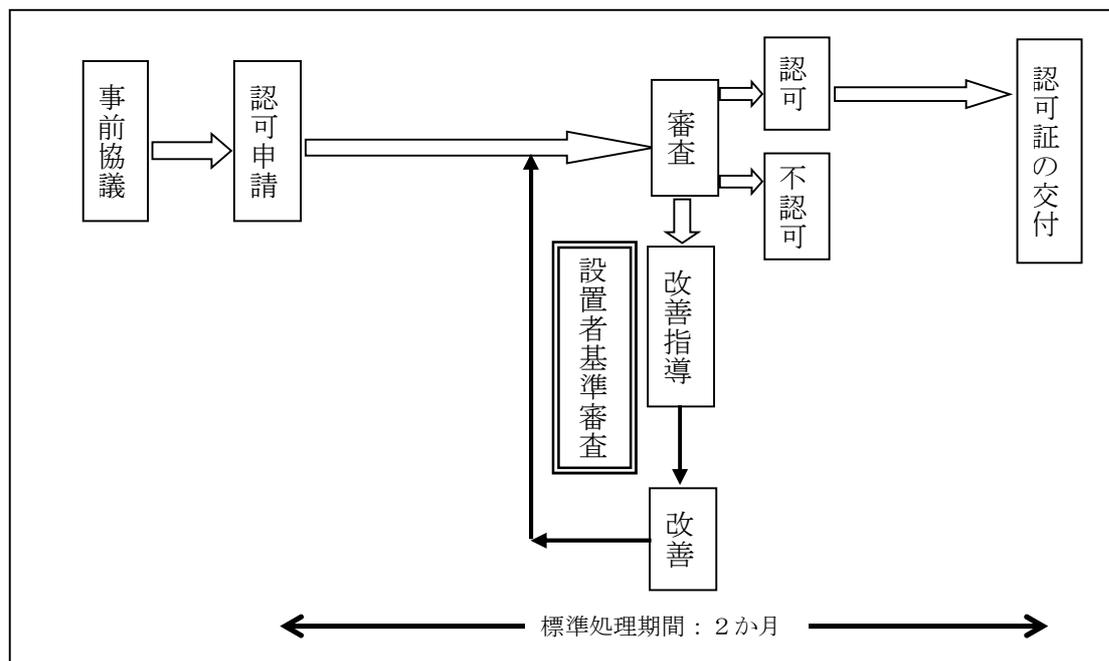


図4-6 合併・分割の認可申請手続概要フロー

(3) 事前協議

処理施設の合併又は分割にあたっては、まず、認可申請に必要な書類を揃えていただいた後、事前協議を行います。

ア 事前協議に必要な書類

事前協議申込書（要綱第1号様式、101ページ）に必要事項を記載し、次の(ア)に示す合併又は分割の認可申請書（案）を添付して、提出してください。

(ア) 合併又は分割の認可申請書（案）

合併・分割認可申請書（様式第27号、141ページ）に必要事項を記載し、提出してください。

なお、合併・分割認可申請書（様式第27号）の第2面、第3面、第4面については、記載する該当者の本籍や現住所等を、略称を用いずに正確に記入してください。

(4) 合併又は分割の認可申請について

事前協議終了後、合併又は分割の認可申請を行うことができます。

合併又は分割の認可申請を行う場合は、参考資料2「設置許可等に関する要綱」別表2（78～80ページ）に掲げる証明書類を添付して、合併又は分割の認可申請書の正本1部、その写し1部の計2部を提出してください。提出された認可申請書のうち、正本の写しはお返しします。証明書類は、廃棄物処理施設を承継する者に関するものを提出して下さい。

(5) 審査に係る標準処理期間（設置許可等に関する要綱第28条）

合併又は分割の認可は、申請書類の受理から認可証の交付まで通常2か月を要します。審査の段階で不備な点があると認められた場合は、これらの点について改善を求めますので、適切に改善されるまでの期間が標準処理期間にさらに加算されます。

(6) 認可証の交付（設置許可等に関する要綱第23条）

審査の結果、当該申請が認可基準に適合していると認められる場合は、認可の申請に対し、認可証を交付します。

3 相続の届出の手続

許可施設設置者について相続があったときは、法第15条の4の規定により、相続に必要な届出をしなければなりません。相続人は許可施設設置者の地位を承継しますので、許可施設設置者の地位を承継した相続人は、相続の日から30日以内に相続の届出が必要です。

(1) 相続の届出

相続の届出書（様式第28号、145ページ）に必要事項を記載し、表4に示す書類を添付して提出してください。

なお、相続の届出書（様式第28号）の第2面については、記載する該当者の本籍や現住所等は、略称等を用いずに正確に記載してください。

表4 届出書に必要な添付書類

添付書類		内容
1	被相続人との続柄を証する書類	
2	相続人に関する書類	・住民票の写し（本籍地、筆頭者記載のもの）※
3	処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類	・資金計画書（要綱第7号様式、148ページ）
4	資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類	・資産調書（要綱第8号様式、149ページ） ・所得税の確定申告書の写し（直前3年のもの）
5	申請者が法第14条第5項第2号イ～へに該当しない旨を記載した書類	・誓約書（要綱第6号様式、147ページ）
6	相続人が営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合	法定代理人に関する書類 ・住民票の写し（本籍地、筆頭者記載のもの）※
7	使用人（工場長、支店長等）がある場合	使用人（工場長、支店長等）に関する書類 ・住民票の写し（本籍地、筆頭者記載のもの）※

※電子申請で提出する場合であっても、原本の提出が別途必要

第5章 維持管理

処理施設の設置者は、規則で定める維持管理に関する技術上の基準及び当該処理施設を設置または変更の許可を受けた際に申請書に記載した維持管理に関する計画に従い、処理施設を適正に維持管理しなければなりません。

1 維持管理に関する手続

処理施設の維持管理を行う上で、以下のような届出等の手続が必要となりますので、遅滞なく届出をおこなってください。

(1) 産業廃棄物処理責任者の設置（法第12条第8項、市細則第28条）

自らの事業活動に伴って生ずる産業廃棄物を処理するために処理施設を設置している事業者は、処理施設が設置されている事業場ごとに、当該事業場に係る産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、処理責任者を置かなければなりません。ただし、事業者が法人ではなく個人であり、自ら処理責任者となる場合は、この限りではありません。

処理責任者を置いた事業者（事業者が自ら処理責任者となる場合を含む。）又は処理責任者を変更した事業者は、当該事実の発生の日から30日以内に「産業廃棄物処理責任者設置等報告書」（市細則第24号様式、156ページ）を市長に提出しなければなりません。

(2) 廃棄物処理施設技術管理者の設置（法第21条、市細則第30条）

ア 処理施設の設置者は、処理施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるため、技術管理者を置かなければなりません。ただし、事業者が法人ではなく個人であり、事業者が自ら技術管理者となる場合は、この限りではありません。

技術管理者には、その管理に係る処理施設の維持管理に関して法第15条の2の3に規定する維持管理基準に係る違反が行われないように、処理施設を維持管理する他の職員を監督することが義務付けられています。

イ 技術管理者を置いた事業者（設置者が自ら技術管理者として管理する場合を含む。）又は技術管理者を変更した事業者は、当該事実の発生の日から30日以内に「廃棄物処理施設技術管理者設置等報告書」（市細則第26号様式、157ページ）を市長に提出しなければなりません。

ウ 技術管理者の資格に関して、本市では、技術管理者等の資格等に関する指針（参考資料8、96～98ページ参照）に基づき、技術管理者認定講習を修了し資格を取得していただいています。

(3) 軽微変更等の届出（規則第12条の10及び第12条の10の2）

処理施設の軽微な変更を行うときは、遅滞なく「産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書」（様式第23号、155ページ）を市長に提出しなければなりません。詳細については26ページを参照してください。

(4) 事故時の報告（設置許可等に関する要綱第25条）

処理施設の設置者は、設備の破損又はその他の事故が発生した場合、施設において処理する廃棄物又はこれらの処理に伴って生じた汚水若しくは気体が飛散、流出、地下浸透、発散することによる生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のための応急の措置を直ちに講じるとともに、速やかにその事故等の概要及び講じた措置の概要を記載した「特定処理施設事故等報告書」（要綱第13号様式、158ページ）を市長に提出しなければなりません。

(5) 欠格要件に係る届出（法第15条の2の6第3項）

処理施設の設置者は、欠格要件に該当するに至った場合は、該当するに至った日から2週

間以内に、「産業廃棄物処理施設の設置者の欠格要件に係る届出書」(市細則第22号様式の3、161ページ)を提出しなければなりません。欠格要件は、図5を参照してください。

<p>心身の故障により業務を適切に行うことができない者(法第7条第5項第4号イ)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活環境保全を目的とする法令 <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理法 ・ 浄化槽法 ・ 大気汚染防止法 ・ 騒音規制法 ・ 海洋汚染防止法 ・ 水質汚濁防止法 ・ 悪臭防止法 ・ 振動規制法 ・ パーゼル法 ・ ダイオキシン類対策特別措置法 ・ PCB特別措置法 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 3 暴力行為等処罰ニ関スル法律 4 刑法 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第204条(傷害) ・ 第206条(現場助勢) ・ 第208条(暴力) ・ 第208条の2 (凶器準備集合及び結集) ・ 第222条(脅迫) ・ 第247条(背任)
<p>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者(法第7条第5項第4号ロ)</p>	
<p>拘禁刑以上の刑に処せられてから5年を経過しない者(法第7条第5項第4号ハ)</p>	
<p>右記の法律違反によって罰金の刑に処せられてから5年を経過しない者(法第7条第5項第4号ニ)</p>	
<p>廃棄物処理業、浄化槽清掃業の許可を取り消されてから5年を経過しない者(法第7条第5項第4号ホ) (事業の廃止をした場合も含まれる(法第7条第5項第4号へ、ト))</p>	
<p>不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者(法第7条第5項第4号チ)</p>	
<p>※詳細は参考資料9(99ページ)を参照してください。</p>	

図5 欠格要件に該当する者

2 維持管理において行うべき事項

(1) 帳簿の作成

処理施設を設置している事業者は、当該事業所ごとに、処理施設において処理する産業廃棄物の種類ごとに、必要事項を記載した帳簿を備え付けなければなりません。

ア 事業者が自ら処理する場合の帳簿の記載事項

事業者が自ら処理する場合には、規則第8条の5に定める帳簿が必要になります。帳簿の記載事項を表5-1に示します。

表5-1 帳簿の記載事項（規則第8条の5）

自己処分	<ul style="list-style-type: none"> ・処分年月日 ・処分方法ごとの処分量 ・処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の産業廃棄物の持出先ごとの持出量
------	---

イ 処分業を行う事業者の帳簿の記載事項

産業廃棄物の処分業を行う場合には規則第10条の8に定める帳簿が、特別管理産業廃棄物の処分業を行う場合には規則第10条の21に定める帳簿が必要になります。帳簿の記載事項を表5-2に示します。

表5-2 帳簿の記載事項（規則第10条の8及び規則10条の21）

(ア)	自己運搬	<ul style="list-style-type: none"> ・収集又は運搬年月日 ・交付された管理票ごとの管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号 ・受入先ごとの受入量 ・運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 ・積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量
(イ)	運搬の委託	<ul style="list-style-type: none"> ・委託年月日 ・受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号 ・交付した管理票ごとの交付年月日及び交付番号 ・運搬先ごとの委託量
(ウ)	自己処分	<ul style="list-style-type: none"> ・受入れ又は処分年月日 ・交付又は回付された管理票ごとの管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号 ・受入先ごとの受入量 ・処分方法ごとの処分量 ・処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の産業廃棄物の持出先ごとの持出量
(エ)	処分の委託	<ul style="list-style-type: none"> ・委託年月日 ・受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号 ・交付した管理票ごとの交付年月日及び交付番号 ・交付した管理票ごとの、交付又は回付された受け入れた[産業廃棄物／特別管理産業廃棄物]に係る管理票の管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号 ・交付された管理票ごとの、受け入れた[産業廃棄物／特別管理産業廃棄物]に係る規則第8条の31の5第3号の規定による通知に係る処分を委託した者の氏名又は名称及び登録番号 ・受託者ごとの委託の内容及び委託量

※収集若しくは運搬、運搬の委託、処分又は処分の委託に係る産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれている場合は、それぞれの産業廃棄物に係るものを明らかにすること。

ウ 帳簿の記載及び備付け

- (ア) 事業場ごとに備え付けること。
- (イ) 毎月末までに、前月中における記載必要事項の記載を終了していること。

エ 帳簿の閉鎖及び保存

- (ア) 帳簿は、1年ごとに閉鎖すること。
- (イ) 帳簿は、閉鎖後5年間事業場ごとに保存すること。

(2) 処理施設の維持管理に関する記録

ア 点検記録の保存（規則第12条の6第9号）

処理施設の設置者は、処理施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置（事故時の報告等）の記録を作成し、3年間保存しなければなりません。

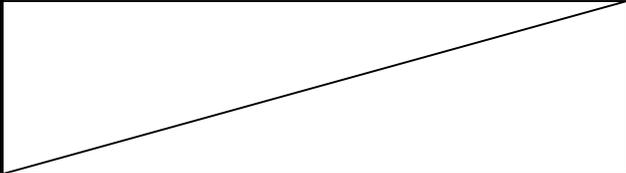
イ 維持管理情報の公表及び閲覧（法第15条の2の3第2項、法第15条の2の4）

焼却施設等の設置者は、処理施設の維持管理に関する計画及び維持管理の状況に関する情報について、情報が得られた日の属する月の翌月の末日に公表し、公表日から3年を経過する日までの間、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければなりません。

また、これらの情報を記録したものを情報が得られた日等の属する月の翌月の末日に処理施設に備え置き、備え置いた日から3年を経過する日までの間、閲覧に供さなければなりません。当該施設に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の閲覧の求めがあった場合、正当な理由なしに閲覧を拒むことはできません。

維持管理に関する情報について、公表及び閲覧に供する事項を表5-3に示します。

表5-3 公表及び閲覧に供する事項（規則第12条の7の2、規則第12条の7の5）

焼却施設（ガス化改質方式の焼却施設及び電気等を用いた焼却施設を除く）の記録事項	焼却施設（ガス化改質方式の焼却施設に限る）の記録事項
処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量	処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量
燃焼ガスの温度に係る以下の項目 ・測定を行った位置 ・測定結果の得られた年月日 ・測定結果	改質設備中のガスの温度に係る以下の項目 ・測定を行った位置 ・測定結果の得られた年月日 ・測定結果
集じん器に流入する燃焼ガスの温度に係る以下の項目 ・測定を行った位置 ・測定結果の得られた年月日 ・測定結果	除去設備に流入する改質ガスの温度（除去設備内で改質ガスの温度を速やかにおおむね200℃以下に冷却することができる場合にあっては、除去設備内で冷却された改質ガスの温度）に係る以下の項目 ・測定を行った位置 ・測定結果の得られた年月日 ・測定結果
煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度に係る以下の項目 ・測定を行った位置 ・測定結果の得られた年月日 ・測定結果	
冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った年月日	冷却設備及び除去設備にたい積したばいじんの除去を行った年月日
煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度（毎年1回以上の測定）に係る以下の項目 ・排ガスを採取した位置 ・排ガスを採取した年月日 ・測定結果の得られた年月日 ・測定結果	除去設備の出口における改質ガス中のダイオキシン類の濃度（年1回以上の測定）に係る以下の項目 ・排ガスを採取した位置 ・排ガスを採取した年月日 ・測定結果の得られた年月日 ・測定結果
煙突から排出される排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、窒素酸化物に係るものに限る。）（6月に1回以上の測定）に係る以下の項目 ・排ガスを採取した位置 ・排ガスを採取した年月日 ・測定結果の得られた年月日 ・測定結果	除去設備の出口における改質ガス中の硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び硫化水素の濃度（6月に1回以上の測定）に係る以下の項目 ・排ガスを採取した位置 ・排ガスを採取した年月日 ・測定結果の得られた年月日 ・測定結果

(3) 産業廃棄物の保管基準等

ア 収集、運搬を委託する場合の保管基準

事業者は、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）が運搬されるまでの間、表5-4に示す基準に従って、生活環境の保全上支障のないように保管しなければなりません。

表5-4 委託する場合の保管基準

	産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の保管（共通）基準 (法第12条第2項・法第12条の2第2項・規則第8条・規則第8条の13)
共通基準	<p>(ア) 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。</p> <p>a 周囲に囲い(保管する産業廃棄物の荷重が直接囲いに係る構造である場合にあっては荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。)が設けられていること。</p> <p>b 見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設けられていること。</p> <p>(a) 縦横それぞれ60cm以上であること。</p> <p>(b) 次に掲げる事項を表示したものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の保管の場所である旨 ・保管する産業廃棄物の種類(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合、その旨を含む) ・保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先 ・屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、最大積み上げ高さ <p>(イ) 保管の場所から産業廃棄物が飛散・流出・地下浸透し、また悪臭が発散しないよう次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>a 産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合は、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不透水性の材料で覆うこと。</p> <p>b 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合は、積み上げられた産業廃棄物の高さが環境省令で定める高さ(保管高さ制限)を超えないようにすること。</p> <p>c その他必要な措置</p> <p>(ウ) 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。</p> <p>(エ) 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物については、当該産業廃棄物がその他のものと混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。また石綿含有産業廃棄物については、覆いを設けること、梱包すること等石綿含有産業廃棄物の飛散の防止のために必要な措置を講ずること。</p>
	特別管理産業廃棄物の保管（個別）基準 (法第12条の2第2項・規則第8条の13)
個別基準	<p>(オ) 特別管理産業廃棄物に他のものが混入するおそれのないように仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。ただし、感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混合している場合もしくは特別管理産業廃棄物である廃水銀等と特別管理一般廃棄物である廃水銀が混合している場合で、それぞれその他の物が混入しない場合を除く。</p> <p>(カ) 種類に応じ、次の措置を行うこと。</p> <p>a 廃油、PCB汚染物又はPCB処理物は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・容器に入れ密封する等揮発の防止を行うこと。 ・高温にさらされないようにすること。 <p>b 廃酸又は廃アルカリは、容器に入れ密封すること等廃酸又は廃アルカリによる腐食を防止すること。</p> <p>c PCB汚染物であって環境大臣が定めるものについては、人の健康又は生活環境に係る被害が生じないように形状を変更しないこと。</p> <p>d PCB汚染物又はPCB処理物は、腐食の防止を行うこと。</p> <p>e 廃水銀等は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・容器に入れ密封する等飛散、流出、揮発の防止を行うこと。 ・高温にさらされないようにすること。 ・腐食の防止を行うこと。 <p>f 廃石綿等は、梱包すること等廃石綿等の飛散防止を行うこと。</p> <p>g 腐敗するおそれのあるものは、容器に入れ密封する等腐敗の防止を行うこと。</p>

イ 処分を行う場合の保管に関する基準

事業者が、自らその産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）の処分を行う場合又は処理業者が他人の廃棄物を処理する場合は、表5-4と同様の保管基準が適用される他、表5-5に示す事項が適用されます。

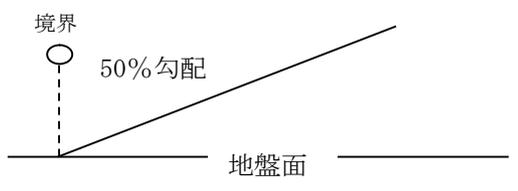
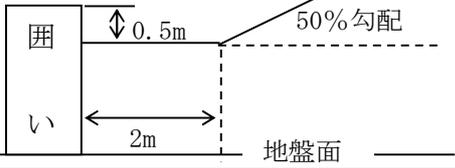
表5-5 事業者及び処理業者が処分を行う場合の保管に関する基準

	産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の保管に関する（共通）基準 （法第12条第1項・令第6条・令第6条の5）
共通基準	<p>(ア) 掲示板には、保管することができる産業廃棄物の数量（処分等のための保管上限）を記載すること。</p> <p>(イ) 保管期間は、処理施設において、適切な処分又は再生を行うにやむをえないと認められる期間とすること。</p> <p>(ウ) 保管する産業廃棄物（当該産業廃棄物に係る処理施設が同時に当該産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物として環境省令で定めるものの処理施設である場合にあっては、当該一般廃棄物を含む。）の数量が、当該産業廃棄物に係る処理能力の1日当たりの処理能力に相当する数量に14（熱回収施設設置者の認定を受けた者は21）を乗じて得られる数量（個別基準で定める場合にあっては、個別基準で定める数量）を超えないようにすること。</p>
	産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く）の保管に関する（個別）基準 （法第12条第1項・令第6条）
個別基準	<p>(エ) 保管する産業廃棄物の数量について、次の場合に応じ、次の数量とすること</p> <p>a 処理施設に船舶を用いて産業廃棄物を運搬する場合は、当該船舶の積載量が当該産業廃棄物に係る処分等のための保管上限（基本数量）を超えるときは、当該船舶の積載量と基本数量に1/2を乗じて得た数量と合算した数量</p> <p>b 処理施設の定期的な点検又は修理（実施期間及び期間があらかじめ定められ、かつ、その期間が7日を超えるものに限る。（以下「定期点検等」））の期間中に保管する場合は、処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に定期点検等の開始の日から経過した日数を乗じて得た数量と基本数量に2分の1（熱回収施設設置者の認定を受けた者は3分の2）を乗じて得た数量と合算した数量 なお、定期点検等が終了した日に保管されていた数量が基本数量を超えていたときの数量については、定期点検等が終了した日の翌日から起算して60日間に限り、現に保管されていた数量を超えない数量</p> <p>c 建設業に係る産業廃棄物（木くず、コンクリートの破片（石綿含有産業廃棄物を除く）又はアスファルト・コンクリートの破片であって、分別されたものに限る。）の再生を行う処理施設において保管する場合は、処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に28（アスファルト・コンクリートの破砕にあっては70）を乗じて得た数量</p> <p>d 使用済自動車及び解体自動車のうち圧縮していないものを保管する場合は、環境省令で定める基準</p>

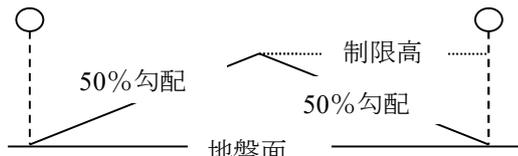
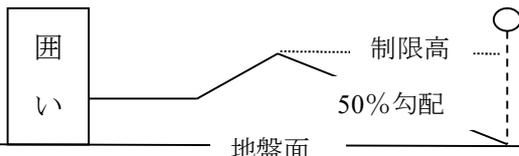
ウ 廃棄物の保管高さ制限

屋外で容器を用いずに廃棄物を保管する場合、次の(ア)に示す高さ上限が適用されます。
 なお、50%勾配とは、起点から水平距離2mに対して垂直に1m上昇する勾配をいいます。

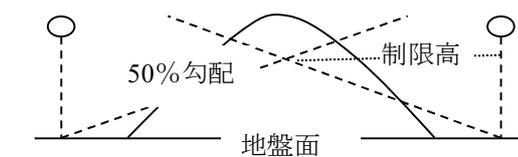
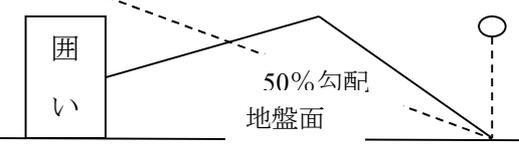
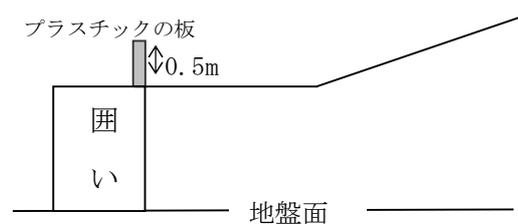
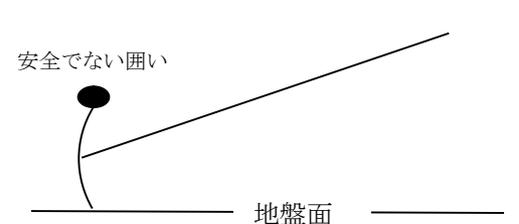
(ア) 高さ上限の基準

<ul style="list-style-type: none"> ・ 囲いに接することなく廃棄物を保管する場合  <p>境界 50%勾配 地盤面</p> <p>境界の下端から勾配50%以下で保管</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 囲いに接して廃棄物を保管する場合  <p>0.5m 50%勾配 2m 地盤面</p> <p>囲いの内側2mは囲い高さより50cm以下とし、それ以上内側は勾配50%以下で保管</p>
---	--

(イ) 適正な保管

<ul style="list-style-type: none"> ・ 両方が廃棄物に接していない囲いの場合  <p>50%勾配 制限高 50%勾配 地盤面</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 片方が直接負荷部分の囲い、片方が廃棄物に接しない囲い  <p>制限高 50%勾配 地盤面</p>
--	---

(ウ) 不適正な保管

<ul style="list-style-type: none"> ・ 50%勾配と高さ制限を超えている  <p>50%勾配 制限高 地盤面</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勾配の起点を壁から2m離していない ・ 50%勾配を超えている  <p>50%勾配 地盤面</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 壁の頂部から50cm下げていない (さらに囲いの上部にプラスチックの板を50cm継ぎ足した場合等も含む。)  <p>プラスチックの板 0.5m 地盤面</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構造耐力上安全とはいえない(廃棄物と接して歪むような)囲いに直接接している  <p>安全でない囲い 地盤面</p>

3 定期検査（法第15条の2の2）

焼却施設等の設置者は当該施設について、定期検査を受けなければなりません。定期検査では当該施設が技術上の基準（参考資料1 49～70ページ）に適合しているかどうかについて検査を行います。

(1) 対象施設

- ア 焼却施設
- イ 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設
- ウ 廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設、廃PCB等又はPCB処理物の分解施設、PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設
- エ 廃水銀等の硫化施設

(2) 定期検査の期間

定期検査は設置許可申請に係る使用前検査を受けた日、直近において行われた変更許可申請に係る使用前検査を受けた日又は直近において行われた定期検査を受けた日のうちいずれか遅い日から5年3か月以内に受けなければなりません。

(3) 定期検査の申請の手続き

定期検査を受けようとする場合は、あらかじめ、産業廃棄物処理施設定期検査申請書（様式第二十号の二）に必要事項を記入し、市長に提出してください。

(4) 定期検査結果の通知

定期検査後、検査の結果を通知いたします。検査の結果、改善が必要であると認められた場合は改善指導を行います。

第6章 産業廃棄物処理施設の廃止・休止・再開

1 廃止

(1) 廃止の届出

処理施設を廃止する場合は、産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書（様式第23号、155ページ）に廃止の理由及び廃止年月日等を記載し、設置許可証等を添付して提出してください。

産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書の記載事項については、26ページを参照してください。

(2) 廃止した焼却施設の取扱いについて

ア 撤去

廃止した焼却施設については、すみやかに撤去してください。すみやかに撤去できない場合は、次のウに示す管理を行ってください。

イ 焼却炉を解体する場合の手続

廃止届けを提出した後、焼却炉を解体する場合には、「川崎市廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策要綱」に基づく届出が必要になります。

同要綱では、解体工事に着手する14日前に計画書を提出する必要がありますので、事前に環境局環境対策部環境対策推進課と協議してください。

また、本市への届出以外にも、所管の労働基準監督署に対し、「労働安全衛生規則」に基づく解体工事計画の届出等が必要となりますので、別途手続を行ってください。

ウ 管理

焼却施設の解体工事を行うまでの間、ばいじん等の飛散及び流出による環境汚染を防止するため、以下の管理を行ってください。

(7) 投入口及び灰出し口の閉止等

投入口及び灰出し口は締め切り状態にしておき、また、焼却施設内に雨水が入らないように施設の開口部を覆ってください。

(イ) 焼却施設に残っている燃え殻等の除去

焼却施設に燃え殻やばいじん等が残っているときは、すみやかに除去してください。除去した燃え殻やばいじん等は、処理するまでの間、蓋付き容器等に入れて飛散しないように保管してください。

2 休止の届出

処理施設を休止する場合は、産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書（様式第23号、155ページ）に休止の理由及び休止年月日等を記載して提出してください。

産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書の記載事項については、26ページを参照してください。

3 再開の届出

休止した処理施設を再開する場合は、産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書（様式第23号、155ページ）に再開の理由及び再開年月日等を記載して提出してください。

産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書の記載事項については、26ページを参照してください。

4 許可証及び認可証の再交付申請

産業廃棄物処理施設の許可証や認可証を亡失し、損傷し、又は汚損したときは、すみやかに再交付の申請を行ってください。

なお、許可証や認可証の再交付を受けた後、亡失した許可証等を発見した場合はすみやかに返却してください。

第7章 熱回収施設設置者認定

産業廃棄物処理施設であって熱回収の機能を有するものを設置している者は、熱回収施設設置者認定を受けることができます。

1 熱回収施設設置者の認定手続き

(1) 事前協議

認定を受けようとする場合は、事前協議が必要となります。事前協議では、認定の申請に向けた申請書類の作成について、本市と協議します。事前協議申込書（要綱第1号様式、101ページ）及び熱回収施設設置者認定申請書（案）（様式第二十五号の二、151ページ）を提出してください。申請書には表7-1に示す添付書類が必要となります。

なお、熱回収施設設置者認定制度について、「廃棄物熱回収施設設置者マニュアル」が環境省から発行されていますので申請書を作成する上で参考にしてください。

表7-1 熱回収施設設置者認定申請書の添付書類（規則第12条の11の5第2項）

項目	必要書類
1 各種図面	・当該熱回収施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図
2 処理工程図	・熱回収設備フロー図（熱利用を行っている処理工程及び計装機器に関する状況が分かる図面を添付すること。）
3 設計計算書	
(1) 物質収支計算書	・物質収支を示す図面
(2) 熱収支計算書	・燃焼条件 ・物質収支及び熱収支計算式
(3) 熱収支図	・熱収支を示す図面
(4) 設備機器の仕様	・設備機器及び関係設備の仕様（熱回収に供している関連設備を示すとともに、各設備の仕様を記載すること。）
4 付近の見取り図	・付近の見取り図（当該熱回収施設周辺の建物、搬入・搬出経路、雨水等の放流先を記載すること。）
5 熱回収率の算定の根拠を明らかにする書類	・当該熱回収施設に投入される廃棄物の総熱量と燃料の総熱量を示す書類（計画値） ・熱回収率の算定根拠を示す書類 ・熱収支図
6 当該熱回収施設における過去一年間の熱回収の内容に関する書類	・過去一年間に当該熱回収施設において処分した産業廃棄物の種類、熱回収の方法、熱回収率について記載した書類
7 当該熱回収施設について産業廃棄物処理施設の許可を受けていることを証する書類	・産業廃棄物処理施設設置許可証の写し
8 技術上の基準への対応状況	・技術上の基準に適合するための具体的な対応等を記載した書類及び適合していることが判断できる書類、図面等 ※参考資料1（49～70ページ）を参照

(2) 熱回収施設設置者認定の申請

事前協議終了後、熱回収施設設置者認定の申請を行うことができます。事前協議で提出していただいた熱回収施設設置者認定申請書を正本1部、その写し1部の計2部を提出してください。提出された申請書のうち、写しはお返しします*。

*電子申請で提出する場合は写しの提出不要

熱回収施設設置者認定申請から認定証の交付までの流れについて図7に示します。

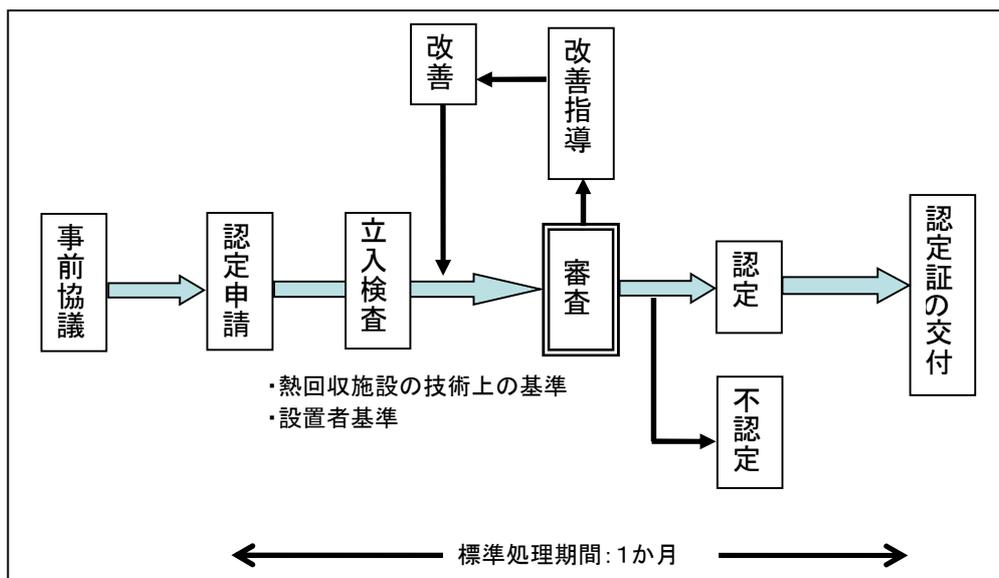


図7 熱回収施設設置者認定申請から認定証の交付までの流れ

(3) 認定申請手数料

熱回収施設設置者認定の申請には、申請手数料^{※1}が必要です。新規申請の場合は33,000円、更新申請の場合（更新については、48ページ参照）は20,000円です。

申請手数料は、認定申請の際に納付書の交付を受け、その日のうちに本市の指定する金融機関^{※2}に納入して下さい。申請の受付時間は9時から11時までの間、及び13時から15時までの間としています。

※1 申請手数料は、申請を取り下げた場合又は不許可になった場合にあっても返還することができません。

※2 本庁舎3階に横浜銀行の窓口があります。手数料は現金での納入となります。

(4) 熱回収施設設置者認定の審査

本市において、熱回収施設設置者認定に関する審査を実施します。

ア 審査の内容

(ア) 熱回収施設の技術上の基準（規則第12条の11の6）

熱回収施設が技術上の基準に適合しているかどうかを申請書、添付書類に基づき審査します。

(イ) 設置者基準（規則第12条の11の7）

申請者が設置者基準に適合しているかどうかを申請書、添付書類に基づき審査します。

イ 改善指導又は不認定

審査の結果、改善が必要であると判断された場合は、改善を指導します。また、基準に適合しない場合には不認定となることがあります。

ウ 再審査

改善指導に従い、変更した場合は、申請書等を再審査します。

(5) 認定証の交付

審査の結果、当該申請が審査基準に適合していると認められる場合は、認定の申請に対し、認定証を発行します。

2 熱回収施設設置者認定取得後の手続き等

(1) 熱回収施設設置者認定の更新（法第15条の3の3第2項）

熱回収施設の認定は5年ごとに更新を受けなければいけません。更新の手続きについては新規熱回収施設設置者認定の手続きの方法に準じて行ってください。ただし、更新認定の場合は事前協議を行う必要はありません。

(2) 廃止・休止・再開・変更の届出（令第7条の4）

熱回収施設において熱回収を行わなくなったとき、熱回収施設を廃止又は休止したとき、休止した熱回収施設を再開したとき、熱回収に必要な設備を変更したときは遅滞なく市長に届け出なければなりません。「熱回収施設休廃止等届出書（様式第二十五号の四、153ページ）」に表7-2に示す書類を添付し、提出してください。

なお、熱回収の方法や認定に係る熱回収率の変化を伴う熱回収に必要な設備の大幅な変更の場合には、認定の変更の届出ではなく、新規の認定として扱うものとします。

表7-2 廃止・休止・再開・変更の届出の添付書類（規則第12条の11の11）

事 項	添 付 書 類
熱回収を行わなくなったとき、熱回収施設を廃止したとき	・熱回収施設設置者認定証
熱回収施設を休止、再開したとき	
熱回収に必要な設備の能力又は位置、構造等の設置に関する計画に変更があったとき	・変更後の熱回収施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、処理工程図及び設計計算書並びに付近の見取図（変更があった箇所のみ）
熱回収に必要な設備の維持管理に関する計画に変更があったとき	・変更後の設備の維持管理に関する計画を記載した書類

(3) 熱回収実績の報告（規則第12条の11の11）

熱回収施設設置者認定を受けた者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における熱回収に関する事項を記載した「熱回収報告書（様式第二十五号の五、154ページ）」を提出しなければなりません。熱回収報告書には、熱回収率の算定の根拠を明らかにする書類を添付してください。

(4) 認定証再交付の申請（市細則第41条）

熱回収施設設置者認定の認定証を亡失し、損傷し、又は汚損したときは、すみやかに再交付の申請を行ってください。

なお、認定証の再交付を受けた後、亡失した認定証を発見した場合はすみやかに返却してください。

3 熱回収施設設置者の特例

(1) 熱回収施設設置者が従うべき処理基準（法第15条の3の3第3項）

熱回収施設設置者認定を受けた者が、当該熱回収施設において行う産業廃棄物の処理については、令第7条の3で定める基準に従って行うことができます。

(2) 定期検査の免除（法第15条の3の3第4項）

熱回収施設設置者は法第15条の2の2に定める定期検査が免除となります。

参 考 资 料

参考資料 1 産業廃棄物処理施設（産業廃棄物の最終処分場を除く。）の技術上の基準への対応状況及び維持管理に関する計画書について

【技術上の基準】

許可申請する産業廃棄物処理施設が規則第 12 条及び第 12 条の 2 に定める技術上の基準（共通基準及び個別基準）に適合するための対応等を記載した書類（技術上の基準への対応状況）を作成して下さい。

【維持管理の技術上の基準】

産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画が、規則第 12 条の 6 及び第 12 条の 7 に定める維持管理の技術上の基準（共通基準及び個別基準）に適合するための具体的な対応等を記載した計画書（維持管理に関する計画書）を作成して下さい。

* 産業廃棄物処理施設の技術上の基準については代表的な施設のみ掲載しています。

記載のない施設の個別基準についての産業廃棄物処理施設の技術上の基準については廃棄物処理法施行規則第 12 条の 2 各項、維持管理の技術上の基準については第 12 条の 7 各号をご参照ください。

共通基準

【技術上の基準】

共通基準	対応及び資料等
1 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。	主要機器・建屋の構造計算書等
2 産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。	配管・タンク等の材質機器の仕様等
3 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。	飛散・流出・悪臭防止対策 図面等
4 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。	騒音・振動防止対策 図面等
5 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。	排水処理工程図等
6 産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備は、施設の処理能力に応じ、十分な容量を有するものであること。 ※本市では、十分な容量を有する保管場所とは、産業廃棄物の種類に応じ、施設の処理能力に対して 1 日分以上の容量を有する保管場所とします。	受入設備及び貯留設備の容量計算書 図面等

【維持管理の技術上の基準】

共通基準	対応及び資料等
1 受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。	処理する前の産業廃棄物の性状の分析項目、分析方法及び計量方法
2 施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	施設への産業廃棄物の投入方法及び投入量の調整方法
3 産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	異常事態が生じた場合の措置及び連絡体制（設置者、産業廃棄物処理責任者、技術管理者、作業従事者等の役割及び関係機関への連絡等）
4 施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。	施設の点検及び機能検査の項目と頻度
5 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散の防止措置
6 蚊、はえ等の発生防止に努め、構内の清潔を保持すること。	蚊、はえ等の発生防止措置並びに構内の清掃の方法及び頻度
7 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	騒音及び振動の発生防止措置
8 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。	施設から排水を放流する場合の放流水の水質検査の項目及び頻度
9 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存すること。	点検記録票、機能点検記録票及びその他の措置の記録簿等及びその保存期間

個別基準

1 汚泥の脱水施設

【技術上の基準】

個別基準	対応及び資料等
1) 施設が設置される床又は地盤面が、不透水性の材料で築造され、又は被覆されていること。	床又は地盤面の図面等

【維持管理の技術上の基準】

個別基準	対応及び資料等
1) 脱水機の脱水機能の低下を防止するために、定期的にろ布又は脱水機の洗浄を行うこと。	ろ布又は脱水機の洗浄方法及び頻度等
2) 汚泥からの分離液が地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。	分離液が地下に浸透しないように講ずる措置等

2 汚泥の乾燥施設（天日乾燥施設を除く。）

【技術上の基準】

個別基準	対応及び資料等
1) 施設の煙突から排出されるガスにより生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備が設けられていること。	排ガス処理工程図設計計算書、図面等

【維持管理の技術上の基準】

個 別 基 準	対応及び資料等
1) 汚泥の性状に応じ、乾燥設備を乾燥に適した状態に保つように温度を調節すること。	乾燥温度の範囲及び乾燥温度の調節方法
2) 施設の煙突から排出されるガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにするとともに、定期的にはばい煙に関する検査を行うこと。	煙突排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにするための措置。ばい煙に関する検査の項目及び頻度

3 汚泥の乾燥施設（天日乾燥施設）

【技術上の基準】

個 別 基 準	対応及び資料等
1) 天日乾燥床の側面及び底面は、不透水性の材料が用いられていること。	天日乾燥床の図面等
2) 天日乾燥床の周囲には、地表水の天日乾燥床への流入を防止するために必要な開渠その他の設備が設けられていること。	天日乾燥床周囲の図面 地表水の流入防止設備の図面等

【維持管理の技術上の基準】

個 別 基 準	対応及び資料等
1) 定期的に天日乾燥床を点検し、汚泥又は汚泥からの分離液が流出し、又は地下に浸透するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	天日乾燥床の点検方法及び頻度。分離液が流出し、又は地下浸透するおそれがあると認められた場合に講ずる措置

4 焼却施設

（汚泥の焼却施設、廃油の焼却施設、廃プラスチック類の焼却施設、産業廃棄物の焼却施設）

- ① 下記②③以外の焼却施設
- ② ガス化改質方式の焼却施設
- ③ 電気炉等を用いた焼却施設

【技術上の基準】

個 別 基 準	対応及び資料等	該当施設
外気と遮断された状態で、定量ずつ連続的に産業廃棄物を燃焼室に投入することができる供給装置が設けられていること。（ガス化燃焼方式により廃棄物を焼却する焼却施設及び1時間当たりの処理能力が2トン未満の焼却施設については、燃焼室内において廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に廃棄物を投入する場合には、外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること。）	廃棄物の投入方法 投入設備の図面等	①
次の要件を備えた燃焼室が設けられていること。		
燃焼ガスの温度が摂氏800度以上の状態で産業廃棄物を焼却することができるものであること。	燃焼室内の設定温度 燃焼室の図面 設計計算書等	①

<p>燃焼ガスが、摂氏800度以上の温度を保ちつつ、2秒以上滞留できるものであること。</p>	<p>燃焼ガスの滞留時間 燃焼室の図面 設計計算書等</p>	<p>①</p>
<p>外気と遮断されたものであること。</p>	<p>炉の図面等</p>	<p>①</p>
<p>燃焼ガスの温度を速やかに摂氏800度以上にし、及びこれを保つために必要な助燃装置が設けられていること。</p>	<p>助燃装置の仕様書 設計計算書 助燃装置図面等</p>	<p>①</p>
<p>燃焼に必要な量の空気を供給できる設備（供給空気量を調節する機能を有するものに限る。）が設けられていること。</p>	<p>供給設備の仕様書 設計計算書 供給設備図面等</p>	<p>①</p>
<p>次の要件を備えたガス化設備が設けられていること。</p>		
<p>ガス化設備内を産業廃棄物のガス化に必要な温度とし、かつ、これを保つことができる加熱装置が設けられていること。</p>	<p>ガス化設備の設定温度 ガス化設備の図面 設計計算書 加熱装置図面等</p>	<p>②</p>
<p>外気と遮断されたものであること。</p>	<p>ガス化炉の図面等</p>	<p>②</p>
<p>次の要件を備えた改質設備が設けられていること。</p>		
<p>産業廃棄物のガス化によって得られたガスの改質に必要な温度と滞留時間を適正に保つことができるものであること。</p>	<p>改質温度、ガスの滞留時間の管理方法 設計計算書等</p>	<p>②</p>
<p>外気と遮断されたものであること。</p>	<p>改質炉の図面等</p>	<p>②</p>
<p>爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。</p>	<p>爆発防止対策 図面等</p>	<p>②</p>
<p>廃棄物を焼却し、及び溶鋼（鋼の第一次製錬の用に供する転炉又は溶解炉を用いた焼却設備にあっては溶体、亜鉛の第一次製錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却施設にあっては焼鉦とする。以下同じ。）を得るために必要な炉内の温度を適正に保つことができるものであること。</p>	<p>炉内温度の管理方法 設計計算書 炉の図面等</p>	<p>③</p>
<p>炉内で発生したガスが炉外へ漏れないものであること。</p>	<p>炉の図面等</p>	<p>③</p>
<p>燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p>	<p>温度の記録方法 温度計の位置図等</p>	<p>①</p>
<p>改質設備内のガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p>	<p>温度の記録方法 温度計の位置図等</p>	<p>②</p>
<p>廃棄物の焼却に伴い得られた溶鋼の炉内又は炉の出口における温度を定期的に測定できるものであること。</p>	<p>温度の測定方法 温度計の位置図等</p>	<p>③</p>
<p>集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏200度以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。（集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏200度以下に冷却することができる場合を除く。）</p>	<p>排ガス処理工程図 集じん器に流入する燃焼ガスの設定温度 設計計算書等</p>	<p>①</p>
<p>除去設備に流入する改質ガス（改質設備において改質されたガスをいう。以下同じ。）の温度をおおむね摂氏200度以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。（除去設備内で改質ガスの温度を速やかにおおむね摂氏200度以下に冷却することができる場合を除く。）</p>	<p>改質ガス処理工程図 除去設備に流入する改質ガスの設定温度 設計計算書等</p>	<p>②</p>

製鋼の用に供する電気炉を用いた焼却施設にあっては、集じん器に流入するガスの温度をおおむね摂氏200度以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。(集じん器内でガスの温度を速やかにおおむね摂氏200度以下に冷却できる場合を除く。)	排ガス処理工程図 集じん器に流入するガスの設定温度 設計計算書等	③
集じん器に流入する燃焼ガスの温度(集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏200度以下に冷却することができる場合は、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。	温度の記録方法 温度計の位置図等	①
除去設備に流入する改質ガスの温度(除去設備内で改質ガスの温度を速やかにおおむね摂氏200度以下に冷却することができる場合は、除去設備内で冷却された改質ガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。	温度の記録方法 温度計の位置図等	②
集じん器に流入するガスの温度(集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏200度以下に冷却することができる場合は、集じん器内で冷却されたガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。	温度の記録方法 温度計の位置図等	③
焼却施設の煙突から排出される排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備(ばいじんを除去する高度の機能を有するものに限る。)が設けられていること。	排ガス処理工程図 設計計算書 図面等	①③
改質ガス中の硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び硫化水素を除去することができる除去装置が設けられていること。	改質ガス処理工程図 設計計算書 除去装置の図面等	②
焼却施設の煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。	CO濃度の記録方法 CO計の位置図等	①
ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留することができる灰出し設備及び貯留設備が設けられていること。(当該施設で生じたばいじん及び焼却灰を熔融設備を用いて熔融し、又は焼成設備を用いて焼成する方法により併せて処理する場合を除く。)	ばいじん及び焼却灰の 排出、貯留方法 灰出し設備、貯留設備の 図面等	①②
次の要件を備えた灰出し設備が設けられていること。		
ばいじん又は焼却灰が飛散し、及び流出しない構造のものであること。	飛散、流出防止対策 図面等	①②③
ばいじん又は焼却灰の熔融を行う場合においては、次の要件を備えていること。		
ばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上にすることができるものであること。	熔融温度の管理方法 設計計算書 図面等	①②③
熔融に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにできる排ガス処理設備等が設けられていること。	排ガス処理工程図 設計計算書 図面等	①②③
ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合においては、次の要件を備えていること。		

焼成炉中の温度が摂氏1000度以上の状態であればじん又は焼却灰を焼成できるものであること。	焼成炉の温度の設定 設計計算書 焼成炉の図面等	①②③
焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。	温度の記録方法 温度計の位置図等	①②③
焼成に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備等が設けられていること。	排ガス処理工程図 設計計算書 図面等	①②③
ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあつては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合することができる混練装置が設けられていること。	処理工程図 混練装置の能力計算書 混練装置の図面等	①②③
廃油の焼却施設にあつては、事故時における受入設備からの廃油の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該施設が設置される床又は地盤面は、廃油が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。	流出防止対策 流出防止設備、床又は地盤面の図面等	①

※一般廃棄物処理施設を兼ねる場合は、更に以下の規定が適用になります。

個 別 基 準	対応及び資料等
1) 固形燃料（廃棄物を原材料として成形された燃料をいう。以下同じ。）を受け入れる場合にあつては、固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置を講じた受入設備が設けられていること。	保管方法 受入設備の図面等
2) 固形燃料を保管する場合にあつては、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。	
(1) 固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置が講じられていること。	保管方法・図面等
(2) 常時換気することができる構造であること。	換気方法・図面等
(3) 散水装置、消火栓その他の消火設備が設けられていること。	散水装置、消火栓、 消火設備の位置図等
3) 固形燃料をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合	
(1) (2)に掲げる場合以外にあつては、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。	
① 保管設備内の温度及び一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。	CO濃度の記録方法 CO計の位置図等
② 異常な温度の上昇その他の異常な事態が生じた場合に、固形燃料を速やかに取り出すことができる構造であること又は不活性ガスを封入するための装置その他の発火を防止する設備が設けられていること。	発火防止対策 保管設備図面 不活性ガスの封入装置・発火防止設備の図面等
(2) 当該保管の期間が7日を超えるとき、又は保管することのできる固形燃料の数量が、1日当たりの処理能力に相当する数量に7を乗じて得られる数量を超えるときは、上記2)の規定にかかわらず、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。	
① 固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置が講じられていること。	保管方法 保管設備の図面等

	② 固形燃料の酸化による発熱又は発生した熱の蓄積を防止するために必要な措置が講じられていること。	発熱又は熱の蓄積防止対策 保管設備の図面等
	③ 固形燃料を連続的に保管設備に搬入する場合は、固形燃料の表面温度を連続的に監視するための装置が設けられていること。(他の保管設備において保管していた固形燃料を搬入する場合を除く。)	表面温度の監視方法 温度計の位置図等
	④ 保管設備内の温度、一酸化炭素の濃度その他保管設備を適切に管理するために必要な項目を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。	CO濃度の記録方法 CO計の位置図等
	⑤ 異常な温度の上昇その他の異常な事態が生じた場合に、不活性ガスを封入するための装置その他の発火を防止する設備が設けられていること。	発火防止対策 保管設備図面 不活性ガスの封入装置・発火防止設備の図面等
4)	固形燃料をピットその他の外気に開放された場所に容器を用いなくて保管する場合にあって、当該保管の期間が7日を超えると、又は保管することのできる固形燃料の数量が、1日当たりの処理能力に相当する数量に7を乗じて得られる数量を超えると、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。	/
	(1) 固形燃料の表面温度を連続的に監視するための装置が設けられていること。	表面温度の監視方法 温度計の位置図等
	(2) 保管設備内の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。	温度の記録方法 温度計の位置図等

【維持管理の技術上の基準】

個 別 基 準	対応及び資料等	該当施設
ピット・クレーン方式によって燃焼室に産業廃棄物を投入する場合には、常時、産業廃棄物を均一に混合すること。	産業廃棄物を均一に混合する方法及び燃焼室に産業廃棄物を均一に投入する方法	①
燃焼室への産業廃棄物の投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。(ガス化燃焼方式により廃棄物を焼却する施設及び1時間当たりの処理能力が2トン未満の焼却施設については除く。)	燃焼室への産業廃棄物の投入時に外気と遮断する方法及び定量ずつ連続的に投入する方法	①
燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏800度以上に保つこと。	800度以上に保つための方法	①
焼却灰の熱しゃく減量が10パーセント以下になるように焼却すること。(焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないように使用する場合を除く。)	焼却灰の熱しゃく減量が10パーセント以下になるように焼却する方法、熱しゃく減量の分析方法及び頻度。焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないように使用する場合にあっては、その使用方法	①
運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。	運転開始時における助燃装置の作動方法及び炉温を速やかに上昇させる方法	①

<p>運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、産業廃棄物を燃焼し尽くすこと。</p>	<p>運転停止時における助燃装置の作動方法及び炉温を高温に保ち、産業廃棄物を燃焼し尽くす方法</p>	<p>①</p>
<p>燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定する方法及びこれを記録する方法</p>	<p>①</p>
<p>投入する産業廃棄物の数量及び性状に応じ、ガス化設備における産業廃棄物のガス化に必要な時間を調節すること。</p>	<p>ガス化設備における産業廃棄物のガス化に必要な時間を調節する方法</p>	<p>②</p>
<p>ガス化設備内を産業廃棄物のガス化に必要な温度に保つこと。</p>	<p>必要な温度に保つための方法</p>	<p>②</p>
<p>改質設備内のガスの温度をガスの改質に必要な温度に保つこと。</p>	<p>必要な温度に保つための方法</p>	<p>②</p>
<p>改質設備内のガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>改質設備内のガスの温度を連続的に測定する方法及びこれを記録する方法</p>	<p>②</p>
<p>廃棄物を焼却し、及び溶鋼を得るために必要な炉内の温度を適正に保つこと。</p>	<p>炉内の温度を適正に保つ方法</p>	<p>③</p>
<p>廃棄物の焼却に伴い得られた溶鋼の炉内又は炉の出口における温度を定期的測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>炉内又は炉の出口の温度を定期的に測定する方法及びこれを記録する方法</p>	<p>③</p>
<p>集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏200度以下に冷却すること。(集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね200度以下に冷却することができる場合を除く。)</p>	<p>集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏200度以下に冷却する方法</p>	<p>①</p>
<p>集じん器に流入する燃焼ガスの温度(集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏200度以下に冷却することができる場合は、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定する方法及びこれを記録する方法</p>	<p>①</p>
<p>除去設備に流入する改質ガスの温度をおおむね摂氏200度以下に冷却すること。(除去設備内で改質ガスの温度を速やかにおおむね摂氏200度以下に冷却することができる場合を除く。)</p>	<p>除去設備に流入する改質ガスの温度をおおむね摂氏200度以下に冷却する方法</p>	<p>②</p>

<p>除去設備に流入する改質ガスの温度(除去設備内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね200度以下に冷却することができる場合にあつては、除去設備内で冷却された改質ガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>除去設備に流入する改質ガスの温度を連続的に測定する方法及びこれを記録する方法</p>	<p>②</p>
<p>製鋼の用に供する電気炉を用いた焼却施設にあつては、集じん器に流入するガスの温度をおおむね摂氏200度以下に冷却すること。(集じん器内でガスの温度を速やかにおおむね摂氏200度以下に冷却することができる場合を除く。)</p>	<p>集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏200度以下に冷却する方法</p>	<p>③</p>
<p>集じん器内に流入するガスの温度(集じん器内でガスの温度を速やかにおおむね摂氏200度以下に冷却することができる場合にあつては、集じん器内で冷却されたガスの温度)を連続的に測定し、かつ記録すること。</p>	<p>集じん器に流入するガスの温度を連続的に測定する方法及びこれを記録する方法</p>	<p>③</p>
<p>冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。</p>	<p>ばいじんを除去する頻度及び方法</p>	<p>①</p>
<p>冷却設備及び除去設備にたい積したばいじんを除去すること。</p>	<p>ばいじんを除去する頻度及び方法</p>	<p>②</p>
<p>排ガス処理設備(製鋼の用に供する電気炉を用いた焼却施設にあつては冷却設備及び排ガス処理設備)にたい積したばいじんを除去すること。</p>	<p>ばいじんを除去する頻度及び方法</p>	<p>③</p>
<p>煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が100ppm以下となるように産業廃棄物を焼却すること。(煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素の濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設であつて、当該排ガス中のダイオキシン類の濃度を3月に1回以上測定し、かつ、記録するものについては除く。)</p>	<p>排ガス中の一酸化炭素の濃度が100ppm以下となるように産業廃棄物を焼却する方法 <環境大臣が定める焼却施設> ・セメントの製造の用に供する焼成炉(プレヒーター付きロータリーキルンに限る) ・非鉄金属の製錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)及び転炉 ・液中燃焼方式の噴霧燃焼炉 ・専ら製紙汚泥を焼却するロータリーキルン(当該施設の焼却灰を鉄鋼業を主たる事業とする事業者が高炉、転炉又は電気炉の製鉄用保温剤として使用する場合に限る。)</p>	<p>①</p>
<p>煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定する方法及びこれを記録する方法</p>	<p>①</p>

<p>煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が、燃焼室の処理能力に応じて定める濃度以下となるように産業廃棄物を焼却すること。</p>	<p>排ガス中のダイオキシン類の濃度が、燃焼室の処理能力に応じて定める濃度以下となるように産業廃棄物を焼却する方法</p> <p><燃焼室の処理能力に応じて定める濃度></p> <table border="1" data-bbox="715 443 1214 869"> <thead> <tr> <th></th> <th>処理能力</th> <th>濃度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>4 t/時以上のもの(4の施設を除く)</td> <td>0.1 ng/m³</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>2 t/時以上4 t/時未満のもの(4の施設を除く)</td> <td>1 ng/m³</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>2 t/時未満のもの(4の施設を除く)</td> <td>5 ng/m³</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>製鋼の用に供する施設</td> <td>0.5 ng/m³</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 ダイオキシン類の濃度は環境大臣が定める方法により算出されたものとする。</p>		処理能力	濃度	1	4 t/時以上のもの(4の施設を除く)	0.1 ng/m ³	2	2 t/時以上4 t/時未満のもの(4の施設を除く)	1 ng/m ³	3	2 t/時未満のもの(4の施設を除く)	5 ng/m ³	4	製鋼の用に供する施設	0.5 ng/m ³	<p>①③</p>
	処理能力	濃度															
1	4 t/時以上のもの(4の施設を除く)	0.1 ng/m ³															
2	2 t/時以上4 t/時未満のもの(4の施設を除く)	1 ng/m ³															
3	2 t/時未満のもの(4の施設を除く)	5 ng/m ³															
4	製鋼の用に供する施設	0.5 ng/m ³															
<p>煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年1回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>※ ダイオキシン類対策特別措置法に基づき排ガス中のダイオキシン類濃度を測定する場合には、集じん器で集められたばいじん及び焼却灰・その他の燃え殻についても、測定することとなっています。</p>	<p>排ガス中のダイオキシン類の濃度、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）の測定方法、測定頻度及びこれを記録する方法</p>	<p>①</p>															
<p>煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を3月に1回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>※ ダイオキシン類対策特別措置法に基づき排ガス中のダイオキシン類濃度を測定する場合には、集じん器で集められたばいじん及び焼却灰・その他の燃え殻についても、測定することとなっています。</p>	<p>排ガス中のダイオキシン類の濃度、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）の測定方法、測定頻度及びこれを記録する方法</p>	<p>③</p>															

除去設備の出口における改質ガス中の環境大臣の定める方法により算出されたダイオキシン類の濃度が0.1 ng/m ³ 以下となるように産業廃棄物のガス化及び改質を行うこと。	除去設備の出口における改質ガス中のダイオキシン類の濃度が0.1 ng/m ³ 以下となるよう産業廃棄物のガス化及び改質を行う方法	②
除去設備の出口における改質ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年1回以上、硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び硫化水素の濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。	除去設備の出口における改質ガス中のダイオキシン類、硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び硫化水素の測定方法、測定頻度及びこれを記録する方法	②
排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにするための措置	①③
煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	水の飛散及び流出を防止するための措置	①③
ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。(当該施設で生じたばいじん及び焼却灰を溶融設備を用いて溶融し、又は焼成設備を用いて焼成する方法により併せて処理する場合を除く。)	ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留する方法	①②
ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあっては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。	灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つ方法	①②③
ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては、焼成炉中の温度を摂氏1000度以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	焼成炉中の温度を1000度に保つ方法、連続的に測定する方法及びこれを記録する方法	①②③
ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。	ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合する方法	①②③
火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。	火災の発生を防止するために講ずる措置及び消火器その他の消火設備の設置状況	①②③

<p>廃油の焼却施設にあつては廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、事故時における受入設備からの廃油の流出を防止するために設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。</p>	<p>廃油が地下に浸透しないよう講ずる措置。流出防止堤その他の設備に関する点検項目及び頻度並びに異常を認めた場合に講ずる措置</p>	<p>①</p>
---	--	----------

※一般廃棄物処理施設を兼ねる場合は、更に以下の規定が適用になります。

個 別 基 準	対応及び資料等
1) 固形燃料の受入設備にあつては、固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置を講ずること。	固形燃料が湿潤な状態にならないように講ずる措置
2) 固形燃料を保管設備に搬入しようとする場合にあつては、次のとおりとする。	
(1) 固形燃料に含まれる水分が10重量パーセント以下であり、かつ、固形燃料の温度が外気温度を大きく上回らない程度であることを測定により確認し、かつ、記録すること。	固形燃料に含まれる水分及び固形燃料の温度を測定する方法及びこれを記録する方法
(2) 固形燃料の外観を目視により検査し、著しく粉化していないことを確認し、かつ、記録すること。	固形燃料の外観を目視により検査し、著しく粉化していないことを確認する方法及びこれを記録する方法
3) 搬入しようとする固形燃料の性状が上記2) (1)又は(2)の基準に適合しない場合にあつては保管設備へ固形燃料を搬入しないこと。	性状が基準に適合しない場合の対応方法
4) 固形燃料を保管設備から搬出しようとする場合にあつては、以下の規定による。	
(1) 固形燃料に含まれる水分が10重量パーセント以下であり、かつ、固形燃料の温度が外気温度を大きく上回らない程度であることを測定により確認し、かつ、記録すること。	固形燃料に含まれる水分及び固形燃料の温度を測定する方法及びこれを記録する方法
(2) 固形燃料の外観を目視により検査し、著しく粉化していないことを確認し、かつ、記録すること。	固形燃料の外観を目視により検査し、著しく粉化していないことを確認する方法及びこれを記録する方法
5) 搬出しようとする固形燃料の性状が上記2) (1)又は(2)の基準に適合しない場合にあつては、保管設備内の固形燃料を速やかに処分すること。	保管設備内の固形燃料を速やかに処分する方法
6) 保管設備に搬入した固形燃料の性状を適切に管理するために水分、温度その他の項目を測定し、かつ、記録すること。	固形燃料の水分、温度その他の項目を測定する方法及びこれを記録する方法
7) 固形燃料を保管する場合にあつては、次のとおりとする。	
(1) 固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置を講ずること。	固形燃料が湿潤な状態にならないように講ずる措置
(2) 保管設備内を常時換気すること。	保管設備内を常時換気する方法

<p>(3) 保管期間がおおむね7日間を超える場合にあっては、固形燃料の入替えその他の固形燃料の放熱のために必要な措置を講ずること。</p>	<p>固形燃料の入替えその他の固形燃料の放熱のために講ずる措置</p>
<p>8) 固形燃料をピットその他の外気に開放された場所に容器を用いて保管する場合にあっては、次のとおりとする。</p>	<p style="text-align: center;">/</p>
<p>(1) 複数の容器を用いて保管する場合にあっては、各容器の周囲の通気を行うことができるよう適当な間隔で配置することその他の必要な措置を講ずること。</p>	<p>容器を適当な間隔で配置することその他講ずる措置</p>
<p>(2) 容器中の固形燃料の性状を把握するために適当に抽出した容器ごとに固形燃料の温度を測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>適当に抽出した容器ごとに固形燃料の温度を測定する方法及びこれを記録する方法</p>
<p>(3) 上記(2)の規定により測定した温度が容器を用いて保管する上で適切なものとなっていることを確認すること。</p>	<p>測定した温度が容器を用いて保管する上で適切なものとなっていることを確認する方法</p>
<p>9) 固形燃料をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合</p>	<p style="text-align: center;">/</p>
<p>(1) (2)に掲げる場合以外にあっては、次のとおりとする。</p>	<p style="text-align: center;">/</p>
<p>① 保管設備内の温度及び一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>保管設備内の温度及び一酸化炭素の濃度を連続的に測定する方法及びこれを記録する方法</p>
<p>② ①の規定により測定した温度及び濃度が保管設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること。</p>	<p>測定した温度及び濃度が保管設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認する方法</p>
<p>(2) 当該保管の期間が7日を超えるとき、又は保管することのできる固形燃料の数量が、1日当たりの処理能力に相当する数量に7を乗じて得られる数量を超えるときにあっては、上記7)の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p>	<p style="text-align: center;">/</p>
<p>① 固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置を講ずること。</p>	<p>固形燃料が湿潤な状態にならないように講ずる措置</p>
<p>② 保管設備内を定期的に清掃すること。</p>	<p>保管設備内の清掃の方法及び頻度</p>
<p>③ 固形燃料の酸化による発熱又は発生した熱の蓄積を防止するために必要な措置を講ずること。</p>	<p>固形燃料の酸化による発熱又は発生した熱の蓄積を防止するために講ずる措置</p>
<p>④ 固形燃料を連続的に保管設備に搬入する場合は、固形燃料の表面温度を連続的に監視すること。(他の保管設備において保管していた固形燃料を搬入する場合にあっては、この限りではない。)</p>	<p>固形燃料の表面温度を連続的に監視する方法</p>
<p>⑤ 保管設備内の温度、一酸化炭素の濃度その他保管設備を適切に管理するために必要な項目を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>保管設備内の温度、一酸化炭素の濃度その他保管設備を適切に管理するために必要な項目を連続的に測定する方法及びこれを記録する方法</p>

	⑥ 上記⑤の規定により測定した温度又は濃度については保管設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること。	保管設備内の温度、一酸化炭素の濃度その他保管設備を適切に管理するために必要な項目が適切なものとなっていることを確認する方法
10)	固形燃料をピットその他外気に開放された場所に容器を用いずに保管する場合は、上記7) (3)の規定にかかわらず、次のとおりとする。	
	(1) 保管設備内を定期的に清掃すること。	保管設備内の清掃の方法及び頻度
	(2) 保管した固形燃料のかくはんその他の固形燃料の温度の異常な上昇を防止するために必要な措置を講ずること。	固形燃料のかくはんその他の固形燃料の温度の異常な上昇を防止するために講ずる措置
	(3) 固形燃料の表面温度を連続的に監視すること。	固形燃料の表面温度を連続的に監視する方法
	(4) 保管設備内の温度を連続的に測定し、かつ記録すること。	保管設備内の温度を連続的に測定する方法及びこれを記録する方法
	(5) 上記(3)及び(4)の規定により監視し、又は測定した温度が保管設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること。	固形燃料の表面温度及び保管設備内の温度が適切なものとなっていることを確認する方法

5 廃油の油水分離施設

【技術上の基準】

個 別 基 準	対応及び資料等
1) 事故時における受入設備、油水分離設備及び回収油貯留設備からの廃油の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられていること。	受入設備、油水分離設備、回収油貯留設備の流出防止対策 図面等
2) 施設が設置される床又は地盤面は、水及び油が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。	床又地盤面の図面等

【維持管理の技術上の基準】

個 別 基 準	対応及び資料等
1) 廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、事故時における受入設備からの廃油の流出を防止するために設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。	廃油が地下に浸透しないように講ずる措置。流出防止堤その他の設備に関する点検項目及び頻度並びに異常を認めた場合に講ずる措置
2) 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。	火災の発生を防止するために講ずる措置及び消火器その他の消火設備の設置状況

6 廃酸又は廃アルカリの中和施設

【技術上の基準】

個 別 基 準	対応及び資料等
1) 施設が設置される床又は地盤面が、不透水性の材料で築造され、	床又は地盤面の図面等

又は被覆されていること。	
2) 廃酸又は廃アルカリ及び中和剤の供給量を調節する設備並びに廃酸又は廃アルカリと中和剤とを混合するかくはん装置が設けられていること。	供給量の調整方法 混合方法 供給量調節設備、かくはん装置の図面等

【維持管理の技術上の基準】

個 別 基 準	対応及び資料等
1) 中和槽内の水素イオン濃度指数を測定し、廃酸又は廃アルカリ及び中和剤の供給量を適度に調節すること。	中和槽内の水素イオン濃度指数の測定方法。廃酸又は廃アルカリ及び中和剤の供給量の調節方法
2) 廃酸又は廃アルカリと中和剤との混合を十分に行うこと。	廃酸又は廃アルカリと中和剤との混合方法
3) 廃酸又は廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。	廃酸又は廃アルカリが地下に浸透しないように講ずる措置

7 廃プラスチック類及び木くず又はがれき類の破碎施設

【技術上の基準】

個 別 基 準	対応及び資料等
1) 破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器、散水装置その他の必要な装置が設けられていること。	粉じん防止対策 集じん器、散水装置の図面等
2) 破碎した廃プラスチック類の圧縮固化（物を処分するために、圧縮し、押し出しにより成形し、かつ密度を高めて固形化することをいう。以下同じ。）を行う場合は、次によること。	
(1) 定量ずつ連続的に廃プラスチック類を成形設備に投入することができる供給設備が設けられていること。	供給方法 供給設備の図面等
(2) 設備内の温度又は設備の出口における温度若しくは一酸化炭素の濃度を連続的に測定するための装置が設けられた成形設備が設けられていること。	温度又はCOの測定方法 温度計又はCO計の位置 図等
(3) 次の要件を備えた冷却設備が設けられていること。（圧縮固化した廃プラスチック類の温度が、保管設備へ搬入するまでに外気温度を大きく上回らない程度となる場合を除く。）	
① 圧縮固化した廃プラスチック類の温度を外気温度を大きく上回らない程度に冷却できるものであること。	圧縮固化した廃プラスチック類の冷却方法 冷却設備の図面等
② 冷却設備の入口及び出口における温度を連続的に測定するための装置が設けられていること。（水に浸して圧縮固化した廃プラスチック類を冷却する場合を除く。）	冷却設備の入口、出口の温度の管理方法 温度計の位置図等
③ 冷却設備内の温度又は一酸化炭素濃度の濃度を連続的に測定するための装置が設けられていること。（水に浸して圧縮固化した廃プラスチック類を冷却する場合を除く。）	冷却設備内の温度又はCO濃度の管理方法 温度計又はCO計の位置 図等
(4) 圧縮固化した廃プラスチック類を保管する場合は、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。	

① 常時換気することができる構造であること。	保管方法 保管施設の図面等
② 散水装置、消火栓その他の消火設備が設けられていること。	散水装置、消火栓、消火設備の図面等
(5) 圧縮固化した廃プラスチック類をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合	
① ②に掲げる場合以外にあっては、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。	
(ア) 保管設備内の温度及び一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。	保管設備内の温度及びCO濃度の管理方法 温度計又はCO計の位置図等
(イ) 異常な温度の上昇その他の異常な事態が生じた場合に、圧縮固化した廃プラスチック類を速やかに取り出すことができる構造であること又は不活性ガスを封入するための装置その他の発火を防止する設備が設けられていること。	発火防止対策 保管設備図面 不活性ガスの封入装置、 発火防止設備の図面等
② 当該保管の期間が7日を超えるとき、又は保管することのできる圧縮固化した廃プラスチック類の数量が、圧縮固化を行う設備の1日当たりの処理能力に相当する数量に7を乗じて得られる数量を超えるときは、(4)の規定にかかわらず、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。	
(ア) 圧縮固化した廃プラスチック類の酸化による発熱又は発生した熱の蓄積を防止するために必要な措置が講じられていること。	発熱又は熱の蓄積防止対策 保管設備の図面等
(イ) 圧縮固化した廃プラスチック類を連続的に保管設備に搬入する場合は、当該圧縮固化した廃プラスチック類の表面温度を連続的に監視するための装置が設けられていること。(他の保管設備において保管していた圧縮固化した廃プラスチック類を搬入する場合を除く。)	表面温度の監視方法 温度計の位置図等
(ウ) 保管設備内の温度、一酸化炭素の濃度その他保管設備を適切に管理するために必要な項目を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。	保管設備内の温度又はCO濃度の監視方法 温度計又はCO計の位置図等
(エ) 異常な温度の上昇その他の異常な事態が生じた場合に、不活性ガスを封入するための装置その他の発火を防止する設備が設けられていること。	発火防止対策 保管場所図面 不活性ガスの封入装置又は発火防止設備の図面等
(6) 圧縮固化した廃プラスチック類をピットその他の外気に開放された場所に容器を用いずに保管する場合であって、当該保管の期間が7日を超えるとき、又は保管することのできる圧縮固化した廃プラスチック類の数量が、圧縮固化を行う設備の1日当たりの処理能力に相当する数量に7を乗じて得られる数量を超えるときは、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。	

① 圧縮固化した廃プラスチック類の表面温度を連続的に監視するための装置が設けられていること。	表面温度の監視方法 温度計の位置図等
② 保管設備内の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。(圧縮固化した廃プラスチック類を外気に開放されていることにより通風が良好である場所に保管する場合を除く。)	保管設備内の温度の測定方法 温度計の位置図等

※一般廃棄物処理施設を兼ねる場合は、更に以下の規定が適用になります。

個 別 基 準	対応及び資料等
1) 投入する廃棄物に破砕に適さないものが含まれていないことを連続的に監視するために必要な措置が講じられていること。	投入物の監視方法
2) 爆発による被害を防止するために必要な防爆設備又は爆風逃がし口の設置その他必要な措置が講じられていること。	爆発防止対策 図面等

【維持管理の技術上の基準】

個 別 基 準	対応及び資料等
1) 破砕によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。	粉じんの周囲への飛散を防止するために講ずる措置
2) 破砕した廃プラスチック類の圧縮固化を行う場合は、次によること。	
(1) 成形設備にあつては、次によること。	
① 運転を開始する場合には、成形設備内のちりを除去すること。	成形設備内のちりを除去する方法
② 廃棄物の投入は、定量ずつ連続的に行うこと。	廃棄物を定量ずつ連続的に投入する方法
③ 成形設備内の温度又は成形設備の出口における温度若しくは一酸化炭素の濃度を連続的に測定すること。	成形設備内又は出口の温度若しくは一酸化炭素の濃度を連続的に測定する方法
④ 上記③の規定により測定した温度又は濃度が成形設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること。	測定した温度又は濃度が成形設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認する方法
(2) 冷却設備にあつては、次のとおりとする。(圧縮固化した廃プラスチック類の温度が、保管設備へ搬入するまでに外気温度を大きく上回らない程度となる場合を除く。)	
① 圧縮固化した廃プラスチック類の温度を外気温度を大きく上回らない程度に冷却すること。	冷却する方法
② 冷却設備の入口及び出口における温度を連続的に測定すること。(水に浸して冷却する場合を除く。)	冷却設備の入口及び出口の温度を連続的に測定する方法
③ 冷却設備内の温度又は一酸化炭素の濃度を連続的に測定すること。(水に浸して冷却する場合を除く。)	冷却設備内の温度又は一酸化炭素の濃度を連続的に測定する方法
④ 冷却設備内で圧縮固化した廃プラスチック類が滞留する場合にあつては、火災の発生を防止するために必要な措置を講ずること。	火災の発生を防止するために講ずる措置

⑤ 上記②及び③の規定により測定した温度又は濃度が冷却設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること。	測定した温度又は濃度が冷却設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認する方法
(3) 圧縮固化した廃プラスチック類を保管設備に搬入しようとする場合にあっては、次によること。	
① 圧縮固化した廃プラスチック類の温度が外気温度を大きく上回らない程度であることを測定により確認し、かつ、記録すること。	圧縮固化した廃プラスチック類の温度を測定する方法及びこれを記録する方法
② 圧縮固化した廃プラスチック類の外観を目視により検査し、著しく粉化していないことを確認し、かつ、記録すること。	圧縮固化した廃プラスチック類の外観を目視により検査し、著しく粉化していないことを確認する方法及びこれを記録する方法
(4) 圧縮固化した廃プラスチック類を保管設備から搬出しようとする場合にあっては、次の規定によること。	
① 圧縮固化した廃プラスチック類の温度が外気温度を大きく上回らない程度であることを測定により確認し、かつ、記録すること。	圧縮固化した廃プラスチック類の温度を測定する方法及びこれを記録する方法
② 圧縮固化した廃プラスチック類の外観を目視により検査し、著しく粉化していないことを確認し、かつ、記録すること。	圧縮固化した廃プラスチック類の外観を目視により検査し、著しく粉化していないことを確認する方法及びこれを記録する方法
(5) 搬出しようとする圧縮固化した廃プラスチック類の性状が上記(3)①又は②の基準に適合しない場合にあっては、必要な措置を講ずること。	圧縮固化した廃プラスチック類の性状が基準に適合しない場合に講ずる措置
(6) 保管設備内に搬入した圧縮固化した廃プラスチック類の性状を適切に管理するために温度その他の項目を測定し、かつ、記録すること。	圧縮固化した廃プラスチック類の温度その他の項目を測定する方法及びこれらを記録する方法
(7) 圧縮固化した廃プラスチック類を保管する場合にあっては、次のとおりとする。	
① 保管設備内を常時換気すること。	保管設備内を常時換気する方法
② 保管期間がおおむね7日間を超える場合にあっては、圧縮固化した廃プラスチック類の入替えその他の圧縮固化した廃プラスチック類の放熱のために必要な措置を講ずること。	圧縮固化された廃プラスチック類の入替えその他の圧縮固化された廃プラスチック類の放熱のために講ずる措置
(8) 圧縮固化した廃プラスチック類をピットその他の外気に開放された場所に容器を用いて保管する場合にあっては、次のとおりとする。	
① 複数の容器を用いて保管する場合にあっては、各容器の周囲の通気を行うことができるよう適切な間隔で配置することその他の必要な措置を講ずること。	各容器の周囲の通気を行うことができるよう適切な間隔で配置する方法その他講ずる措置
② 容器中の圧縮固化した廃プラスチック類の性状を把握するために適当に抽出した容器ごとに圧縮固化した廃プラスチック類の温度を測定し、かつ、記録すること。	適当に抽出した容器ごとに圧縮固化した廃プラスチック類の温度を測定する方法及びこれを記録する方法

	③ 上記②の規定により測定した温度が容器を用いて保管する上で適切なものとなっていることを確認すること。	測定した温度が容器を用いて保管する上で適切なものとなっていることを確認する方法
	(9) 圧縮固化した廃プラスチック類をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合	
	① ②に掲げる場合以外にあっては次のとおりとする。	
	(ア) 保管設備内の温度及び一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	保管設備内の温度及び一酸化炭素の濃度を連続的に測定する方法及びこれを記録する方法
	(イ) 上記(ア)の規定により測定した温度及び濃度が保管設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること。	測定した温度及び濃度が保管設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認する方法
	② 当該保管の期間が7日を超えるとき、又は保管することのできる圧縮固化した廃プラスチック類の数量が、圧縮固化を行う設備の1日当たりの処理能力に相当する数量に7を乗じて得られる数量を超えるときは、(7)の規定にかかわらず、次のとおりとする。	
	(ア) 保管設備内を定期的に清掃すること。	保管設備内の清掃の方法及び頻度
	(イ) 圧縮固化した廃プラスチック類の酸化による発熱又は発生した熱の蓄積を防止するために必要な措置を講ずること。	圧縮固化した廃プラスチック類の酸化による発熱又は発生した熱の蓄積を防止するために講ずる措置
	(ウ) 圧縮固化した廃プラスチック類を連続的に保管設備に搬入する場合は、圧縮固化した廃プラスチック類の表面温度を連続的に監視すること。(他の保管設備において保管していた圧縮固化した廃プラスチック類を搬入する場合を除く。)	圧縮固化した廃プラスチック類の表面温度を連続的に監視する方法
	(エ) 保管設備内の温度、一酸化炭素の濃度その他の保管設備を適切に管理するために必要な項目を連続的に測定し、かつ、記録すること。	保管設備内の温度、一酸化炭素の濃度その他の保管設備を適切に管理するために必要な項目を連続的に測定する方法及びこれらを記録する方法
	(オ) 上記(エ)の規定により測定した温度又は濃度については保管設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること。	測定した温度又は濃度が保管設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認する方法
	(10) 圧縮固化した廃プラスチック類をピットその他の外気に開放された場所に容器を用いずに保管する場合であって、当該保管の期間が7日を超えるとき、又は保管することのできる圧縮固化した廃プラスチック類の数量が、圧縮固化を行う設備の1日当たりの処理能力に相当する数量に7を乗じて得られる数量を超えるときは、上記(7)②の規定にかかわらず、次のとおりとする。	
	① 保管設備内を定期的に清掃すること。	保管設備内の清掃の方法及び頻度

② 保管した圧縮固化した廃プラスチック類のかくはんその他の圧縮固化した廃プラスチック類の温度の異常な上昇を防止するために必要な措置を講ずること。	圧縮固化した廃プラスチック類のかくはんその他の圧縮固化した廃プラスチック類の温度上昇を防止するために講ずる措置
③ 圧縮固化した廃プラスチック類の表面温度を連続的に監視すること。	廃プラスチック類の表面温度を連続的に監視する方法
④ 保管設備内の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。(圧縮固化した廃プラスチック類を外気に開放されていることにより通風が良好である場所に保管する場合を除く。)	保管設備内の温度を連続的に測定する方法及びこれを記録する方法
⑤ 上記③及び④の規定により監視し、又は測定した温度が保管設備内を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること。	監視又は測定した温度が保管設備内を管理する上で適切なものとなっていることを確認する方法
(11) 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。	火災の発生を防止するために必要な措置
(12) 圧縮固化した廃プラスチック類を保管設備に搬入することなく、破砕施設から搬出する場合は、圧縮固化した廃プラスチック類の性状を適切に管理するために温度その他の項目を測定し、かつ、記録すること。	圧縮固化した廃プラスチック類の温度その他の項目を測定する方法及びこれを記録する方法

※一般廃棄物処理施設を兼ねる場合は、更に以下の規定が適用になります。

個 別 基 準	対応及び資料等
1) 投入する廃棄物に破砕及び固形燃料化に適さないものが含まれていないことを連続的に監視すること。	破砕不適物を連続的に監視する方法

8 有害物質又はダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固型化施設

【技術上の基準】

個 別 基 準	対応及び資料等
1) 施設が設置される床又は地盤面が、不透水性の材料で築造され、又は被覆されていること。	床又は地盤面の図面等
2) 汚泥、セメント及び水を均一に混合できる混練設備が設けられていること。	設計計算書 混練設備の図面等

【維持管理の技術上の基準】

個 別 基 準	対応及び資料等
1) 汚泥からの分離液が地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。	分離液が地下に浸透しないように講ずる措置
2) 汚泥、セメント及び水の混合を均一に行い、かつ、当該混合物を十分に養生すること。	汚泥、セメント及び水を均一に混合する方法。当該混合物を十分に養生する方法

9 水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設

【技術上の基準】

個 別 基 準	対応及び資料等
1) 施設が設置される床又は地盤面が、不透水性の材料で築造され、又は被覆されていること。	床又は地盤面の図面等
2) 施設の煙突から排出されるガスにより生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備が設けられていること。	排ガス処理工程図 設計計算書 図面等
3) 次の要件を備えたばい焼設備が設けられていること。	
(1) ばい焼温度がおおむね摂氏600度以上の状態で汚泥をばい焼することができるものであること。	ばい焼の設定温度 設計計算書等
(2) ばい焼温度を速やかにおおむね摂氏600度以上にし、及びこれを保つために必要な加熱装置が設けられていること。	加熱装置の仕様書設計 設計計算書 加熱装置図面等
4) ばい焼により発生する水銀ガスを回収する設備が設けられていること。	排ガス処理工程図 設計計算書 水銀ガス回収設備の 図面等

【維持管理の技術上の基準】

個 別 基 準	対応及び資料等
1) 汚泥からの分離液が地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。	分離液が地下に浸透しないように講ずる措置
2) 施設の煙突から排出されるガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにするとともに、定期的なばい煙に関する検査を行うこと。	煙突から排出されるガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにする措置。ばい煙に関する検査の項目及び頻度等
3) 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。	火災の発生を防止するために講ずる措置。消火器その他の消火設備の設置状況
4) ばい焼室の温度をおおむね摂氏600度以上にした後、汚泥を投入すること。	ばい焼室の温度の確認方法等
5) ばい焼に当たっては、ばい焼温度をおおむね摂氏600度以上に保つとともに、異常な高温とならないようにすること。	ばい焼温度を摂氏600度以上に保つ方法、及び異常な高温とならないようにするために講ずる措置
6) ばい焼によって生ずる水銀ガスを回収すること。	ばい焼によって生ずる水銀ガスの回収方法及び処理方法

10 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設

【技術上の基準】

個 別 基 準	対応及び資料等
1) 施設が設置される床又は地盤面が、不透水性の材料で築造され、又は被覆されていること。	床又は地盤面の図面等
2) 高温熱分解方式の施設にあつては、次によること。	

(1) 施設の煙突から排出されるガスにより生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備が設けられていること。	排ガス処理工程図 設計計算書 図面等
(2) 次の要件を備えた熱分解設備が設けられていること。	
① 分解室の出口における炉温がおおむね摂氏900度以上の状態でシアン化合物を分解することができるものであること。	分解室出口の設定温度 設計計算書等
② 分解室の出口における炉温を速やかにおおむね摂氏900度以上にし、及びこれを保つために必要な助燃装置が設けられていること。	助燃装置の仕様書 設計計算書 助燃装置図面等
③ 分解室への供給空気量を調節することができる装置が設けられていること。	供給装置の仕様書 設計計算書 供給設備図面等
3) 酸化分解方式の施設にあっては、廃酸又は廃アルカリ、酸化剤及び中和剤の供給量を調節する設備並びに廃酸又は廃アルカリと酸化剤及び中和剤とを混合するかくはん装置が設けられていること。	供給量の調整方法 混合方法 供給量調節設備、かくはん装置の図面等

【維持管理の技術上の基準】

個別基準	対応及び資料等
1) 汚泥からの分離液、廃酸又は廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。	分離液等が地下に浸透しないように講ずる措置
2) 高温熱分解方式の施設にあっては、次によること。	
(1) 施設の煙突から排出されるガスにより生活環境保全上の支障が生じないようにするとともに、定期的にはばい煙に関する検査を行うこと。	煙突から排出されるガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにするための措置。ばい煙に関する検査の項目及び頻度
(2) 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。	火災の発生を防止するために講ずる措置。消火器その他の消火設備の設置状況
(3) 分解室の出口における炉温をおおむね摂氏900度以上にした後、汚泥、廃酸又は廃アルカリを投入すること。	炉温を摂氏900度以上にした後で汚泥、廃酸及び廃アルカリを投入する方法。
(4) 熱分解に当たっては、分解室の出口における炉温をおおむね摂氏900度以上に保つとともに、異常な高温とならないようにすること。	熱分解の温度を摂氏900度以上に保つ方法及び異常な高温とならないようにするために講ずる措置
3) 酸化分解方式の施設にあっては、次によること。	
(1) 分解槽内の水素イオン濃度指数を測定し、廃酸又は廃アルカリ、酸化剤及び中和剤の供給量を適度に調節すること。	分解槽内の水素イオン濃度指数の測定方法。廃酸又は廃アルカリ及び中和剤等の供給量の調節方法
(2) シアン化合物を含む廃酸又は廃アルカリと酸化剤及び中和剤との混合を十分に行うこと。	廃酸又は廃アルカリと中和剤等との混合方法
(3) 酸化分解によって生じたガスにより周囲の生活環境が損なわれないように必要な措置を講ずること。	煙突から排出されるガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにするための措置。

参考資料 2

川崎市廃棄物処理施設設置許可等に関する要綱

(平成17年7月1日制定)

目次

- 第1章 総則(第1条～第3条)
- 第2章 事前協議(第4条～第6条)
- 第3章 許可等の申請及び届出(第7条・第8条)
- 第4章 告示及び縦覧等(第9条～第13条)
- 第5章 専門家への意見聴取(第14条)
- 第6章 欠格要件等の審査(第15条・第16条)
- 第7章 廃棄物処理施設審査会(第17条～第21条)
- 第8章 許可手続き等(第22条・第23条)
- 第9章 使用前検査(第24条)
- 第10章 維持管理等(第25条・第26条)
- 第11章 補則(第27条～第30条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)に規定する一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設(以下「廃棄物処理施設」という。)の許可、認可、認定及び届出(以下「許可等」という。)について必要な事項を定める。

(対象となる許可等)

第2条 この要綱の対象となる許可等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法第8条第1項又は第15条第1項に規定する設置許可
- (2) 法第9条第1項又は第15条の2の6第1項に規定する変更許可
- (3) 法第9条第3項(法第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。)の規定による軽微な変更等の届出
- (4) 法第9条の2の4第1項又は第15条の3の3第1項に規定する熱回収施設設

置者の認定

- (5) 法第9条の5第1項(法第15条の4において準用する場合を含む。)に規定する譲受け又は借受けの許可
- (6) 法第9条の6第1項(法第15条の4において準用する場合を含む。)に規定する合併又は分割の認可
- (7) 法第9条の7第2項(法第15条の4において準用する場合を含む。)に規定する相続の届出
- (8) 法第15条の2の5に規定する産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出

(用語の定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 設置計画 法第8条第2項第6号及び第15条第2項第6号に規定する廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画をいう。
- (2) 維持管理計画 法第8条第2項第7号及び第15条第2項第7号に規定する廃棄物処理施設の維持管理に関する計画をいう。
- (3) 専門家会議 川崎市附属機関設置条例(平成27年川崎市条例第1号)別表第1に掲げる川崎市廃棄物処理施設専門家会議をいう。
- (4) 生活環境影響調査書 法第8条第3項(法第9条第2項において準用する場合を含む。)及び第15条第3項(法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。)に規定する廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類をいう。

第2章 事前協議

(事前協議)

第4条 許可等の申請又は届出を行おうとする者(以下「申請等予定者」という。)は、原則として市長と事前協議を行うものとする。ただし、第2条第4号に規定する認定を受けている者であって、その更新のために第

2条第4号の認定を受けようとする者は除く。

- 2 事前協議を開始しようとする者は、事前協議申込書（要綱第1号様式）及び別表1-1に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

（改善の指導）

第5条 市長は、事前協議において必要と認めるときは、申請等予定者に対し、設置計画、維持管理計画、生活環境影響調査等について改善又は再調査を求めるものとする。

（事前協議の終了）

第6条 市長は、事前協議を終えたときは、申請等予定者に対し、当該事前協議の結果を通知する。

第3章 許可等の申請及び届出

（許可等の申請に必要な書類）

第7条 許可等の申請にあたり、別表1-2に掲げる書類（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する書類の提出部数は、次のとおりとする。ただし、市長は、特に必要と認めるときは、前項の提出部数を増加し、又は減じることができる。

(1) 第9条の縦覧を要する許可等の申請 20部

(2) 許可等の申請（前号の場合を除く） 2部

- 3 第1項に規定する書類を、本市電子申請システムを利用して提出する場合は、書面での提出は省略するものとする。ただし、原本を確認する必要があるもの、第9条の縦覧を要する許可等の申請を除く。

（一般廃棄物処理施設の設置の特例に係る届出）

第8条 法第15条の2の5に規定する届出に必要な書類は、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出書（要綱第9号様式）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第12条の7の17第3項に掲げる書類とする。

- 2 市長は、法第15条の2の5に規定する届

出を受理したときは、受理書（要綱第10号様式）を届出者に交付するものとする。

- 3 法第15条の2の5に規定する届出を行った者は、当該届出に係る変更があったとき、又は当該届出に係る一般廃棄物の処理の事業を廃止したときは、当該変更又は廃止の日から10日以内に、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る変更（廃止）届出書（要綱第11号様式）に、前項の規定により交付された受理書を添付して届け出なければならない。

第4章 告示及び縦覧等

（告示及び縦覧）

第9条 法第8条第4項（法第9条第2項において準用する場合を含む。）又は第15条第4項（法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。）に規定する告示及び縦覧は、別に定めるところにより行なうものとする。

（関係自治体からの意見聴取）

第10条 市長は、前条の告示をしたときは、生活環境保全上の関係がある市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長に申請書（生活環境基準の審査に必要な部分に限る。）を送付し、意見を聴くものとする。

（利害関係者の意見書）

第11条 利害関係者が法第8条第6項（法第9条第2項において準用する場合を含む。）又は第15条第6項（法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき生活環境の保全上の見地からの意見書を市長に提出する場合は、原則として要綱第12号様式によるものとする。

- 2 利害関係者の意見書の内容についての市長の回答は、原則として行わない。

（縦覧後の改善等の取扱い）

第12条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第5条の2又は第7条の2で定める縦覧を要する廃棄物処理施設の許可等の申請書を縦覧の用に供した後は、申請者は、申請書の改善をしてはならない。た

だし、次の場合はこの限りではない。

- (1) 改善を行うことにより、周辺的生活環境の保全についてさらに配慮がなされると認められる場合で、当該改善を行うことを専門家会議が承認したとき。
- (2) 誤字等の訂正など、縦覧書類の審査に影響がない程度の補正をするとき。
- (3) 市長の改善指導により、申請書を訂正するとき。

(縦覧を要する施設の不許可の手續)

第13条 市長は、政令第5条の2又は第7条の2で定める縦覧を要する廃棄物処理施設の許可等の審査において、省令で定める技術上の基準に適合しないと認めるときは、前4条の手續を経ることなく不許可処分とすることができる。

第5章 専門家への意見聴取

(専門家への意見聴取)

第14条 川崎市廃棄物処理施設専門家会議組織運営要綱第3条第1号に規定する市長が特に軽微であると認める場合において、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置又は変更の許可の申請における生活環境の保全等に係る適正な配慮に関する事項について、市長は、書面により専門的知識を有する者の意見を聴取するものとする。

第6章 欠格要件等の審査

(神奈川県警察本部長の意見の聴取等に基づく審査)

第15条 市長は、許可等の申請(第2条第4号を除く。)を受理したときは、法第22条の3第1項の規定により、神奈川県警察本部長の意見を聴取し、当該許可等の申請に係る申請者及び役員等の欠格要件を審査するものとする。

(市区町村長等への照会に基づく審査)

第16条 市長は、許可等の申請(第2条第4号を除く。)を受理したときは、法第22条の5の規定により、当該申請に係る申請者及び役員等の本籍地の市区町村長(当該申請者及び役員等が外国人又は法人である場合に

あつては、所轄する地方検察庁検察官とする。)に対し、当該申請者及び役員等の欠格要件について照会し、審査するものとする。

第7章 廃棄物処理施設審査会

(審査会等の設置)

第17条 市長は、廃棄物処理施設の許可等において、必要な審査を行なうため、廃棄物処理施設審査会、廃棄物処理施設特別審査会及び廃棄物処理施設庁内連絡会を置く。

2 前項に規定する審査会等の庶務は、廃棄物指導課において処理する。

(廃棄物処理施設審査会)

第18条 廃棄物処理施設審査会は、廃棄物指導課長を委員長とし、廃棄物指導課の職員をもって構成する。ただし、委員長に事故のあるときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

2 前項の審査会は、次の場合に開催するものとする。

- (1) 第2条第1号及び第2号に掲げる許可処分のための審査を行なうとき。
- (2) 第2条第5号及び第6号に掲げる譲受け又は借受けの許可処分及び合併又は譲受けの認可処分をするときであつて、市長が特に必要と認めるとき。
- (3) 第2章に規定する事前協議において、市長が特に必要と認めるとき。
- (4) 軽微な変更等の届出において、省令第5条の2又は第12条の8に掲げる事項について特に審査する必要があるとき。
- (5) 第24条の使用前検査を行い、許可基準への適合状況について審査する必要があると認めるとき。
- (6) 第2条第4号に掲げる認定処分のための審査を行なうとき。
- (7) その他市長が特に必要と認めるとき。

3 第1項の審査会は、省令及び別に定める許可基準、認可基準又は認定基準(以下これらを「許可基準等」という。)に対する適合状況等について審査するものとする。

(廃棄物処理施設特別審査会)

第19条 廃棄物処理施設特別審査会は、環境局長を委員長とし、総務部長、環境対策部長、生活環境部長及び廃棄物指導課長をもって

構成する。ただし、委員長に事故のあるときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

2 前項の審査会は、次の場合に開催するものとする。

- (1) 許可等に生活環境の保全上必要な条件を付すとき。
- (2) その他市長が特に必要と認めるとき。

(廃棄物処理施設庁内連絡会)

第 20 条 廃棄物処理施設庁内連絡会は、廃棄物指導課長を委員長とし、次の部局の職員をもって構成する。ただし、委員長に事故のあるときは、委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代行する。

- (1) 廃棄物指導課
 - (2) 環境局環境対策部環境保全課及び環境対策推進課
 - (3) その他廃棄物指導課長が必要と認める部局
- 2 前項の庁内連絡会は、次の場合に開催する。
- (1) 第 4 条の事前協議又は許可等の申請に係る審査において、生活環境保全上の影響について、環境関連法令に関する適合状況の意見を求める必要があるとき。
 - (2) その他市長が特に必要と認めるとき。
- 3 前項の庁内連絡会において審査する事項は、次のとおりとする。
- (1) 省令で定める廃棄物処理施設の技術上の基準への適合状況
 - (2) その他許可等の基準に対する適合状況
- 4 第 2 項の庁内連絡会の開催において必要がある場合は、関係職員の出席を求めるものとする。

(審査会等の特例)

第 21 条 廃棄物処理施設審査会、廃棄物処理施設特別審査会及び廃棄物処理施設庁内連絡会は、緊急を要する場合は、持ち回りにより開催することができる。

第 8 章 許可手続き等

(許可処分等)

第 22 条 市長は、前章における審査により、許可等の申請が許可基準等に適合している

と認めたときは、当該許可等の処分を行なうものとする。

(許可証等の交付等)

第 23 条 市長は、前条の許可等の処分をしたときは、省令又は川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法施行細則（平成 5 年川崎市規則第 28 号。以下「市細則という。」）に定める様式により、許可証、認可証又は認定証（以下これらを「許可証等」という。）を申請者に交付する。

第 9 章 使用前検査

(使用前検査)

第 24 条 法第 8 条の 2 第 5 項（法第 9 条第 2 項において準用する場合を含む。）又は第 15 条の 2 第 5 項（法第 15 条の 2 の 6 第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する使用前検査は、別に定めるところによる。

2 市長は、使用前検査の結果、設置計画に適合していると認めるときは、市細則第 24 条の規定により、当該使用前検査の申請者に廃棄物処理施設使用前検査済証（市細則第 21 号様式）を交付する。

第 10 章 維持管理等

(事故等の報告)

第 25 条 政令第 24 条に規定する特定処理施設において事故が発生したときは、事故等の概要及び講じた措置の概要について、特定処理施設事故等報告書（要綱第 13 号様式）により速やかに市長に報告しなければならない。

(定期検査)

第 26 条 法第 8 条の 2 の 2 第 1 項及び第 15 条の 2 の 2 第 1 項に規定する定期検査を受けようとする者は廃棄物処理施設定期検査申請書（省令様式第二十号の二又は市細則様式第 21 号の 2）を市長に提出しなければならない。

2 市長は定期検査を行ったときは、定期検査結果通知書（省令様式第二十号の三又は市細則様式第 21 号の 3）を申請者に交付する。

3 市長は、定期検査の結果、法第 8 条の 2 第 1 項第 1 号又は法第 15 条の 2 第 1 項第

1号に規定する技術上の基準に適合しないと認めるときは、申請者に改善を指導するものとする。

第11章 補則

(許可証等の再交付)

第27条 許可証等の再交付を受けようとする者は、許可証等再交付申請書(市細則第7号様式)を提出するものとする。

(標準処理期間)

第28条 廃棄物処理施設の設置及び変更の許可、譲受け及び借受けの許可、合併及び分割の認可、使用前検査、熱回収施設設置者の認定並びに定期検査に係る行政手続法第6条に定める標準処理期間は、次のとおりとする。

(1) 政令第5条の2又は第7条の2に定める処理施設の設置及び変更の許可は、申請を受理した日の翌日から起算して5月を経過する日まで

(2) 政令第5条又は第7条施設(前号に掲げる施設を除く。)の設置及び変更の許可は、申請を受理した日の翌日から起算して2月を経過する日まで

(3) 譲受け及び借受けの許可並びに合併及び分割の認可は、申請を受理した日の翌日から起算して2月を経過する日まで

(4) 設置及び変更の許可に係る使用前検査は、申請を受理した日の翌日から起算して1月を経過する日まで

(5) 熱回収施設設置者の認定は、申請を受理した日の翌日から起算して1月を経過する日まで

(6) 定期検査は申請を受理した日の翌日から起算して1月を経過する日まで

2 市長は、前項の規定により標準処理期間の延長をしたときは、理由を付して申請者に通知する。この場合において、申請者から要求があったときは、市長は当該通知を文書により行うものとする。

(申請及び届出の形式的要件)

第29条 申請者又は届出者が法人である場合には、事前協議申込書及び第2条に規定する許可等に係る申請又は届出は、当該法人の

代表者等がこれを行うものとする。

(委任)

第30条 この要綱の運用に必要な事項は、次に掲げるもののほか、別に定める。

(1) 川崎市廃棄物処理施設の設置等の許可申請に係る告示及び縦覧実施要領

(2) 川崎市廃棄物処理施設使用前検査実施要領

附則

(旧要綱の廃止)

1 川崎市廃棄物処理施設の設置等の許可等に関する要綱(15川環廃第1191号)の全部を改正する。

(施行期日)

2 この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

(経過措置)

3 この要綱の施行日前に受理した第2条に規定する許可若しくは認可の申請(この要綱の施行日において許可又は認可の処分を行っていないものに限る。)又は届出のうち平成17年7月1日以後に受理したものは、この要綱の規定に従って審査を行うものとする。

4 旧要綱の規定により委嘱された専門家会議の委員は、この要綱の規定により委嘱されたものとみなす。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成21年11月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 26 年 5 月 20 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和元年 12 月 14 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1-1 事前協議申込書の添付書類

申請等の種類	添付すべき書類	様式番号等
1 設置許可申請	(1) 生活環境影響調査実施計画書	要綱第 2 号様式
	(2) 設置許可申請書 (案)	市細則第 1 3 号様式又は省令様式第十八号
	(3) 設置 (変更) 許可申請書別紙	要綱第 3 号様式
	(4) 施設設置計画概要書	要綱第 4 号様式
2 変更許可申請	(1) 生活環境影響調査実施計画書	要綱第 2 号様式
	(2) 変更許可申請書 (案)	市細則第 1 4 号様式又は省令様式第二十二号
	(3) 設置 (変更) 許可申請書別紙	要綱第 3 号様式
	(4) 施設設置計画概要書	要綱第 4 号様式
3 譲受け等許可申請	(1) 譲受け等許可申請書 (案)	市細則第 1 6 号様式又は省令様式第二十六号
4 合併又は分割認可申請	(1) 合併又は分割認可申請書 (案)	市細則第 1 8 号様式又は省令様式第二十七号
5 相続届	(1) 相続届出書 (案)	市細則第 2 3 号様式又は省令様式第二十八号
6 軽微変更届	(1) 軽微変更届 (案)	市細則第 2 2 号様式又は省令様式第二十三号
7 産業廃棄物において処理する一般廃棄物に係る届出	(1) 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出書 (案)	要綱第 9 号様式
8 熱回収施設設置者認定申請	(1) 熱回収施設設置者認定申請書 (案)	市細則第 3 3 号様式又は省令様式第二十五号の二

備考 申請書又は届出書の様式は、一般廃棄物処理施設に係る様式は「市細則」、産業廃棄物処理施設に係る様式は「省令」に定める様式とする。

別表 1-2 申請の提出書類 (許可・認可・認定申請)

申請等の種類	添付すべき書類	様式番号等
1 設置許可申請	(1) 設置許可申請書	市細則第 1 3 号様式又は省令様式第十八号
	(2) 設置 (変更) 許可申請書別紙	要綱第 3 号様式
	(3) 施設設置計画概要書	要綱第 4 号様式
	(4) 生活環境影響調査書	任意
	(5) 別表 2 に掲げる証明書類	
2 変更許可申請	(1) 変更許可申請書	市細則第 1 4 号様式又は省令様式第二十二号
	(2) 設置 (変更) 許可申請書別紙	要綱第 3 号様式
	(3) 施設設置計画概要書	要綱第 4 号様式
	(4) 生活環境影響調査書	任意
	(5) 別表 2 に掲げる証明書類	
3 譲受け等許可申請	(1) 譲受け等許可申請書	市細則第 1 6 号様式又は省令様式第二十六号
	(2) 別表 2 に掲げる証明書類	
4 合併又は分割認可申請	(1) 合併又は分割認可申請書	市細則第 1 8 号様式又は省令様式第二十七号
	(2) 別表 2 に掲げる証明書類	
5 熱回収施設設置者認定申請	(1) 熱回収施設設置者認定申請書	市細則第 3 3 号様式又は省令様式第二十五号の二

別表 2 申請書に添付する証明書類

申請者が個人の場合は○、法人の場合は●、個人・法人に共通する場合は◎とする。

No.	添付書類	説明	設置・変更	譲受け・借受け※1	合併・分割
1	「定款」又は「寄附行為」の写し		●	●	● ※2
2	「登記事項証明書」	(1)次に掲げる対象者の全員のものを提出すること。 ア 申請者(申請者が法人の場合) イ 申請者の株主等※4 (これらの者が法人である場合) ウ 申請者の法定代理人(申請者が個人であって、かつ未成年の場合であり、その法定代理人が法人である場合) (2)発行後3か月以内のものを提出すること。	◎	◎	● ※2
3	「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」	直前3年の各事業年度のものを提出すること。	●	●	● ※2
4	法人税の納付すべき額を証する書類	直前3年の各事業年度の法人税の「納税証明書(その1)」	●	●	● ※2
5	法人税の納付済額を証する書類	直前3年の各事業年度の法人税の「確定申告書」の写し (1) 税務署に提出した控えを複写すること。 (2) 確定申告書の「別表4(所得の金額の計算に関する明細書)」の写しを添付すること。	●	●	● ※2
6	所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類	直前3年の各年度の所得税の「納税証明書(その1)」	○	○	—
7	所得税の「確定申告書」の写し	(1) 直前3年の各年度のものを提出すること。 (2) 税務署に提出した控えを複写すること。 (3) 「所得税青色申告決算書」又は「収支内訳書」の写しを添付すること。	○	○	—
8	「住民票の写し」	(1) 次に掲げる対象者の全員のものを提出すること。 ア 申請者(申請者が個人の場合) イ 役員※5(申請者が法人の場合) ウ 申請者の政令使用人※6 エ 申請者の株主等※4(これらの者が個人である場合) オ 法定代理人(申請者が個人であって、かつ未成年の場合(法定代理人が法人である場合においては、その役員)) (2) 本籍の記載があるものを提出すること。 (3) 発行後3か月以内のものを提出すること。 (4) 対象者が外国人の場合は住民基本台帳法に規定する国籍等の記載のあるものを提出すること。 (5) 対象者が日本国籍を有する場合で、当該対象者の住所が国外にあるときは、本籍地の市区町村長が発行した「戸籍の附票の写し」を提出すること。	◎	◎	● ※2 ※3

No.	添付書類	説明	設置・変更	譲受け・借受け※1	合併・分割
9	法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号イに係るものに限る。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類	法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号イに係るものに限る。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類を提出すること。 産業廃棄物処理施設の申請に限る。	◎	◎	● ※2
10	申請者の「戸籍謄本」	(1) 申請者の法定代理人（親権者及び後見人）がすべて明らかになるものを提出すること。 (2) 発行後3か月以内のものを提出すること。 申請者が個人の場合で、かつ未成年者である場合に限る。	○	○	—
11	申請者が法第7条第5項第4号イ～ヌに該当しない旨を記載した書類	「誓約書」（要綱第5号様式）を提出すること。 一般廃棄物処理施設の申請に限る。	◎	◎	● ※2 ※3
12	申請者が法第14条第5項第2号イ～へに該当しない旨を記載した書類	「誓約書」（要綱第6号様式）を提出すること。 産業廃棄物処理施設の申請に限る。	◎	◎	● ※2
13	廃棄物処理施設の設置・変更・維持管理に関する技術的能力を証明する書類等	「廃棄物処理施設技術管理者設置等報告書」（市細則第26号様式） (1) 当該報告書には、技術管理者の資格の取得を証する書類を添付すること。 (2) 設置許可申請以外の場合であって、技術管理者に変更がないときは、当該報告書の写しを添付すること。	◎	◎	● ※3
		「産業廃棄物処理責任者設置等報告書」（市細則第24号様式） (1) 法第12条第8項に該当する場合に限る。 (2) 設置許可申請以外の場合であって、処理責任者に変更がないときは、当該報告書の写しを添付すること。	◎	◎	● ※3
14	廃棄物処理施設の設置・変更・維持管理に要する費用の総額並びにその調達方法を記載した書類	「資金計画書」（要綱第7号様式）	◎	◎	● ※3
15	資産に関する調書	「資産調書」（要綱第8号様式） 所得税の確定申告書の写しに、所得税青色申告決算書又は収支内訳書の写しを添付した場合は、提出を要しない。	○	○	—

No.	添付書類	説明	設置・変更	譲受け・借受け※1	合併・分割
16	設置用地を継続して使用する権原を有することを証する書類	(1) 設置用地の「登記事項証明書」を提出すること。 (2) 申請者が土地の所有権を有しない場合にあっては、「賃貸借契約書」等の写しを提出すること。 (3) 公函を提出すること。 (4) 発行後3ヵ月以内のものを提出すること。 設置許可申請以外の場合は、変更があったときに限る。	◎	◎	●
17	廃棄物処理施設の譲り受け等に関する契約書の写し	処理施設の譲受け等に関する契約書（仮契約を含む）	—	◎	—
18	「合併契約書」又は「分割契約書」の写し		—	—	●
19	合併等による承継者又は合併等の相手方が現に行っている事業の概要を説明する書類		—	—	● ※2

備考

- ※1 廃棄物処理施設を承継する者に関するものを提出すること。
- ※2 合併の当事者の一方又は吸収分割により廃棄物処理施設を承継する法人で廃棄物処理施設の許可を受けたものでない法人に関するものを提出すること。
- ※3 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により廃棄物処理施設を承継する法人に関するものを提出すること。
- ※4 株主等とは、発行株式総数の100分の5以上の株式を有する株主、又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者をいう。
- ※5 役員とは、業務を執行する社員、取締役又はこれに準ずる者をいい、相談役、監査役、顧問その他名称を問わず、役員と同等以上の支配力を有する者（いわゆる執行役、支配人等）を含む。なお、登記簿に記載された役員は、常勤及び非常勤の別を問わず、すべて対象となる。
- ※6 政令使用人とは、政令第4条の7に定める使用人であって、本店の代表者、支店の代表者、事業所等における廃棄物の処理に関する契約締結権限を有する者をいう。

参考資料3

川崎市廃棄物処理施設の設置等の許可申請に係る告示及び縦覧実施要領

(平成17年7月1日制定)

(目的)

第1条 この要領は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に規定する一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置等の許可等の申請において、法第8条第4項（法第9条第2項において準用する場合を含む。）又は第15条第4項（法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。）に規定する告示及び縦覧の実施に関し必要な事項を定める。

(告示)

第2条 法第8条第4項（法第9条第2項において準用する場合を含む。）又は第15条第4項（法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。）の規定により、告示する事項は、次のとおりとする。

- (1) 申請年月日
- (2) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 施設の設置場所
- (4) 施設の種類
- (5) 施設において処理する一般廃棄物又は産業廃棄物の種類
- (6) 縦覧の場所、期間及び時間
- (7) 意見書の提出先及び提出期限
- (8) その他必要な事項

(縦覧する書類)

第3条 縦覧する書類（以下「縦覧書類」という。）は次のとおりとする。

- (1) 法第8条第1項及び法第15条第1項に定める設置許可申請にあっては、当該設置許可申請書。法第9条第1項及び法第15条の2の6に規定する変更許可申請にあっては、当該変更許可申請書。
 - (2) 環境省令で定める生活環境に及ぼす影響についての調査結果を記載した書類
- 2 前項第2号の書類は、法第8条第3項ただし書又は法第15条第3項ただし書に定める場合には縦覧を行わない。

(縦覧を実施する場所)

第4条 縦覧書類を縦覧する場所は、次に定める場所とする。

- (1) 廃棄物指導課
 - (2) 施設を設置しようとする区の区役所又はその支所
 - (3) その他市長が必要と認める場所
- 2 縦覧期間は、告示の日から1月間とする。
- 3 縦覧時間は、午前9時から午後5時までとする。
- 4 第2項に規定する縦覧期間のうち、次に定める日は、縦覧は行わない。
- (1) 土曜日及び日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）及びその他の法令で定める休日
 - (3) 1月2日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

(非公開とする事項)

第5条 市長は、縦覧書類を縦覧する場合において、次の事項を非公開とすることができる。

- (1) 申請者及び役員等の本籍又は国籍
- (2) その他、川崎市情報公開条例（平成13年条例第1号）第8条第1号から第6号までに規定されている情報

(縦覧者の遵守事項)

第6条 縦覧者は、次に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 縦覧書類を縦覧場所から持ち出さないこと。
 - (2) 縦覧書類を汚損し、又は破損しないこと。
 - (3) 他の縦覧者に迷惑をかけること。
 - (4) 酒気を帯びていないこと。
 - (5) 職員の指示があった場合は、これに従うこと。
- 2 市長は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止させ、又は禁止することができる。

(縦覧書類の複写及び貸出)

第7条 縦覧書類の複写又は写真撮影等は、縦覧者が廃棄物指導課において縦覧を行う場合であって、当該縦覧者が持参した携帯複写機若しくは写真機等を使用するとき又は庁

舎内の有料複写サービスを利用するときに限り行うことができる。

(関係市町村長への通知)

第8条 法8条第4項(法第9条第2項において準用する場合を含む。)又は第15条第4項(法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。)の規定により告示したときは、遅滞なく、当該廃棄物処理施設の設置に関し生活環境保全上関係がある市区町村長の長に次の事項を通知し、当該市町村長の生活環境保全上の意見を聴くものとする。

- (1) 法8条第4項(法第9条第2項において準用する場合を含む。)又は第15条第4項(法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。)の規定により告示したこと。
- (2) 市町村長からの生活環境保全上の意見を求めること。
- (3) 前号の意見を提出する期限

(利害関係者の意見書)

第9条 法8条第6項(法第9条第2項において準用する場合を含む。)又は第15条第6項(法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。)に規定する意見書は、次により取扱う。

- (1) 提出期限は、告示の日から、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までとする。
- (2) 意見書の様式は、川崎市廃棄物処理施設設置許可等に関する要綱第12号様式とする。ただし、当該様式によらない意見書の提出を妨げない。
- (3) 提出先は、廃棄物指導課とする。
- (4) 提出方法は、次のいずれかによる。
 - ア 廃棄物指導課に直接持参することにより提出する場合
 - イ 郵送により提出する場合(消印日を提出日とみなす。)
 - ウ 電子メールにより提出する場合(受信したファイルが判別できない場合又は当該ファイル内に判別できない文字データが存する場合を除く。)
 - エ ファクシミリ送信(送受信機器の性能又は通信の障害等により、ファクシミリにより受信した意見書に判別できない

文字等が印字された場合を除く。)

2 前項の意見書は、次に定める事項をすべて日本語で記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地)
- (2) 意見書を提出する施設を特定するために必要な事項
- (3) 提出者が利害関係者である旨
- (4) 生活環境の保全上の見地からの意見

3 次の各号のいずれかに該当する場合は、これを利害関係者の意見書として採用しない。

- (1) 提出者に何らの利害関係が推認できず、当該提出者が利害関係者に該当しないことが明白である場合
- (2) 記載内容に記載漏れ又は不備がある場合
- (3) 内容が生活環境の保全上の見地からの意見に該当しないことが明白である場合
- (4) 廃棄物指導課に直接提出されなかった場合で、提出期限に廃棄物指導課に到達しなかったとき。

附則

(施行期日)

この要領は、平成17年7月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和2年7月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

参考資料4 川崎市附属機関設置条例

平成27年3月23日条例第1号

川崎市附属機関設置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、法令又は他の条例若しくは規則で別に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として別表第1及び教育委員会の附属機関として別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関を設置する。

(所掌事務)

第3条 附属機関の所掌事務は、別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれこれらの表の所掌事務の欄に掲げるとおりとする。

(組織)

第4条 附属機関は、別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれこれらの表の委員の定数の欄に掲げる委員をもって組織する。

2 委員は、別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれこれらの表の委員の構成の欄に掲げる者のうちから、市長又は教育委員会(以下「市長等」という。)が委嘱し、又は任命する。

3 市長等は、附属機関に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれこれらの表の委員の任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(会長)

第6条 附属機関に当該附属機関を代表し、会務を総理する者(以下「会長」という。)1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第7条 附属機関は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 附属機関は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 附属機関の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 附属機関は、必要に応じ部会を設置することができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が会議に諮って指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

6 部会の会議については、前条の規定を準用する。

7 附属機関は、その定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が附属機関に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に別表第1及び別

表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関に相当する合議体（以下「従前の合議体」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、第4条第2項の規定により別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の委員として委嘱され、又は任命さ

れたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、同日における従前の合議体の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

別表第1（第2条～第5条関係）（抜粋）
市長の附属機関

附属機関	所掌事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期
川崎市廃棄物処理施設専門家会議	一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置又は変更の許可の申請における生活環境の保全等に係る適正な配慮に関して調査審議すること。	7人以内	学識経験者	2年

※別表第1については、廃棄物処理施設に係る附属機関のみを抜粋

※別表第2については、教育委員会の附属機関に係る内容のため省略

参考資料 5 川崎市廃棄物処理施設専門家会議組織運営要綱

26川環廃第2081号
平成27年3月23日局長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市附属機関設置条例（平成27年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、川崎市廃棄物処理施設専門家会議の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 専門家会議 条例別表第1に掲げる川崎市廃棄物処理施設専門家会議をいう。
- (2) 法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）をいう。
- (3) 臨時委員 条例第4条第3項に規定する臨時委員をいう。
- (4) 会長 条例第6条第1項に規定する会長をいう。

(所掌事務)

第3条 専門家会議は、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置又は変更の許可の申請における生活環境の保全等に係る適正な配慮に関する事項であって、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 法第8条の2第3項（法第9条第2項において準用する場合を含む。）及び第15条の2第3項（法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。）に規定する事項（調査審議する事項について市長が特に軽微であると認める場合を除く。）
- (2) その他市長が特に必要であると認める事項

(専門家会議の委員)

第4条 専門家会議は、次に定める専門分野の委員をもって組織する。

- (1) 廃棄物の処理

- (2) 大気質
- (3) 水質
- (4) 騒音
- (5) 振動
- (6) 悪臭
- (7) 地下水

2 委員は、前項に規定する専門分野（以下単に「専門分野」という。）のいずれかについて専門的知識を有し、科学的見地から判断できる者のうちから市長が委嘱する。

3 複数の専門分野の専門的知識を有する者は、2分野までの専門分野の委員を兼任することができる。

4 市長は、委員が欠けた場合又は委員が長期にわたって不在の場合で、委員のうちに当該専門分野の委員となる資格を有する者があるときは、その委員を、当該専門分野を兼任する委員とすることができる。

(臨時委員)

第5条 市長は、次の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、専門家会議に臨時委員を置くことができる。

- (1) 専門分野のうち、高度に細分化された特殊な専門的知識に係る事項
- (2) 法制、経理その他の専門分野以外の専門的な分野に係る事項

(提出書類)

第6条 会長が専門家会議の調査審議に関し必要と認めるときは、市長は、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設を設置又は変更しようとする者に対し、申請書及び生活環境影響調査書の内容を要約した書類及び図面、その他必要な資料の作成及び提出を求めるものとする。

(意見書)

第7条 専門家会議は、各委員が提出した意見に立脚した総合的な見地からの統一的な意見を取りまとめた意見書を市長に提出するものとする。

(専門家会議の運営)

第8条 専門家会議に出席する職員は、次の部局の職員とする。

- (1) 環境局生活環境部廃棄物指導課

- (2) 環境局環境対策部環境保全課及び環境対策推進課
 - (3) その他市長が認める部局
- 2 専門家会議の庶務は、環境局生活環境部廃棄物指導課において処理する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
(川崎市廃棄物処理施設専門家会議設置要領の廃止)
- 2 川崎市廃棄物処理施設専門家会議設置要領(平成17年7月1日制定)は廃止する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

参考資料 6 川崎市廃棄物処理施設使用前検査実施要領

(平成 17 年 7 月 1 日制定)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）に規定する一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の使用前検査に関し、必要な事項を定める。

(試運転の実施)

第 2 条 試運転をしようとする者は、あらかじめ市長に試運転計画書を提出するものとする。

2 前項の試運転計画書に明示すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 処理施設の許可年月日及び許可番号
 - (2) 処理施設の種類及び処理能力
 - (3) 処理施設において処理する廃棄物の種類
 - (4) 試運転の目的
 - (5) 試運転の予定期間（使用前検査を含む。）
 - (6) 試運転の方法
 - (7) 試運転で確認する項目（環境測定を含む。）
 - (8) 試運転に使用する物の種類及び量（外部から持ち込む場合は搬入先を明記）
 - (9) 試運転で発生した廃棄物の処分方法及び処分先
 - (10) その他必要な事項
 - (11) 帳簿の雛型
- 3 廃棄物処理施設の試運転は、原則として有価物を用いるものとする。

(使用前検査の申請)

第 3 条 使用前検査を受けようとする者は、廃棄物処理施設使用前検査申請書（様式第十九号又は川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法施行細則（平成 5 年川崎市規則第 28 号。以下「市細則」という。）第 20 号様式）を提出するものとする。

2 前項の申請書には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年 9 月 23 日厚生省令第 35 号。）第 12 条の 4 第 2 項に定める書類のほか、次の事項を明らかにした書類を添付するものとする。

- (1) 事業所及び処理施設の配置図
- (2) 処理フロー
- (3) 処理後の産業廃棄物の処理に関する委

託契約書の写し及び当該委託契約に係る収集運搬業者及び処分業者の許可証の写し

- (4) 廃棄物処理施設技術管理者設置等報告書の写し
- (5) 産業廃棄物処理責任者設置等報告書の写し
- (6) 処理施設の概要
- (7) 試運転時の測定データ等（環境測定データ、処理量等）
- (8) 試運転時の稼動状況（測定機器のログデータ等）
- (9) 処理能力の確認
- (10) その他必要な事項

(使用前検査の実施)

第 4 条 市長は、廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者から使用前検査の申請があった場合には、すみやかに使用前検査を実施するものとする。

2 前項の使用前検査の検査事項は次のとおりとする。

- (1) 設置計画
- (2) 処理施設の運転状況

3 第 1 項の使用前検査には、設置者又は技術管理者が立ち会うものとする。

(使用前検査の中止)

第 5 条 市長は、次に定める場合に、使用前検査を中止するものとする。

- (1) 使用前検査の対象となる処理施設が、申請書の内容と大幅に異なる場合
- (2) 処理施設の能力が申請書と大幅に異なる場合
- (3) 維持管理計画で定めた達成値を満たすことができない場合
- (4) その他検査の遂行が困難な場合

(試運転結果の報告)

第 6 条 廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者は、廃棄物処理施設の試運転が終了した場合は、すみやかに市長に試運転結果報告書を提出するものとする。

2 試運転結果報告書に添付すべき事項は、試運転計画書において確認することとした項目とする。

(改善の指導)

第 7 条 市長は、使用前検査の結果、設置計画に適合していない点があると認めるときは、申請者に改善を指導するものとする。

2 市長は、前項の改善指導において施設の改善等が行なわれた場合には、再検査を行うものとする。

(使用前検査済証の交付)

第 8 条 市長は、処理施設が設置計画に適合していると認めた場合は、市細則第 24 条の規定により、廃棄物処理施設使用前検査済証（市細則第 21 号様式）を交付するものとする。

附則

(施行期日)

この要領は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

参考資料7 川崎市生活環境影響調査実施指針

(平成10年8月4日制定)

1 目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に規定する一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設(以下「処理施設」という。)の設置許可申請(変更許可申請を含む。)に当たり、申請者が処理施設の構造・維持管理について、その計画段階で周辺地域の生活環境の保全に適切に配慮することを確保するとともに、設置許可申請を審査するに当たり、申請者の配慮が適切なものか否かを判断するために必要な資料とするため、設置許可を要する全ての処理施設について規定された「生活環境影響調査」を行うために必要な事項を定める。

2 基本的な事項

- (1) 生活環境影響調査において調査すべき事項は、処理施設の存在及び稼働、廃棄物の搬出入及び保管に伴って生じると考えられる大気質、水質、騒音、振動、悪臭及び地下水に係る事項とし、原則として全ての事項について調査を実施する。
- (2) 各調査事項の具体的な項目(以下「生活環境影響調査項目」という。)は、処理施設の種類及び規模、処理される廃棄物の種類及び性状並びに地域特性を勘案して必要な調査項目及び生活環境影響調査項目を申請者が選定すること。
- (3) 状況把握の具体的な方法としては、施設の種類及び規模並びに自然的条件及び社会的条件を踏まえ、調査対象地域を設定したのち、原則として既存の文献・資料及び現地調査により行う。
- (4) 把握する自然的条件及び社会的条

件の項目(以下「把握する自然的条件等」という。)については、調査事項ごとに次に示す事項を基本とする。なお、気象・水象については、調査対象地域の特性等を勘案し、年間を通じた変化をおおむね把握できる程度の調査とする。

ア 大気質 気象(風向、風速、大気安定度等)、土地利用、人家等、交通量及び主要な発生源

イ 水質 水象(河川の流量、流況等)、水利用及び主要な発生源

ウ 騒音 土地利用、人家等、交通量及び主要な発生源

エ 振動 土地利用、地盤性状、人家等、交通量及び主要な発生源

オ 悪臭 気象、土地利用、人家等及び主要な発生源

カ 地下水 地形・地質状況、地下水の状況(帯水層の分布、地下水位及び流動状況等)及び地下水利用状況

- (5) 処理施設の設置により予測される生活環境影響評価項目の変化の程度及びその変化が及ぶ地域の範囲については、計画されている処理施設の構造・維持管理に基づき、一般的に用いられている予測方法(定量的な予測が可能な生活環境影響調査項目については計算式、それが困難な項目については同種の既存事例からの類推等)により行う。なお、生活環境影響調査項目の変化の程度については、その影響が最大になると想定される時期における予測を行う。

3 生活環境影響調査項目

調査項目は、次のとおりとし、大気質、水質及び悪臭にあつては別表の中から必要な項目を選定する。

(1) 大気質

ア 焼却施設の煙突からの排ガス

については、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素及びダイオキシン類、その他処理される廃棄物の種類及び性状から影響が生ずると予想される項目の濃度等

イ 最終処分場における廃棄物の埋立については、粉じんの濃度等

ウ 廃棄物運搬車両の走行等により排出される自動車排気ガスについては、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度等

(2) 水質

処理施設から排出される排水については、生物化学的酸素要求量（BOD）（排出先が海域又は湖沼の場合は、化学的酸素要求量（COD））、浮遊物質（SS）、窒素又はりん含有量（排水基準を定める総理府令別表第2の備考6又は7に定める場合に限る。）及びダイオキシン類の濃度その他処理される廃棄物の種類及び性状から影響が生ずると予想される項目

(3) 騒音

処理施設又は廃棄物運搬車両等から発生する騒音

(4) 振動

処理施設又は廃棄物運搬車両等から発生する振動

(5) 悪臭

煙突等から排出される悪臭又は処理施設から漏洩する悪臭については、廃棄物の種類又は性状から排出が予想される悪臭物質の濃度及び臭気指数等

(6) 地下水

最終処分場周辺の地下水については、その水位及び流動状況等

4 調査範囲

生活環境影響調査における影響調査

の範囲は、次のとおりとする。

(1) 大気質

寄与濃度が最大となると予測される地点及びその周辺の人家等を含む地域

(2) 水質

公共用水域、排水の取水口の直下流等の水道の取水地点等における利水上の支障等が起きると予想される地域

(3) 騒音

騒音の大きさの寄与が最大となると予測される処理施設の設置場所及び廃棄物運搬車両により交通量が相当程度変化する主要搬入道路沿道の周辺の人家等が存在する地点

(4) 振動

振動の大きさの寄与が最大となると予測される処理施設の設置場所及び廃棄物運搬車両により交通量が相当程度変化する主要搬入道路沿道の周辺の人家等が存在する地点

(5) 悪臭

ア 煙突から排出される悪臭については、寄与濃度が最大となると予測される地点及びその周辺の人家等を含む地域

イ 処理施設から漏洩する悪臭については、処理施設周辺の人家等が存在する地域

(6) 地下水

井戸水の取水地点等における利水上の支障等の影響が起きると予想される地域

5 予測手法

生活環境影響調査において採用する標準的な予測手法は、次のとおりとする。

(1) 大気質

プルーム式、パフ式等の大気拡散式を用いて大気質濃度を予測する方法等

- (2) 水質
 - 数値計算手法を用いて水質濃度を予測する方法等
 - (3) 騒音
 - 騒音の距離減衰式を用いて騒音の大きさを予測する方法等
 - (4) 振動
 - 振動の距離減衰式を用いて振動の大きさを予測する方法等
 - (5) 悪臭
 - ア 煙突から排出される悪臭については、(1)に示す拡散式を用いて悪臭濃度を予測する方法等
 - イ 処理施設から漏洩する悪臭については、同種の既存事例からの類推による方法等
 - (6) 地下水
 - 解析式を用いる手法又は定性的な測定方法
- 6 評価
- 処理施設の設置による影響の程度は、生活環境影響調査項目の現況、予測される変化の程度及び環境基準等の目標を考慮しながら解析し、環境基準等の目標と併せて評価する。
- (1) 大気質
 - ア 環境基本法に基づく大気汚染に係る環境基準等
 - (ア) 「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示25号)
 - (イ) 「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示38号)
 - (ウ) 「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示4号)
 - イ 法令による規制基準及び関係行政機関の指導要綱等の基準
 - (ア) 「大気汚染防止法」に基づく排出基準等
 - (イ) 「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく環境基準(平成11年環境庁告示68号)
 - (ウ) 「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に規定する規制基準等
 - (エ) 「二酸化窒素の短期指針値」(昭和53年中央公害対策審議会答申)
 - (オ) 「塩化水素の短期指針値」(昭和52年環大規136号の第2)
- (2) 水質
 - ア 環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準等
 - (ア) 「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示59号)
 - (イ) 「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について」(平成16年3月環水企発第040331003号、環水土発第040331005号)
 - イ 法令による規制基準及び関係行政機関の指導要綱等の基準
 - (ア) 「水質汚濁防止法」に基づく排水基準等
 - (イ) 「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく環境基準(平成11年環境庁告示68号)
 - (ウ) 「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に規定する規制基準
 - (3) 騒音
 - ア 環境基本法に基づく騒音に係る環境基準等
 - (ア) 「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日環境庁告示64号)
 - イ 法令による規制基準及び関係行政機関の指導要綱等の基準
 - (ア) 「騒音規制法」に基づく規制基準
 - (イ) 「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に規定する規制基準
 - (4) 振動
 - ア 「振動規制法」に基づく規制基準
 - イ 「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に規定する規制基準
 - (5) 悪臭

- ア 「悪臭防止法」に基づく規制基準
- イ 「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に規定する規制基準

(6) 地下水

- ア 環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準等
 - (ア) 「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示59号)
 - (イ) 「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」(平成5年3月8日環水管第21号)に定める要監視項目
 - (ウ) 「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示10号)
- イ 法令による規制基準及び関係行政機関の指導要綱等の基準
 - (ア) 「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく環境基準(平成11年環境庁告示68号)
 - (イ) 「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に規定する規制基準

7 その他

- (1) 大気質、水質、騒音、振動、悪臭又は地下水のうち、処理施設の構造、処理対象廃棄物の種類等により影響の発生が想定されない場合等については、調査の必要はないが、その場合は、調査を行わなかった生活環境影響調査項目及び調査の必要がないと判断した理由を生活環境影響調査書に記載する。
- (2) 生活環境影響調査書は、図表を用いて表すなど分かりやすい記述に努めるとともに、引用した文献又は資料についてはその出典を明らかにする。
- (3) 環境影響評価法(平成9年法律第81号)に基づく評価書又は川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)に基づき実施され

た環境影響評価(生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。)報告書であって本指針の要件を満たすものは、生活環境影響調査書とみなす。

附則

(施行期日)

この指針は、平成10年8月4日から施行する。

附則

(施行期日)

この指針は、平成19年5月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この指針は、平成24年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この指針は、令和7年4月1日から施行する。

別 表

I 大気質調査項目

(環境基準設定物質)

1 環境基準が設定されている物質(但し、光化学オキシダント生成要因物質を除く。)

- (1) 二酸化硫黄
- (2) 二酸化窒素
- (3) 一酸化炭素
- (4) 浮遊粒子状物質
- (5) ダイオキシン類
- (6) ベンゼン
- (7) トリクロロエチレン
- (8) テトラクロロエチレン
- (9) ジクロロメタン
- (10) 微小粒子状物質

(規制物質)

2 大気汚染防止法及び川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に規定する物質(但し、環境基準設定物質を除く。)

- (1) カドミウム及びその化合物
- (2) 塩素及び塩化水素
- (3) 弗素、弗化水素及び弗化珪素
- (4) 鉛及びその化合物
- (5) 窒素酸化物
- (6) 硫黄酸化物
- (7) ばいじん
- (8) 一般粉じん
- (9) 特定粉じん
- (10) 炭化水素
- (11) 粒子状物質
- (12) トルエン
- (13) キシレン
- (14) ホルムアルデヒド
- (15) フェノール
- (16) アンモニア
- (17) シアン化合物
- (18) 硫化水素

(有害大気汚染物質)

3 大気汚染防止法で規定する有害大気汚染物質(但し、環境基準設定物質及び規制物質を除く。)

- (1) アクリロニトリル
- (2) アセトアルデヒド
- (3) 塩化ビニルモノマー
- (4) クロロホルム
- (5) 酸化エチレン
- (6) 1、2-ジクロロエタン
- (7) 水銀及びその化合物
- (8) ニッケル化合物
- (9) ヒ素及びその化合物
- (10) 1、3-ブタジエン
- (11) ベリリウム及びその化合物
- (12) ベンゾ [a] ピレン
- (13) マンガン及びその化合物
- (14) 六価クロム化合物
- (15) 塩化メチル
- (16) クロム及び三価クロム化合物

II 水質調査項目

(環境基準設定物質)

1 生活環境の保全に関する環境基準が設定されている物質

- (1) 水素イオン濃度 (pH)
- (2) 生物化学的酸素要求量 (BOD)
- (3) 化学的酸素要求量 (COD)
- (4) 浮遊物質 (SS)
- (5) 溶存酸素量 (DO)
- (6) 大腸菌数
- (7) ノルマルヘキササン抽出物質
- (8) 全窒素
- (9) 全燐
- (10) 亜鉛

2 人の健康の保護に関する環境基準が設定されている物質

- (1) カドミウム
- (2) 全シアン
- (3) 鉛
- (4) 六価クロム
- (5) 砒素

- (6) 総水銀
- (7) アルキル水銀
- (8) PCB
- (9) ジクロロメタン
- (10) 四塩化炭素
- (11) 1、2-ジクロロエタン
- (12) 1、1-ジクロロエチレン
- (13) シス-1、2-ジクロロエチレン
- (14) 1、1、1-トリクロロエタン
- (15) 1、1、2-トリクロロエタン
- (16) トリクロロエチレン
- (17) テトラクロロエチレン
- (18) 1、3-ジクロロプロペン
- (19) チウラム
- (20) シマジン
- (21) チオベンカルブ
- (22) ベンゼン
- (23) セレン
- (24) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
- (25) ふっ素
- (26) ほう素
- (27) 1、4-ジオキサン

(規制物質)

3 水質汚濁防止法及び川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に規定する物質

(但し、環境基準設定物質に掲げる物質を除く)

- (1) 有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る）
- (2) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
- (3) フェノール類含有量
- (4) 銅含有量
- (5) 亜鉛含有量
- (6) 溶解性鉄含有量
- (7) 溶解性マンガン含有量
- (8) クロム含有量
- (9) ニッケル

(要監視物質)

4 平成16年環水企発第040331003号、環水土発第040331005号に定められている物質

- (1) クロロホルム
- (2) トランス-1、2-ジクロロエチレン
- (3) 1、2-ジクロロプロパン
- (4) p-ジクロロベンゼン
- (5) イソキサチオン
- (6) ダイアジノン
- (7) フェニトロチオン（別名ME P）
- (8) イソプロチオラン
- (9) オキシ銅（別名有機銅）
- (10) クロロタロニル（別名T P N）
- (11) プロピザミド
- (12) E P N
- (13) ジクロロボス（別名DDVP）
- (14) フェノブカルブ（別名B PMC）
- (15) イプロベンホス（別名I B P）
- (16) クロロニトロフェン（別名C N P）
- (17) トルエン
- (18) キシレン
- (19) フタル酸ジエチルヘキシル
- (20) ニッケル
- (21) モリブデン
- (22) アンチモン
- (23) 塩化ビニルモノマー
- (24) エピクロロヒドリン
- (25) 全マンガン
- (26) ウラン

(ダイオキシン類)

5 ダイオキシン類対策特別措置法に定める物質（ダイオキシン類）

III 悪臭調査項目

(特定悪臭物質)

1 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第2条第1項に規定する特定悪臭物質

- (1) アンモニア
- (2) メチルメルカプタン
- (3) 硫化水素

- (4) 硫化メチル
- (5) 二硫化メチル
- (6) トリメチルアミン
- (7) アセトアルデヒド
- (8) プロピオンアルデヒド
- (9) ノルマルブチルアルデヒド
- (10) イソブチルアルデヒド
- (11) ノルマルバレルアルデヒド
- (12) イソバレルアルデヒド
- (13) イソブタノール
- (14) 酢酸エチル
- (15) メチルイソブチルケトン
- (16) トルエン
- (17) スチレン
- (18) キシレン
- (19) プロピオン酸
- (20) ノルマル酪酸
- (21) ノルマル吉草酸
- (22) イソ吉草酸

(臭気指数)

- 2 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則別表第10の悪臭の規制基準に示す臭気指数

参考資料8 技術管理者等の資格等に関する指針

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 技術管理者（第2条～第6条）
- 第3章 特別管理産業廃棄物管理責任者（第7条～第10条）
- 第4章 産業廃棄物処理責任者（第11条、第12条）
- 第5章 補則（第13条～第15条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この指針は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第21条第1項に規定する技術管理者、法第12条の2第8項に規定する特別管理産業廃棄物管理責任者及び法第12条第8項に規定する産業廃棄物処理責任者の資格の取得に関する基準及び届出等について定める。

第2章 技術管理者

（技術管理者の資格要件）

第2条 技術管理者の資格要件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年9月23日厚生省令第35号。以下「環境省令」という。）第17条第1項第1号から第4号までに掲げるものとする。

（技術管理者の設置等の報告）

第3条 技術管理者を置いた事業者（事業者が自ら技術管理者としてその一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設（以下これらを「処理施設」という。）を管理する場合を含む。）又は技術管理者を変更した事業者は、川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法施行細則（平成5年川崎市規則第28号。以下「市規則」という。）第30条の規定により、当該事実が発生した日から30日以内に市長に報告しなければならない。

2 前項の報告に係る届出は、市規則が定める第26号様式により行い、技術管理者の

資格の取得を証する書類として次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 技術士の資格にあつては、当該資格の取得を証する書類
- (2) 環境衛生指導員の資格にあつては、環境衛生指導員に任命した都道府県知事又は保健所設置市の市長が作成した実務従事証明書
- (3) 学校教育法等に基づく学業の履修にあつては、当該履修をした学校の学校長が発行した卒業証明書及び履修科目証明書
- (4) 「廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験」にあつては、当該実務を経験した事業所の設置者が作成した実務従事証明書
- (5) 第5条第1項に定めるところにより技術管理者となる場合にあつては、別表1に掲げる講習の修了証

（技術上の実務に従事した経験）

第4条 環境省令第17条第2号及び同条第3号において準用する環境省令第8条の17第2号ロからチまでに規定する「廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験」は、その処理施設又はこれと類似した処理施設において、廃棄物の処理及び処理施設の維持管理に係る技術上の実務を担当し、かつ、適正にこれを遂行した経験とする。

（技術管理者の講習）

第5条 環境省令第17条第4号に該当する者は、別表1に定める講習の修了者とする。
2 市長は、技術管理者となった者であつて、別表1に定める講習を修了していないものに対し、原則として当該講習を受講するように指導するものとする。

（設置又は変更の許可申請に係る特例）

第6条 処理施設の設置又は変更を行おうとする事業者は、環境省令第4条の2の2第1号又は第12条の2の3第1号が定める設置又は変更の許可に係る許可要件に適合するため、法の規制に準拠した当該処理施設のハードに関する事項及びソフトに関する事項に係る設計を行うに足りる知識及び技能を有するものとして、別表1に定める講習を修了した者を技術管理者として置か

なければならない。

第3章 特別管理産業廃棄物管理責任者

(特別管理産業廃棄物管理責任者の資格要件)

第7条 特別管理産業廃棄物管理責任者の資格要件は、環境省令第8条の17第1号及び第2号に掲げる者とする。

(特別管理産業廃棄物管理責任者の設置等の報告)

第8条 特別管理産業廃棄物管理責任者を置いた事業者(事業者が自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となる場合を含む。)又は特別管理産業廃棄物管理責任者を変更した事業者は、市規則第29条の規定により、当該事実が発生した日から30日以内に市長に報告しなければならない。

2 前項の報告に係る届出は、市規則が定める第25号様式により行い、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格の取得を証する書類として次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健婦、保健士、助産婦、看護婦、看護師、臨床検査技師、衛生検査技師及び歯科衛生士の資格にあつては、当該資格の取得を証する書類
- (2) 環境衛生指導員の資格にあつては、環境衛生指導員に任命した都道府県知事又は保健所設置市の市長が作成した実務従事証明書
- (3) 学校教育法等に基づく学業の履修にあつては、当該履修をした学校の学校長が発行した卒業証明書及び履修科目証明書
- (4) 「廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験」にあつては、当該実務を経験した事業所の設置者が作成した実務従事証明書
- (5) 第10条第1項に定めるところにより特別管理産業廃棄物管理責任者となる場合にあつては、別表2に掲げる講習の修了証

(特別管理産業廃棄物管理責任者の実務に従事した経験)

第9条 環境省令第8条の17第2号ロから

チまでに規定する「廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験」は、その事業所又はこれと類似した事業所において特別管理産業廃棄物の管理(廃棄物の発生工程に係る業務又は処理委託に係る事務を含む。)に係る実務を担当し、かつ、適正にこれを遂行した経験とする。

(特別管理産業廃棄物管理責任者の講習)

第10条 環境省令第8条の17第1号ハ及び同条第2号りに規定する「これと同等以上の知識を有すると認められる者」に該当する者(以下「特別管理産業廃棄物管理責任者講習修了者」という。)は、別表2に定める講習の修了者とする。

2 市長は、特別管理産業廃棄物管理責任者となった者であつて、別表2に定める講習を修了していないものに対し、原則として当該講習を受講するように指導するものとする。

第4章 産業廃棄物処理責任者

(産業廃棄物処理責任者の資格要件)

第11条 産業廃棄物処理責任者の資格要件は、産業廃棄物の適正な管理を行うために必要な法の規制等に関する知識を有する者とする。

(産業廃棄物処理責任者の設置等報告)

第12条 産業廃棄物処理責任者を置いた事業者(事業者が自ら産業廃棄物処理責任者となる場合を含む。)又は産業廃棄物処理責任者を変更した事業者は、市規則第28条の規定により、当該事実が発生した日から30日以内に市長に報告しなければならない。

2 前項の届出は、市規則が定める第24号様式により行わなければならない。

第5章 補 則

(兼務)

第13条 技術管理者、特別管理産業廃棄物管理責任者及び産業廃棄物処理責任者は、相互に兼務することを妨げない。

(職務)

第 14 条 技術管理者及び産業廃棄物処理責任者の職務は、情報通信機器を用いて遠隔で実施することができる。ただし、この場合においても、技術管理者及び産業廃棄物処理責任者は、処理施設の管理に支障が生じないように必要な措置を講じなければならない。

2 特別管理産業廃棄物管理責任者の職務は、情報通信機器を用いて遠隔で実施することができる。ただし、この場合においても、特別管理産業廃棄物管理責任者は、特別管理産業廃棄物の保管場所の管理に支障が生じないように必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第 15 条 この指針の運用に際して必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

この指針は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この指針は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この指針は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 5 条及び第 6 条関係)

講習の種類	実施機関
廃棄物処理施設技術管理者講習 管理課程	(財)日本環境衛生センター
廃棄物処理施設技術管理者講習 基礎・管理課程	(財)日本環境衛生センター

別表 2 (第 10 条関係)

講習の種類	実施機関
特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会	(財)日本産業廃棄物処理振興センター

参考資料9

欠格要件（法第7条第5項第4号、
法第14条第5項第2号）

①法第7条第5項第4号

四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ この法律、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ホ 第七条の四第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項若しくは第十四条の三の二第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項（これらの規定を第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第七条の四第一項第三号又は

第十四条の三の二第一項第三号（第十四条の六において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第八条の五第六項及び第十四条第五項第二号ニにおいて同じ。）であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

ヘ 第七条の四若しくは第十四条の三の二（第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第三項（第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

ト ヘに規定する期間内に次条第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ヘの通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であ

つた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

あるもの

ホ 個人で政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ヘ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第十四条第五項第二号ハにおいて同じ。）がイからチまでのいずれかに該当するもの

ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

ル 個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

②法第14条第5項第2号

二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 第七条第五項第四号イからチまでのいずれかに該当する者

ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）

ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの

ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者の

申請様式・報告書等

要綱第1号様式（第4条関係）

事前協議申込書			
(宛先) 川崎市長		年 月 日	
		申請予定者 住 所 ふりがな 氏 名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名) 電話番号 担当者	
川崎市廃棄物処理施設設置許可等に関する要綱第4条第2項の規定により、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設について次のとおり事前協議を申し込みます。			
廃棄物処理施設の区別	<input type="checkbox"/> 一般廃棄物処理施設 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物処理施設		
申請又は届出の種類	<input type="checkbox"/> 設置の許可 <input type="checkbox"/> 合併又は分割の認可 <input type="checkbox"/> 変更の許可 <input type="checkbox"/> 軽微変更等 <input type="checkbox"/> 譲受け又は借受けの許可 <input type="checkbox"/> 相続 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出 <input type="checkbox"/> 熱回収施設設置者の認定		
申請又は届出の概要	別紙申請書（案）又は届出書（案）のとおりに記載		
廃棄物処理施設の設置、変更、譲受け又は借受けの目的			
一般廃棄物処理業又は産業廃棄物処理業の許可の有無及び種類	<input type="checkbox"/> 許可あり <input type="checkbox"/> 許可なし <input type="checkbox"/> 許可申請予定 ()		
※廃棄物処理施設において処理する廃棄物の発生工程、性状、搬出入計画その他の事項			
※廃棄物処理施設において発生した残渣物の性状、処理方法、搬出入計画その他の事項			
※廃棄物処理施設に設置する設備の機種、性能その他の事項			
※廃棄物処理施設の運転計画			
※ 設置用 地の概 要	土地所有者の住所、氏名		
	土地面積及び区分	㎡	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域
	地目及び地域地区	地目	地域地区
	周辺状況		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律以外の法令の規制を受ける場合にあつては、当該法令の名称及び当該法令に基づく手続の進捗状況			

- 欄内にその記載事項の全てを記載できないときは、同欄に「別紙のとおりに記載し、別紙を添付してください。
- ※欄は、設置の許可を申請するとき以外は、変更があるときに記載してください。

要綱第2号様式（第4条関係）

生活環境影響調査実施計画書	
年 月 日	
(宛先) 川崎市長 <div style="text-align: center;"> 申請予定者 住 所 ふりがな 氏 名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名) 電話番号 担当者 </div>	
一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置等の許可の申請に伴う生活環境影響調査 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第3項又は第15条第3項) について、次のとおり 計画しましたので、事前に協議します。	
調査期間	年 月 日 ~ 年 月 日
調査実施機関 (調査を委託する場合は、その機関の名称を記入すること。)	<input type="checkbox"/> 自社 (委託先名称) <input type="checkbox"/> 委託
大気質に関する調査 (付表1を添付すること。調査を行わない場合には、その理由を記入すること。)	<input type="checkbox"/> 調査する (調査しない理由) <input type="checkbox"/> 調査しない
水質に関する調査 (付表2を添付すること。調査を行わない場合には、その理由を記入すること。)	<input type="checkbox"/> 調査する (調査しない理由) <input type="checkbox"/> 調査しない
騒音に関する調査 (付表3を添付すること。調査を行わない場合には、その理由を記入すること。)	<input type="checkbox"/> 調査する (調査しない理由) <input type="checkbox"/> 調査しない
振動に関する調査 (付表4を添付すること。調査を行わない場合には、その理由を記入すること。)	<input type="checkbox"/> 調査する (調査しない理由) <input type="checkbox"/> 調査しない
悪臭に関する調査 (付表5を添付すること。調査を行わない場合には、その理由を記入すること。)	<input type="checkbox"/> 調査する (調査しない理由) <input type="checkbox"/> 調査しない
その他の調査 (底質、土壌、低周波その他上記項目以外について調査を行う場合には、調査項目を記入し、説明資料を添付すること。)	<input type="checkbox"/> 調査する (調査項目) <input type="checkbox"/> 調査しない

- 1 この帳票及び付表において、欄内にその記載事項の全てを記載できないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 2 理由を記入する欄は、できる限り具体的に記入してください。

要綱第2号様式 付表1 (大気質関係)

(第2面)

4 現況把握	自然的条件・社会的条件の把握 (気象状況等の自然的条件及び土地利用等の社会的条件の把握について、出典・文献等、その選定理由を記入すること。)	(自然的条件)
		(社会的条件)
	大気状況の把握 (測定を実施する調査項目は、測定方法・地点・時期等、その設定理由を記入すること。既存データを用いる調査項目は、出典・文献等、その選定理由を記入すること。)	(測定の実施)
		(既存データ利用)
5 調査範囲の設定 (①影響が及ぶものとして調査を実施する範囲、②影響が最大になると予想する地点について、①②の範囲又は地点及びその設定理由を記入すること。)		(影響範囲)
		(最大地点)
6 予測及び評価 (将来予測の手法及び調査結果の評価の手法について、調査項目、発生源、調査範囲(調査地点)等の区別により、それぞれ具体的に記入すること。)		(将来予測の手法)
		(調査結果の評価の手法)

要綱第2号様式 付表2 (水質関係)

(第1面)

<p>1 調査項目 (調査する項目を具体的に記入すること。調査しない項目についてはその理由を記入すること。)</p>	<p>(1) 環境基準設定物質</p> <p>ア 生活環境に係る項目 (河川及び海域)</p> <table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/>水素イオン濃度</td> <td><input type="checkbox"/>大腸菌数</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>生物化学的酸素要求量</td> <td><input type="checkbox"/>ノルマルヘキサン抽出物質</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>化学的酸素要求量</td> <td><input type="checkbox"/>全窒素</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>浮遊物質</td> <td><input type="checkbox"/>全燐</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>溶存酸素量</td> <td><input type="checkbox"/>亜鉛</td> </tr> </table> <p>イ 人の健康の保護に関する項目</p> <table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/>カドミウム</td> <td><input type="checkbox"/>1、1、1-トリクロロエタン</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>全シアン</td> <td><input type="checkbox"/>1、1、2-トリクロロエタン</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>鉛</td> <td><input type="checkbox"/>トリクロロエチレン</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>六価クロム</td> <td><input type="checkbox"/>テトラクロロエチレン</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>砒素</td> <td><input type="checkbox"/>1、3-ジクロロプロペン</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>総水銀</td> <td><input type="checkbox"/>チウラム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>アルキル水銀</td> <td><input type="checkbox"/>シマジン</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>PCB</td> <td><input type="checkbox"/>チオベンカルブ</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>ジクロロメタン</td> <td><input type="checkbox"/>ベンゼン</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>四塩化炭素</td> <td><input type="checkbox"/>セレン</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>1、2-ジクロロエタン</td> <td><input type="checkbox"/>硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>1、1-ジクロロエチレン</td> <td><input type="checkbox"/>ふっ素</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>シス-1、2-ジクロロエチレン</td> <td><input type="checkbox"/>ほう素</td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/>1、4-ジオキサン</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 水素イオン濃度	<input type="checkbox"/> 大腸菌数	<input type="checkbox"/> 生物化学的酸素要求量	<input type="checkbox"/> ノルマルヘキサン抽出物質	<input type="checkbox"/> 化学的酸素要求量	<input type="checkbox"/> 全窒素	<input type="checkbox"/> 浮遊物質	<input type="checkbox"/> 全燐	<input type="checkbox"/> 溶存酸素量	<input type="checkbox"/> 亜鉛	<input type="checkbox"/> カドミウム	<input type="checkbox"/> 1、1、1-トリクロロエタン	<input type="checkbox"/> 全シアン	<input type="checkbox"/> 1、1、2-トリクロロエタン	<input type="checkbox"/> 鉛	<input type="checkbox"/> トリクロロエチレン	<input type="checkbox"/> 六価クロム	<input type="checkbox"/> テトラクロロエチレン	<input type="checkbox"/> 砒素	<input type="checkbox"/> 1、3-ジクロロプロペン	<input type="checkbox"/> 総水銀	<input type="checkbox"/> チウラム	<input type="checkbox"/> アルキル水銀	<input type="checkbox"/> シマジン	<input type="checkbox"/> PCB	<input type="checkbox"/> チオベンカルブ	<input type="checkbox"/> ジクロロメタン	<input type="checkbox"/> ベンゼン	<input type="checkbox"/> 四塩化炭素	<input type="checkbox"/> セレン	<input type="checkbox"/> 1、2-ジクロロエタン	<input type="checkbox"/> 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	<input type="checkbox"/> 1、1-ジクロロエチレン	<input type="checkbox"/> ふっ素	<input type="checkbox"/> シス-1、2-ジクロロエチレン	<input type="checkbox"/> ほう素		<input type="checkbox"/> 1、4-ジオキサン
<input type="checkbox"/> 水素イオン濃度	<input type="checkbox"/> 大腸菌数																																						
<input type="checkbox"/> 生物化学的酸素要求量	<input type="checkbox"/> ノルマルヘキサン抽出物質																																						
<input type="checkbox"/> 化学的酸素要求量	<input type="checkbox"/> 全窒素																																						
<input type="checkbox"/> 浮遊物質	<input type="checkbox"/> 全燐																																						
<input type="checkbox"/> 溶存酸素量	<input type="checkbox"/> 亜鉛																																						
<input type="checkbox"/> カドミウム	<input type="checkbox"/> 1、1、1-トリクロロエタン																																						
<input type="checkbox"/> 全シアン	<input type="checkbox"/> 1、1、2-トリクロロエタン																																						
<input type="checkbox"/> 鉛	<input type="checkbox"/> トリクロロエチレン																																						
<input type="checkbox"/> 六価クロム	<input type="checkbox"/> テトラクロロエチレン																																						
<input type="checkbox"/> 砒素	<input type="checkbox"/> 1、3-ジクロロプロペン																																						
<input type="checkbox"/> 総水銀	<input type="checkbox"/> チウラム																																						
<input type="checkbox"/> アルキル水銀	<input type="checkbox"/> シマジン																																						
<input type="checkbox"/> PCB	<input type="checkbox"/> チオベンカルブ																																						
<input type="checkbox"/> ジクロロメタン	<input type="checkbox"/> ベンゼン																																						
<input type="checkbox"/> 四塩化炭素	<input type="checkbox"/> セレン																																						
<input type="checkbox"/> 1、2-ジクロロエタン	<input type="checkbox"/> 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素																																						
<input type="checkbox"/> 1、1-ジクロロエチレン	<input type="checkbox"/> ふっ素																																						
<input type="checkbox"/> シス-1、2-ジクロロエチレン	<input type="checkbox"/> ほう素																																						
	<input type="checkbox"/> 1、4-ジオキサン																																						
	<p>(2) 規制物質 (環境基準設定物質を除く。) (具体的に記載すること。)</p>																																						
	<p>(3) 要監視物質 (環境基準設定物質、規制物質を除く。) (具体的に記載すること。)</p>																																						
	<p>(4) ダイオキシン類 <input type="checkbox"/>ダイオキシン類</p>																																						
	<p>(5) その他 (具体的に記載すること。)</p>																																						
	<p>(6) 調査しない項目について、その理由</p>																																						

要綱第2号様式 付表2 (水質関係)

(第2面)

2 排水量及び発生源	排出先 (その他の場合は排出先を具体的に記入すること。)	<input type="checkbox"/> 公共水域 <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> その他
	排水の排出量 (排水の排出量を記載すること。)	
	発生源及び発生予想量 (調査項目とした物質の発生源及び発生量(予想値)を記入すること。)	
3 目標値	目標値 (申請者が設定した達成すべき目標値を調査項目ごとに記入すること。)	
	目標値の設定方法 (目標値の法令上の根拠、文献における出典等を記入すること。)	
4 現況把握	自然的条件・社会的条件の把握 (河川、海域、地下水等の水象及び降水量等の自然的条件並びに利水等の社会的条件の把握について、出典・文献等、その選定理由を記入すること。)	(自然的条件)
		(社会的条件)

要綱第2号様式 付表2 (水質関係)

(第3面)

4 (現況把握) (きづき)	水質状況の把握 (測定を実施する調査項目は、測定方法・地点・時期等、その設定理由を記入すること。 既存データを用いる調査項目は、出典・文献等、その選定理由を記入すること。)	(測定の実施)
		(既存データ利用)
5 調査範囲の設定 (①影響が及ぶものとして調査を実施する範囲、②影響が最大になると予想する地点について、①②の範囲又は地点及びその設定理由を記入すること。)		(影響範囲)
		(最大地点)
6 予測及び評価 (将来予測の手法及び調査結果の評価の手法について、調査項目、発生源、調査範囲(調査地点)等の区別により、それぞれ具体的に記入すること。)		(将来予測の手法)
		(調査結果の評価の手法)

要綱第2号様式 付表3 (騒音関係)

(第1面)

1	発生源及び 発生予想レベル (施設の稼働及び 廃棄物等の搬出入 に伴うものを記入 すること。)	
2	目標値 (申請者が設定し た達成すべき目標 値を記入するこ と。)	
	目標値の設定方法 (目標値の法令上 の根拠、文献にお ける出典等を記入 すること。)	
3	自然的条件・社会的 条件の把握 (気象状況等の自 然的条件及び土地 利用等の社会的条 件の把握について、 出典・文献等、 その選定理由を記 入すること。)	(自然的条件)
3	現況把握 (測定を実施する 場合は、測定地 点・時期等、その 設定理由を記入す ること。既存デー タを用いる場合 は、出典・文献等、 その選定理由を記 入すること。)	(社会的条件)
4	調査範囲の設定 (①影響が及ぶも のとして調査を実 施する範囲、②影 響が最大になると 予想する地点につ いて、①②の範囲 又は地点及びその 設定理由を記入す ること。)	(影響範囲)
5	予測及び評価 (将来予測の手法 及び調査結果の評 価の手法について、 発生源ごとに具 体的に記入するこ と。)	(最大地点)
5		(将来予測の手法)
5		(調査結果の評価の手法)

要綱第2号様式 付表4 (振動関係)

(第1面)

<p>1 発生源及び発生予想レベル (施設の稼働及び廃棄物等の搬出入に伴うものを記入すること。)</p>	
<p>2 目標値 (申請者が設定した達成すべき目標値を記入すること。)</p>	
<p>目標値の設定方法 (目標値の法令上の根拠、文献における出典等を記入すること。)</p>	
<p>3 現況把握</p>	<p>(自然的条件)</p>
	<p>(社会的条件)</p>
	<p>(測定の実施)</p>
<p>現況の把握 (測定を実施する場合は、測定地点・時期等、その設定理由を記入すること。既存データを用いる場合は、出典・文献等、その選定理由を記入すること。)</p>	<p>(既存データ利用)</p>
<p>4 調査範囲の設定 (①影響が及ぶものとして調査を実施する範囲、②影響が最大になると予想する地点について、①②の範囲又は地点及びその設定理由を記入すること。)</p>	<p>(影響範囲)</p>
	<p>(最大地点)</p>
<p>5 予測及び評価 (将来予測の手法及び調査結果の評価の手法について、発生源ごとに具体的に記入すること。)</p>	<p>(将来予測の手法)</p>
	<p>(調査結果の評価の手法)</p>

要綱第2号様式 付表5 (悪臭関係)

(第1面)

1 調査項目 (調査する項目を具体的に記入すること。調査しない項目についてはその理由を記入すること。)	(1) 特定悪臭物質 <input type="checkbox"/> アンモニア <input type="checkbox"/> メチルメルカプタン <input type="checkbox"/> 硫化水素 <input type="checkbox"/> 硫化メチル <input type="checkbox"/> 二硫化メチル <input type="checkbox"/> トリメチルアミン <input type="checkbox"/> アセトアルデヒド <input type="checkbox"/> プロピオンアルデヒド <input type="checkbox"/> ノルマルブチルアルデヒド <input type="checkbox"/> イソブチルアルデヒド <input type="checkbox"/> ノルマルバレルアルデヒド <input type="checkbox"/> イソバレルアルデヒド <input type="checkbox"/> イソブタノール <input type="checkbox"/> 酢酸エチル <input type="checkbox"/> メチルイソブチルケトン <input type="checkbox"/> トルエン <input type="checkbox"/> スチレン <input type="checkbox"/> キシレン (o:m:p=1:2:1) <input type="checkbox"/> プロピオン酸 <input type="checkbox"/> ノルマル酪酸 <input type="checkbox"/> ノルマル吉草酸 <input type="checkbox"/> イソ吉草酸
	(2) 臭気指数 <input type="checkbox"/> 臭気指数
	(3) その他の調査項目 (具体的に記載すること。)
	(4) 調査しない項目について、その理由
2 発生源及び発生予想量 (調査項目とした物質の発生源及び発生量(予想値)を記入すること。)	
3 目標値 (申請者が設定した達成すべき目標値を調査項目ごとに記入すること。)	目標値の設定方法 (目標値の法令上の根拠、文献における出典等を記入すること。)

要綱第2号様式 付表5 (悪臭関係)

(第2面)

4 現況把握	自然的条件・社会的条件の把握 (気象状況等の自然的条件及び土地利用等の社会的条件の把握について、出典・文献等、その選定理由を記入すること。)	(自然的条件)
		(社会的条件)
	現況の把握 (測定を実施する調査項目は、測定方法・地点・時期等、その設定理由を記入すること。既存データを用いる調査項目は、出典・文献等、その選定理由を記入すること。)	(測定の実施)
		(既存データ利用)
5 調査範囲の設定 (①影響が及ぶものとして調査を実施する範囲、②影響が最大になると予想する地点について、①②の範囲又は地点及びその設定理由を記入すること。)		(影響範囲)
		(最大地点)
6 予測及び評価 (将来予測の手法及び調査結果の評価の手法について、調査項目、発生源、調査範囲(調査地点)等の区別により、それぞれ具体的に記入すること。)		(将来予測の手法)
		(調査結果の評価の手法)

要綱第3号様式(第7条第1項関係)

(第1面)

設置（変更）許可申請書別紙

1. 廃棄物処理施設の構造及び設備

施設名称及び施設の主要な設備の型式、構造、処理能力

	施設・設備・装置・機器名称	型式・構造	能力、容量等	数量
中核設備				
中核設備以外				

※設備、装置、機器は処理工程ごとに分類して記載する。

2. 処理に伴って生ずる排ガス及び排水

(1) 排ガス

処 理 方 法	
	
	
	
排ガス量 (Nm ³ /h)		
煙突の数		
煙突の設置位置	施設配置図 のとおり	
煙突の高さ (m)		

(2) 排水

処 理 方 法	
	
	
	
排水量 (m ³ /日)		
放流口の数		
放流口の位置	施設配置図 のとおり	
放流先		

要綱第3号様式(第7条第1項関係)

(第3面)

3. 設計計算上達成することができる生活環境への負荷に関する数値

(1) 大気関係

地点	排出ガス量 (Nm ³ /h)	排ガス温度 (°C)	大気汚染物質				
			SPM (mg/Nm ³)	SO _x (ppm)	NO _x (ppm)	HCl (mg/Nm ³)	ダイオキシン類 (ng/Nm ³)
大気汚染物質							
水銀 (μg/Nm ³)	CO (ppm)						

(2) 水質関係

地点	排水量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/l)	COD (mg/l)	SS (mg/l)	その他項目		

(3) 騒音関係

地点	騒音レベル(dB)

(4) 振動関係

地点	振動レベル(dB)

(5) 臭気関係

地点	臭気指数	臭気物質				
		アンモニア (ppm)				
臭気物質						

要綱第3号様式(第7条第1項関係)

(第4面)

4. 周辺地域の生活環境の保全のために達成することとした数値

(1) 大気関係

地点	排出ガス量 (Nm ³ /h)	排ガス温度 (°C)	大気汚染物質				
			SPM (mg/Nm ³)	SO _x (ppm)	NO _x (ppm)	HCl (mg/Nm ³)	ダイオキシン類 (ng/Nm ³)
大気汚染物質							
水銀 (μg/Nm ³)							

(2) 水質関係

地点	排水量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/l)	COD (mg/l)	SS (mg/l)	その他項目	

(3) 騒音関係

地点	騒音レベル(dB)

(4) 振動関係

地点	振動レベル(dB)

(5) 臭気関係

地点	臭気指数	臭気物質				
		アンモニア (ppm)				
臭気物質						

廃棄物処理施設設置計画概要書

1 事業概要及び管理体制

事業概要							
敷地面積	建物面積		用途地域				
担当者	電話	資本金		万円	従業員数	人	
技術管理者							
処理責任者							

2 廃棄物処理施設の稼働計画

1日の稼働スケジュール			年間稼働スケジュール	
施設稼働開始時間	時 分	稼働日数	年間 日	
施設稼働停止時間	時 分	季節的変動の有無	有 無	
施設稼働時間	時間 分			

3 使用する薬剤一覧

薬剤名称	使用量	用途

要綱第4号様式(第7条第1項関係)

(第3面)

6 設計計算の概要(脱水・破碎施設等)

設計計算の概要

施設の種類	
処理方式	
1日の稼働時間	
稼働方法	<input type="checkbox"/> 連続処理 <input type="checkbox"/> バッチ処理 <input type="checkbox"/> その他()
比重の算定根拠	
設計計算式の考え方	
設計計算式	【処理能力】
設計計算式に用いた係数	
採用した係数の算出根拠	
設計計算の結果	【1日あたりの処理能力】

要綱第4号様式(第7条第1項関係)

(第3面)

6 設計計算の概要(焼却施設)

設計計算の概要

施設の種類	
処理方式	
1日の稼働時間	時間(日稼働)
稼働方法	<input type="checkbox"/> 連続処理 <input type="checkbox"/> バッチ処理 <input type="checkbox"/> その他()
焼却対象物の熱量の算定根拠	
焼却炉許容熱負荷の算定根拠	
設計計算式の考え方	
設計計算式	【処理能力】
設計計算式に用いた係数	
採用した係数の算出根拠	
設計計算の結果 【1日あたりの処理能力】	【単焼能力】 【混焼能力】

要綱第4号様式(第7条第1項関係)

(第4面)

7 環境対策

(1) 飛散・流出防止対策の概要

構造上の対策	維持管理上の対策

(2) 騒音対策の概要

構造上の対策	維持管理上の対策

(3) 振動対策の概要

構造上の対策	維持管理上の対策

(4) 防臭対策の概要

構造上の対策	維持管理上の対策

要綱第4号様式(第7条第1項関係)

(第5面)

8 廃棄物の保管施設の概要

(1) 廃棄物受入保管施設の概要

廃棄物の種類	保管場所の容量	保管設備の概要・形状	(保管容量÷処理能力)の値
【混合物】			

(2) 処理後物受入保管施設の概要(処理残渣物を含む)

廃棄物の種類	受入保管場所の容量	保管設備の概要・形状	(保管容量÷処理能力)の値

要綱第4号様式(第7条第1項関係)

(第6面)

9 環境影響調査結果

1 大気質

(1) 煙突排ガスによる影響

ア 長期平均予測濃度調査結果

調査項目	SO ₂ (ppm)	NO ₂ (ppm)	SPM (mg/Nm ³)	ダイオキシン類 (ng/Nm ³)	
現況濃度					
最大着地濃度					
予測濃度					
規制値					
その他必要な項目					
調査項目					
現況濃度					
最大着地濃度					
予測濃度					
規制値					

※最大着地濃度とは、寄与濃度が最大となると予想される地点の濃度とする。
 ※予測濃度は、現況濃度と煙突排ガスの最大濃度を合成した値とする。
 ※規制値の欄は環境基準値や環境目標値等が設定されている場合は記載する。

イ 短期平均予測濃度調査結果

調査項目	SO ₂ (ppm)	SPM (mg/Nm ³)	HCl (mg/Nm ³)		
最大着地濃度					
規制値					

※最大着地濃度とは、寄与濃度が最大となると予想される地点の濃度とする。
 ※規制値の欄は環境基準値や環境目標値等が設定されている場合は記載する。

要綱第4号様式(第7条第1項関係)

(第7面)

(2) 廃棄物運搬車両による影響

調査地点

調査項目	NO ₂ (ppm)				
現況濃度					
車両最大濃度					
予測濃度					
規制値					

※調査地点は、廃棄物運搬車両による影響が大きくなると想定される沿道の地点とする。

※予測濃度とは現況濃度と車両の影響による最大濃度を合成した値とする。

※規制値の欄は環境基準値や環境目標値等が設定されている場合は記載する。

2 水質

放流場所

排水量

調査項目	放流水濃度	現況値	規制値	地点別予測濃度				
SS(mg/l)								
BOD(mg/l)								
COD(mg/l)								
T-P(mg/l)								
T-N(mg/l)								

※調査地点は、放流口から水質の濃度に一定以上の影響を及ぼすと想定される地点とする。

※規制値の欄は環境基準値や環境目標値等が設定されている場合は記載する。

3 騒音

(1) 施設の稼働による影響

調査地点	時間区分	現況値(dB)	施設騒音(dB)	予測値(dB)	規制値(dB)
	朝				
	昼				
	夕				
	夜				
	朝				
	昼				
	夕				
	夜				
	朝				
	昼				
	夕				
	夜				
	朝				
	昼				
	夕				
	夜				

※朝とは午前6時から午前8時、昼とは午前8時から午後6時まで、夕とは午後6時から午後11時、夜とは午後11時から午前6時までとする。

※調査地点は施設の騒音の影響が大きくなると想定される敷地境界上とする。

※現況値とは、施設の設置又は変更前の騒音値。

※施設騒音とは、施設の稼働により生じる騒音値。

※予測値とは、現況値と施設騒音を合成した値。

※規制値の欄は環境基準値や環境目標値等が設定されている場合は記載する。

(2) 廃棄物運搬車両による影響

調査地点	現況値(dB)	車両騒音(dB)	予測値(dB)	規制値(dB)

※調査地点は、廃棄物運搬車両による影響が大きくなると想定される沿道の地点とする。

※現況値とは、施設の設置又は変更前の騒音値。

※車両騒音とは、施設の設置又は変更により増加する廃棄物運搬車両から生じる騒音値。

※予測値とは、現況値と車両騒音を合成した値。

※規制値の欄は環境基準値や環境目標値等が設定されている場合は記載する。

要綱第4号様式(第7条第1項関係)

(第9面)

4 振動

(1) 施設の稼働による影響

調査地点	時間区分	現況値(dB)	施設振動(dB)	予測値(dB)	規制値(dB)
	昼				
	夜				
	昼				
	夜				
	昼				
	夜				
	昼				
	夜				

※昼とは午前8時から午後7時まで、夜とは午後7時から午前8時までとする。

※調査地点は施設の振動の影響が大きくなると想定される敷地境界上とする。

※現況値とは、施設の設置又は変更前の振動値。

※施設振動とは、施設の稼働により生じる振動値。

※予測値とは、現況値と施設振動を合成した値。

※規制値の欄は環境基準値や環境目標値等が設定されている場合は記載する。

(2) 廃棄物運搬車両による影響

調査地点	現況値(dB)	車両振動(dB)	予測値(dB)	規制値(dB)

※調査地点は、廃棄物運搬車両による影響が大きくなると想定される沿道の地点とする。

※現況値とは、施設の設置又は変更前の振動値。

※車両振動とは、施設の設置又は変更により増加する廃棄物運搬車両から生じる振動値。

※予測値とは、現況値と車両振動を合成した値。

※規制値の欄は環境基準値や環境目標値等が設定されている場合は記載する。

5 悪臭

(1) 煙突排ガスによる影響

調査地点		臭気指数	特定悪臭物質濃度				
地点1	現況値						
	施設稼動値						
	予測値						
地点2	現況値						
	施設稼動値						
	予測値						
地点3	現況値						
	施設稼動値						
	予測値						
規制値							

※調査地点は、悪臭の影響が大きくなると想定される敷地境界上とする。

※施設稼動値とは、施設の設置又は変更により発生する特定悪臭物質に係る値とする。

※予測値とは、現況値と施設稼動値の合成値とする。

※規制値の欄は環境基準値や環境目標値等が設定されている場合は記載する。

要綱第4号様式(第7条第1項関係)

(第11面)

(2) 施設からの悪臭の漏洩による影響

調査地点		臭気指数	特定悪臭物質濃度				
地点1	現況値						
	施設稼動値						
	予測値						
地点2	現況値						
	施設稼動値						
	予測値						
地点3	現況値						
	施設稼動値						
	予測値						
規制値							

※調査地点は、影響が大きくなると想定される周辺人家等の位置とする。

※施設稼動値とは、施設の設置又は変更により発生する特定悪臭物質に係る値とする。

※予測値とは、現況値と施設稼動値の合成値とする。

※規制値の欄は環境基準値や環境目標値等が設定されている場合は記載する。

様式第十八号（第十一条関係）

（第1面）

産業廃棄物処理施設設置許可申請書		年 月 日
川崎市長 殿		
申請者 住 所 氏 名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 電話番号		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。		
産業廃棄物処理施設の設置の場所		
産業廃棄物処理施設の種類		
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）		
着 工 予 定 年 月 日		年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日
※許 可 の 年 月 日		年 月 日
※許 可 番 号		
産業廃棄物処理施設の処理能力		$m^3/日$ () 時間 $t/日$ () 時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 面積 m^2 埋立容量 m^3
△産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	産業廃棄物処理施設の位置	
	産業廃棄物処理施設の処理方法	
	産業廃棄物処理施設の構造及び設備	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量 処 理 方 法 （排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
	その他産業廃棄物処理施設の構造等に関する事項	
※事務処理欄		

（日本産業規格 A列4番）

(第2面)

△産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値		
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項		
	その他産業廃棄物処理施設の維持管理に関する事項		
△災害防止のための計画（産業廃棄物の最終処分場である場合）			
焼却灰等、汚泥等、廃水銀等の硫化処理に伴い生ずる廃棄物又は廃石綿等若しくは石綿含有産業廃棄物の熔融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法	特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物	区分	自家処分 委託処分
		処分方法	
	特別管理産業廃棄物	区分	自家処分 委託処分
		処分方法	
△埋立処分の計画（最終処分場の場合）			
△産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項			

(第3面)

申請者（個人である場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
（法人である場合）			
(ふりがな) 名称	住 所		
法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）			
（個人である場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
（法人である場合）			
(ふりがな) 名称	住 所		
役員（法定代理人が法人である場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		
役員（申請者が法人である場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		

(第4面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の 総数	株		出資の額	籍 所
	（ふりがな） 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	
			合	

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

（ふりがな） 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 産業廃棄物処理施設の種類については、脱水施設、焼却施設、中和施設、最終処分場等の別を記入すること。
- 3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
 - (1) 産業廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
- 4 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 焼却灰等の処分方法は、令第7条第3号、第5号、第8号、第10号、第12号及び第13号の2に掲げる施設の場合に記入すること。
- 6 汚泥等の処分方法は、令第7条第4号、第6号及び第11号に掲げる施設の場合に記入すること。
- 7 廃水銀等の硫化処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法は、令第7条第10号の2に掲げる施設に該当する場合に記入すること。
- 8 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法は、令第7条第11号の2に掲げる施設の場合に記入すること。
- 9 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 10 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 11 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

様式第二十二号（第十二条の九関係）

（第1面）

産業廃棄物処理施設変更許可申請書		年 月 日	
川崎市長 殿		申請者 住 所 氏 名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。			
産業廃棄物処理施設の設置の場所			
産業廃棄物処理施設の種類			
許可の年月日		年 月 日	
許可番号			
変更の内容	産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)		
	産業廃棄物処理施設の処理能力	変更後	変更前
		m ³ /日 () 時間 t /日 () 時間 m ³ /時間 t /時間	m ³ /日 () 時間 t /日 () 時間 m ³ /時間 t /時間
		面積 m ² 埋立容量 m ³	面積 m ² 埋立容量 m ³
	△産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画		
△産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画			
変更の理由			
着工予定年月日		年 月 日	
使用開始予定年月日		年 月 日	
※許可の年月日		年 月 日	
※許可番号			
※事務処理欄			

（日本産業規格 A列4番）

(第2面)

申請者（個人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
役員（法定代理人が法人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所
役員（申請者が法人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の 総数	株		出資の額		
	(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本	籍
割			合	住	所

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 産業廃棄物処理施設の種類については、脱水施設、焼却施設、中和施設、最終処分場等の別を記入すること。
- 3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、別紙については、次の図面等を含むこと。
 - (1) 産業廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (2) 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
 - (3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
 - (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
 - (5) 放流水の水質に変更がある場合は、最終処分場の場合は排水基準を定める総理府令第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値
- 4 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。
- 6 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 7 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 8 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

様式第十九号（第十二条の四関係）

産業廃棄物処理施設使用前検査申請書	
年 月 日	
川崎市長 殿	
申請者	
住 所	
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2第5項(法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。)の規定により、産業廃棄物処理施設の使用前検査を受けたいので、関係図面等を添えて申請します。</p>	
許可の年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号
設置場所	
竣工の年月日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日
受付欄	

(日本産業規格 A列4番)

様式第二十六号（第十二条の十一の十二関係）

(第1面)

産業廃棄物処理施設 譲受け 借受け 許可申請書	
年 月 日	
川崎市長 殿	
申請者	
住 所	
氏 名	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4において準用する同法第9条の5第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の譲受け借受けの許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。	
譲受け又は借受けの相手方の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
※譲受け等の許可の年月日	年 月 日
※譲受け等の許可番号	
※事務処理欄	

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

申請者(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
役員(法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所
役員(申請者が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式 の総数	株		出資の額	
	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本	籍
(ふりがな) 氏名又は名称		割	住	所

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」の欄には、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者がいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

様式第二十七号（第十二条の十一の十三関係）

（第1面）

<h2 style="margin: 0;">合併・分割認可申請書</h2>	
年 月 日	
川崎市長 殿	
申請者 名 称 住 所 代表者の氏名 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4において準用する同法第9条の6第1項の規定により、合併又は分割について認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。	
① 産業廃棄物処理施設の設置の場所	
② 産業廃棄物処理施設の種類	
③ 許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
④ 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該産業廃棄物処理施設を承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名	
⑤ 合併又は分割の方法及び条件	
⑥ 合併又は分割の理由	
⑦ 合併又は分割の時期	
※認可の年月日	年 月 日
※認可番号	
※事務処理欄	

（日本産業規格 A列4番）

様式第二十八号（第十二条の十二関係）

(表面)

相続届出書	
年 月 日	
川崎市長 殿	
届出者	
住 所	
氏 名	
電話番号	
<p>産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者の地位を相続により承継したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4において準用する同法第9条の7第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。</p>	
被 相 続 人 と の 続 柄	
被相続人の氏名及び死亡時の住所	氏 名 住 所
産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
相 続 の 開 始 の 日	
※ 事 務 処 理 欄	

(日本産業規格 A列4番)

(裏面)

相続人			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住 所	本 籍 所
法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住 所	本 籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称		住 所	
役員(法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住 所	本 籍 所
	役職名・呼称		
令第6条の10に規定する使用人(相続人に当該使用人がある場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住 所	本 籍 所
	役職名・呼称		
備考			
1 ※欄は記入しないこと。			
2 「相続人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」の欄までの各欄には、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。			
3 この届出書は、相続の日から30日以内に提出すること。			
※ 手数料欄			

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

（宛先）川崎市長

申請者

住所

氏名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

要綱第7号様式(第7条第1項関係)

資 金 計 画 書

事業に要する資金	事業の開始に要する資金の総額	円
	設置に要する資金 (申請手数料含む)	円
	維持管理に要する費用	円
資金	自己資金	円
	金融機関借入資金	円
の 調 達 方 法	そ	円
		円
	の	円
		円
	の	円
		円
	他	円
		円
		円
		円
		円
		円

要綱第8号様式(第7条第1項関係)

資 産 調 書

次のとおり申告します。(年 月 日現在)

年 月 日

申請者

作成者

資 産		負 債 ・ 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金		支 払 手 形	
当 座 預 金		買 掛 金	
定 期 預 金		借 入 金	
その他の預金		未 払 金	
受 取 手 形		前 受 金	
売 掛 金		預 り 金	
有 価 証 券			
棚 卸 資 産			
前 払 金			
貸 付 金			
建 物			
建物附属施設			
機 械 設 備			
車 輛 運 搬 具			
工具・器具・備品			
土 地			
		貸倒引当金	
		事 業 主 借	
事 業 主 貸		元 入 金	
資 産 計		負 債 計	

- 1 この調書は、申請者が個人である場合に提出してください。
- 2 この調書の記載内容を証する書類等の提出を求める場合があります。

様式第二十号の二（第十二条の五の二関係）

産業廃棄物処理施設定期検査申請書		年 月 日
川崎市長 殿		
申請者		
住 所		
氏 名		
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）		
電話番号		
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 2 の 2 第 1 項の規定により、産業廃棄物処理施設の定期検査を受けたいので申請します。</p>		
産業廃棄物処理施設の設置場所		
産業廃棄物処理施設の種類		
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第	号
※事務処理欄		

(日本産業規格 A列4番)

様式第二十五号の二(第十二条の十一の五関係)

(表面)

熱回収施設設置者認定申請書		年 月 日
川崎市長 殿		
申請者 住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号		
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の規定により、産業廃棄物の熱回収施設設置者として認定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。</p>		
熱回収施設の設置の場所		
※ 認 定 の 年 月 日		年 月 日
※ 認 定 番 号		
熱回収に必要な設備に関する事項	設備の種類及びその設備の能力	
	△設備の位置、構造等の設置に関する計画	
	△設備の維持管理に関する計画	
熱回収の内容に関する計画	熱回収施設において処分する産業廃棄物の種類	
	熱回収の方法	
	熱回収率	%
許 可 の 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号	
※事務処理欄		

(日本産業規格 A列4番)

(裏面)

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 設備の種類については、ボイラー、発電機、熱交換器の別を記入すること。
- 3 設備の能力については、ボイラーの最大蒸発量（トン／時）、発電機の出力（キロワット）、熱交換器の能力（キロジュール／時、複数ある場合はそれぞれの能力）を記載すること。
- 4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、△印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。また、次の図面等を含むこと。
 - (1) 設備の位置、構造等の設置に関する計画については、熱回収に必要な設備の位置及び構造、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の位置を示す図を添付すること。
 - (2) 設備の維持管理に関する計画については、ボイラー、発電機又は熱交換器についての維持管理に関する計画を記載すること。また、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の機能を健全に維持するために行う定期的な点検、補修等の計画も記載すること。
- 5 熱回収の方法については、発電、発電以外の熱利用、発電・熱利用の併用の別を記入すること。
- 6 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。
- 7 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

様式第二十五号の四(第十二条の十一の十一関係)

熱回収施設休廃止等届出書		年 月 日
川崎市長 殿		
届出者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号		
熱回収施設を休廃止等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条の4において準用する同令第5条の5の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。		
熱回収施設の設置の場所		
認定の年月日及び認定番号		年 月 日 第 号
熱回収を行わなくなったとき	理由	
	年月日	年 月 日
廃止、休止又は再開したとき	理由	(廃止・休止・再開の別)
	年月日	年 月 日
熱回収に必要な設備を変更したとき	△変更の内容	
	理由	
	年月日	年 月 日
※ 事務処理欄		
備考 1 ※欄は記入しないこと。 2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 3 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。		

(日本産業規格 A列4番)

様式第二十五号の五（第十二条の十一の十一関係）

<p>熱回収報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>川崎市長 殿</p> <p style="text-align: center;">報告者 住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 12 条の 11 の 11 において準用する同令第 5 条の 5 の 11 の規定により、熱回収に関する報告書を提出します。</p>	
<p>認 定 の 年 月 日 及 び 認 定 番 号</p>	<p>年 月 日 第 号</p>
<p>年 4 月 1 日から 年 3 月 31 日までの年間の熱回収率</p>	<p style="text-align: center;">%</p>
<p>備考 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 5 条の 5 の 5 第 1 項第 4 号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。</p>	

（日本産業規格 A 列 4 番）

様式第二十三号（第十二条の十の二関係）

産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書			
			年 月 日
川崎市長 殿			
届出者			
住 所			
氏 名			
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)			
電話番号			
産業廃棄物処理施設を軽微変更等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 2 の 6 第 3 項において準用する同法第 9 条第 3 項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。			
産業廃棄物処理施設の設置の場所			
産業廃棄物処理施設の種 類			
許可の年月日及び許可番号		年 月 日	第 号
変 更 の 内 容	△ 軽 微 な 変 更		
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名の変更		
	△規則第 12 条の 10 に掲げる事項の変更（同条第 6 号関係を除く。）		
	規則第 12 条の 10 第 6 号に掲げる事項		
	(変更内容が法人に係るものである場合) ※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更		
	(ふりがな)	住 所	
	名 称		
	(変更内容が個人に係るものである場合) ※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更		
	(ふりがな)	生 年 月 日	本 籍
	氏 名	役 職 名 ・ 呼 称	住 所
廃止若しくは休止又は再開の理由		(廃止・休止・再開の別)	
廃止若しくは休止又は再開の年月日		年 月 日	
※ 事 務 処 理 欄			
備考			
1 ※欄は記入しないこと。			
2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。			
3 「規則第 12 条の 10 第 6 号に掲げる事項」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。			
4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。			

(日本産業規格 A 列 4 番)

第24号様式

産業廃棄物処理責任者設置等報告書	
年 月 日	
(宛先) 川崎市長	
報告者 住 所 ふりがな 氏 名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名) 電話番号 担当者 FAX 番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第8項の規定により、産業廃棄物処理責任者を 設置 変更 したので、川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法施行細則第28条 の規定により、次のとおり報告します。	
事業場の名称 及び所在地	電話番号 ()
産業廃棄物処理施設の種類	
設置の許可の年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号
(ふりがな) 産業廃棄物処理責任者の氏名	職名
	氏名
産業廃棄物処理責任者の設置 又は変更の年月日とその事由 (変更の場合にあつては、前 任者の氏名を含む。)	(事由) 年 月 日

第26号様式

<h2 style="margin: 0;">廃棄物処理施設技術管理者設置等報告書</h2>	
(宛先) 川崎市長	年 月 日
報告者	住所
ふりがな	氏名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)	電話番号 担当者
FAX 番号	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条第1項の規定により、廃棄物処理施設技術管理者を 設置 したので、川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法施行細則第30条の変更 変更 規定により、次のとおり報告します。</p>	
廃棄物処理施設の種類	
廃棄物処理施設の設置の場所	
設置の許可の年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号
(ふりがな) 技術管理者の氏名	職名 氏名
技術管理者の設置又は 変更の年月日とその事由 (変更の場合にあつては、 前任者の氏名を含む。)	年 月 日 (事由)
技術管理者の資格	※

※ 技術管理者の資格の取得を証する書類を添付してください。

要綱第13号様式（第25条関係）

特定処理施設事故等報告書

年 月 日

（宛先）川崎市長

届出者
住 所
氏 名
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

特定処理施設において事故等が発生しましたので、川崎市廃棄物処理施設設置許可等に関する要綱第25条の規定により、その状況及び講じた措置の概要について報告します。

廃棄物処理施設の設置場所			
廃棄物処理施設の種 類			
許可の年月日及び許 可 番 号	年 月 日	第	号
事 故 の 発 生 日 時	年 月 日	時	分
事 故 の 状 況 の 概 要			
講 じ た 措 置 の 概 要			

(表面)

産業廃棄物処理施設等における処理実績報告書 (年度)

(宛先) 川 崎 市 長

年 月 日

報告者

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

担当者

F A X 番号

年度の産業廃棄物処理施設等における処理実績について、川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法施行細則第13条第2項又は第31条の規定により、次のとおり報告します。

産業廃棄物処理施設等の所在地					許可番号		
産業廃棄物処理施設等の種類							
処理した産業廃棄物の年間処分量 (単位 t・m ³)		処 理 後 の 産 業 廃 棄 物 の 処 分 量 (単位 t・m ³)					
種 類	年 間 処 分 量	種 類	排 出 量	処 分 先 名 称	許 可 番 号	処 分 方 法	処 分 量

(裏面)

処理した産業廃棄物の年間処分量 (単位 t・m ³)		処理後の産業廃棄物の処分量 (単位 t・m ³)					
種類	年間処分量	種類	排出量	処分先名称	許可番号	処分方法	処分量
合計							

- 備考 1 この報告書は、前年4月1日から3月31日までに処理した産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の量を記載して、 月 日までに提出してください。
- 2 この様式に記載しきれないときは、この「裏面」の様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付してください。

第22号様式の3

産業廃棄物処理施設の設置者の欠格要件に係る届出書

年 月 日

(宛先)川崎市長

届出者

郵便番号

住 所

ふりがな

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

FAX番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第3項において準用する同法第9条第6項又は第7項の規定により、次のとおり届け出ます。

産業廃棄物処理施設の設置場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	第 号
該当する（おそれがある）に至った欠格要件	
欠格要件に該当するに至った具体的事由	
欠格要件に該当するに至った年月日	年 月 日

備考 「該当する（おそれがある）に至った欠格要件」の欄は、法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号イ又はチに係るものを除く。）又は第14条第5項第2号ハからホまで（法第7条第5項第4号イ若しくはチ又は第14条第5項第2号ロに係るものを除く。）のうち該当するに至ったものを記入してください。また、同欄は、第14条第5号第2号イ（法第7条第5項第4号イに係る者に限る。）に該当するおそれがあるものとして環境省令第2条の2の2で定める者に該当するに至った場合はその旨を記入し、この場合には、「欠格要件に該当するに至った具体的事由」及び「欠格要件に該当するに至った年月日」の欄は記入不要です。

令和8年3月

産業廃棄物処理施設許可・認可申請の手引き

編集・発行 川崎市環境局生活環境部廃棄物指導課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

TEL 044-200-2594

FAX 044-200-3923

URL

<http://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000013821.html>



川崎市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

